

資料2

令和5年11月17日

令和5年度第2回千代田区

生物多様性推進会議

ちよだ生物多様性推進プラン 改定素案

自然共生の先進都市をめざす

わたしたちの行動戦略

ちよだ生物多様性推進プランの改定にあたって

～千代田区の 2030 年ネイチャーポジティブの実現に向けて～

千代田区は政治、経済、文化、情報、教育など、様々な分野において先端を行く都市機能が集積する日本の中心地として常に発展しつづけています。さらに、将来にわたり持続的に発展していくために、区、事業者、区民など、あらゆる主体がグローバルな視点のもと、最先端の技術を活かしながら、環境と調和するまちづくりに向けた行動をつづけています。

千代田区では平成 25（2013）年 3 月に「ちよだ生物多様性推進プラン」を策定し、東京 23 区随一の豊かな自然を有する皇居の緑を核に生きもののネットワークを周辺地域にまでつなげ、生物多様性の恵みをより広く享受しながら持続的に発展していく社会を目指して、プランに掲げた取組みを推進してきました。

「ちよだ生物多様性推進プラン」策定から 10 年が経過し、その間、わたしたちを取り巻く地球環境、社会情勢は急激に変化し、気候変動、生物多様性の危機、食料危機といった従来から課題とされてきた諸問題がかつてない勢いで深刻化しています。加えて、令和 2 年以來の新型コロナウイルス（Covid-19）感染症の世界的な感染拡大により、産業・経済、生活、教育など様々な分野で行動制限を余儀なくされました。

これらの課題の大きな原因の一つが、「生物多様性」の損失にあることが、令和 3（2022）年 12 月に採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」や様々な国際会議、研究などで指摘されています。地球規模で生物多様性の損失をくい止め、回復させる「ネイチャーポジティブ」を目指し、だれもが生物多様性を意識した暮らし・社会経済活動を選択するという大きな社会変革が、一刻の猶予なく必要となっています。

千代田区は、区民だけでなく、在勤者、在学者、観光客など様々な立場が生活、経済活動に必要な資材やエネルギー、食べ物などを国内外の資源に支えられて成り立っています。つまり、区民、千代田区にかかわる在勤者・在学者など多様な主体が生物多様性に配慮した持続可能な社会を目指すための行動をただちに選択することこそが、世界のネイチャーポジティブの実現を達成するためのカギとなっているのです。

新しい「ちよだ生物多様性推進プラン」は、区民、千代田区にかかわる在勤者・在学者などあらゆる主体が、区内外の「生物多様性」の保全・回復・持続的利用を意識して主体的に行動していく「社会変革」の戦略です。千代田区は本プランの取組みを一丸となって推進し、2030 年ネイチャーポジティブを実現させることをここに宣言します。

令和 6 年 3 月
千代田区長 樋口高顕

目次

第1章 新しい“ちよだ生物多様性推進プラン”が目指す社会.....	1
1.1 地域戦略改定の背景	1
1.2 生物多様性を取り巻く現状と私たちに求められる姿勢.....	2
1.2.1 世界と日本の動き～“生物多様性”があらゆる社会課題に関係しています～.....	2
1.2.2 千代田区の生物多様性の現状	7
1.2.3 生物多様性の保全にあたってわたしたちに求められる姿勢.....	27
第2章 基本的な考え方と目標	28
2.1 ちよだ生物多様性推進プランの位置付けと改定の方向性.....	28
2.2 対象区域	29
2.3 目標年	29
2.4 2050年将来像.....	29
2.5 2030年目標.....	30
2.6 2050年千代田区が目指すエリア別の将来像	31
第3章 行動計画	37
3.1 2050年将来像・2030年目標の達成に向けた戦略の柱と達成すべき状態、行動計画.....	37
3.2 各主体の主な役割	38
3.3 具体的な行動	42
第4章 推進体制と進行管理.....	62
4.1 推進体制	62
4.2 進行管理	62

【コラム】

・ 皇居と江戸城 ～河川や谷地形を活かして巡らせた内濠・外濠～	9
・ 都市に侵入する外来生物	23
・ 池がなくてもビオトープ！	43
・ 生物多様性をはぐくむ在来種植栽のすすめ	44
・ 都心の緑地と水辺を豊かにするために～わたしたちができること、認証制度の紹介～	45
・ 三井住友海上駿河台緑地のエコロジカルネットワーク形成の取り組み	49
・ 区民参加型モニタリング調査「千代田区生きものさがし」	50
・ 「ちよだ生物多様性大賞」	54
・ 私たちの暮らしは地球何個分の生態系サービスで成り立っている？ ～ “エコロジカル・フットプリント” でわかること～	56
・ 都市の水害を緩和し生きものをはぐくむ雨庭（レインガーデン）	57
・ 「千代田区の森林整備事業」「生物多様性に配慮した森林整備」	59

【資料編】

1. 推進プラン改定の経緯
2. 千代田区の生物多様性
3. 生物多様性に関する千代田区民の意識（アンケート調査）
4. 用語解説

本書の自然環境調査で確認された種の重要種、外来種は次の基準を用いて選定しています。

※平成 23 年度の重要種選定基準

- ・ 文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）
- ・ 哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 I 及び植物 II のレッドリストの見直しについて（環境省 平成 19 年 8 月 3 日）
- ・ 東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～（区部）（東京都 平成 22 年）

※令和 4 年度の重要種選定基準

- ・ 文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号）
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号）
- ・ 環境省報道発表資料 環境省レッドリスト 2020 の公表について（令和 2 年 3 月 27 日）
- ・ 東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト（本土部）2020 年版～（区部）（令和 2 年）

※外来種の選定基準

- ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年 法律第七十八号）

第1章 新しい“ちよだ生物多様性推進プラン”が目指す社会

1.1 地域戦略改定の背景

千代田区は平成 25（2013）年 3 月に都内でもいち早く生物多様性地域戦略「ちよだ生物多様性推進プラン」（以下、「推進プラン」という。）を策定し、これまで、推進プランで掲げた“皇居から広がる生きものネットワーク”の実現をめざし、多様な主体が協働する取組みを推進してきました。これまでの取組みによって、緑地の整備、自然環境や生きものの実態把握、区民の啓発促進などいくつかの成果が得られています。

策定から 10 年が経過しましたが、世界では依然として生物多様性の損失が進み、地球温暖化による影響が顕在化するなど、生物多様性によって支えられてきた私たちの暮らしや経済活動は、その存続が危ぶまれています。今こそ、地球規模で考え、区民一人ひとりが地域で直ちに行動に移すような抜本的な社会変革が求められています。

千代田区は世界を代表する企業が集積する日本の経済の中心地です。事業活動は生物多様性に大きな影響を及ぼす場合がありますが、昨今では、生物多様性の配慮なしには事業活動は成り立たない状況にあり、区内の企業では生物多様性保全に向けて多くの取組みが実行されています。

千代田区は、推進プランの短期目標年次である令和 2（2020）年を迎え、その短期目標の達成状況を把握するとともに、策定以降の生物多様性に関する国内外の状況変化・社会情勢を踏まえながら、長期目標年次の 2050 年に向けて、推進プランの内容について見直しました。また、千代田区が千代田区内にとどまらない広く社会に果たす役割と責任はより一層大きくなっており、千代田区だからこそ果たせるグローバルな目標を掲げる推進プランへと進化・深化した改定版を策定することとしました。

1.2 生物多様性を取り巻く現状と私たちに求められる姿勢

1.2.1 世界と日本の動き～“生物多様性”があらゆる社会課題に関係しています～

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」が採択され、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することが掲げられました。また、2020年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することを短期目標として掲げ、生物多様性条約締約国による積極的な取組みが図られてきました。

平成25（2013）年に推進プランを策定してからこれまでの10年の間に、気候変動による生物多様性の損失の危機がより強く指摘されるようになってきています。令和3（2021）年10～11月に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議では、気候変動の緩和・適応に生態系の保全等が重要な役割を果たすとする「グラスゴー気候合意」が採択されました。

また、令和3（2021）年6月に開催されたG7コーンウォール・サミットでは、ネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を止め反転させる）を達成するため、G7各国が2030年までに自国の陸域と海域の少なくとも30%を保全すること（30by30目標）が提言されました。そのほか、人間と動物の健康と環境の健全性の達成に統合的に取り組む考え方である「ワンヘルス・アプローチ」の強化が合意されました。従来より、生態系サービス（生態系から生み出される自然の恵み）が私たちの暮らしのあらゆる場面に関わりがあるとされており（図1-1）、様々な社会課題の解決に自然を活用する考え方（「自然を活用した解決策（NbS）」）がより一層注目されています。国際自然保護連盟（IUCN）はNbSを

“社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のため行動”と定義づけ、生態系を基盤としたアプローチによる社会課題の解決により人間の幸福が得られ、生物多様性の恩恵を受け続けることができると示しています。

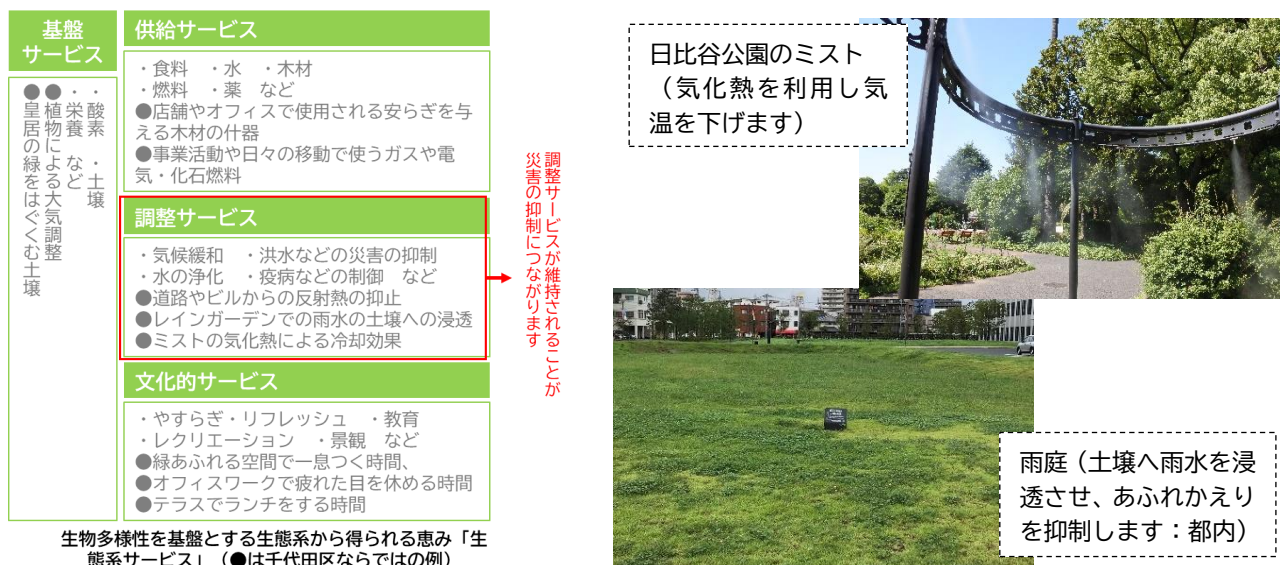


図1-1 「生態系サービス」の例(左)、「生態系サービス」を利用した解決策(NbS)としての調整サービスの仕組みの例(右)

こうした中、令和4（2022）年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部がカナダ・モントリオールで開催され、第一部が開催された中国・昆明での議論の結果とあわせて、ポスト2020生物多様性枠組である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。そして、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030年のミッションとしてネイチャーポジティブを目指すこととされました。

そしてその具体的な目標として

- ・2030年までに陸と海の30%以上を保護・保全するいわゆる「30by30目標」（行動目標3）
- ・NbS（自然に根差した解決策）で気候変動の緩和と適応を推進し、気候変動対策による自然破壊を最小化（行動目標8）

などが採択されています。

日本では、「愛知目標」の達成に向けて、「生物多様性国家戦略 2012-2020」に準じた取組みを進めてきており、令和2（2020）年からはポスト愛知目標にあわせて新しい「生物多様性国家戦略」の検討が行われ、令和5（2023）年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました。「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、2050年ビジョン（将来像）として「自然と共生する社会」、2030年に向けた目標として「自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現」が掲げられ、目標を達成するためには、「炭素中立（カーボンニュートラル）」と「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の課題を同時に解決していくことの重要性がうたわれました。

基本戦略としては、陸と海の30%以上を保全する30by30を指標とした「生態系の健全性の回復」（基本戦略1）、自然のめぐみを活かして気候変動緩和・適応、防災減災、資源循環などの多様な社会課題の解決につなげ、人の幸福と生物多様性の両方に貢献する「自然を活用した社会課題の解決（NbS）」（基本戦略2）、事業活動において自然資本を持続可能に利用する経済活動を広げる「ネイチャーポジティブ経済の実現」（基本戦略3）、私たち一人一人が自然資本を守り活かす社会活動を広げていくための「生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動」（基本戦略4）、そして、これらの取組みを推進していくための「生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進」（基本戦略5）の5つが挙げられました（図1-2）。さらにそれぞれの基本戦略に状態目標（あるべき姿）と行動目標（なすべき行動）や進捗を測るための指標が設定され、2年に一度を基本として実施状況の点検を行いながら進めていく計画となっています。加えて、重要な状態目標として、

“気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、

気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている”状態を目指すことが掲げられ、生物多様性に配慮する行動によって脱炭素化が進み地球温暖化が抑制されるという、まさにネイチャーポジティブの達成に向けた効果的な取組みを行うこととしています。

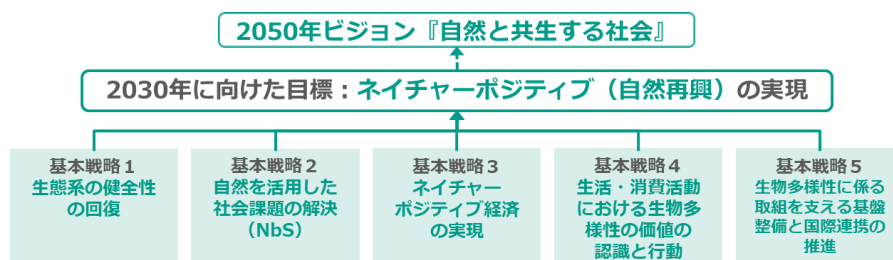


図1-2 「生物多様性国家戦略 2023-2030」の目標と5つの基本戦略

出典・図引用：環境省ホームページ

これらの目標の達成にあたっては、国や行政機関だけの取り組みだけでなく、あらゆる主体の協働が欠かせません。日本は平成 22 (2009) 年に「生物多様性民間参画ガイドライン」し、令和 5 年 (2003) 年に「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略 2023-2030」の策定などの流れをうけて、「生物多様性民間参画ガイドライン」の第 3 版をリリースしました。また、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略 2023-2030」に先んじて、令和 4 (2022) 年に国主導により、企業・自治体・関係団体・NPO などの様々な主体が目標達成にかかる先駆的な取り組みを促し発信するための有志連合として「30by30 アライアンス」が立ち上がるなど、国全体を挙げての協働の動きが活発化しています (図 1-3)。



図 1-3 「30by30 アライアンス」

また、東京都では、令和 5 (2023) 年 4 月に「緑施策の新展開」を改定し、新しく「東京都生物多様性地域戦略」としてリリースしました。「東京都生物多様地域戦略」では、保全を図るエリアを都内に 10,000ha 設けるとする「生物多様性バージョンアップエリア 10,000+」、官民連携によって自然災害へ自然の機能を活用した対策をとっていく「Tokyo-NbS アクション」、そしてそれらの取組みの主要な主体であるわたしたちの行動変革を促す「生物多様性都民行動 100%」の 3 つの柱を具体的行動として掲げています。(図 1-4)。

自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、**生物多様性を回復軌道に乗せる**
=ネイチャーポジティブの実現

2030年目標の実現に向けた3つの基本戦略

I 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

II 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

III 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる



図1-4 「東京都生物多様性地域戦略」（令和5（2023）年4月策定）の概要

出典・図引用：東京都ホームページ ※2030年目標、2030年目標の実現に向けた3つの基本戦略は図からの抜粋

世界・日本の動きにみられるように、生物多様性の保全は単なる自然環境の保全ではなく、私たちの日々の豊かな暮らし、社会経済活動のベースとなっています。一方で、生物多様性の恵みを私たちが持続可能な形で利用していかなければ、地球温暖化や甚大な災害の頻発、食糧危機など、私たちの暮らしに負の影響を及ぼします。昨今では、新型コロナウイルス（Covid-19）などの新たな感染症が脅威となっており、「生物多様性国家戦略 2023-2030」においても、この発生要因が生物多様性の劣化とも深く関わりがあると指摘されていると記載しています。

これらの危機、脅威に立ち向かい、世界と日本が目指すネイチャーポジティブを実現するためには、行動する立場である私たち個人の行動が重要です。「生物多様性国家戦略 2023-2030」の2050年ビジョンである目指すべき自然共生社会像の中でも

“生物多様性の主流化による変革がなされた社会：

生物多様性や生態系が我々の暮らしを支えていること、すなわち自然資本が社会経済の基盤であることが認識され、公共部門、民間部門、そして、一人一人の行動において、生物多様性と生態系に対する配慮が自分ごととして実行されている社会。”

と示しており、私たちの行動を直接支える立場である地方自治体、つまり、千代田区、そしてわたしたち一人ひとりの役割の重みは一層増していると言えます。

1.2.2 千代田区の生物多様性の現状

(1) 千代田区の自然

①千代田区の生物多様性保全の核である皇居の豊かな生態系とそれをつなぐ生態系ネットワーク



皇居の豊かな生態系は都心の生物多様性を支える大切な財産となっています。区内には、皇居吹上御苑、皇居東御苑などのほか、内濠や外濠公園、弁慶濠、日比谷公園、靖国神社や日枝神社の樹林などにも多様な生きものが生息・生育する豊かな自然が存在することが、推進プラン策定にあたっての自然環境調査（平成 22・23 年度）やその後の変化を把握するために令和 4（2022）年度に行った自然環境調査、文献調査などより明らかとなりました（表 1-1）。加えて、緑地の限られる都心においては、街路樹も生きものの移動を支える重要な役割を担っています（図 1-6）。これらの緑地・水辺を千代田区に接する中央区や台東区、港区など近隣区との緑地・水辺のネットワークを形成していくことで、皇居の緑を活かした広範囲における生物多様性保全にもつながります。そして、わたしたちはこれらの区内の豊かな自然を将来の世代に受け継いでいくことが大切です。

一方で、外来種の侵入がみられる場合には、外来種の拡がりを助長してしまうことにつながるため、外来種の侵入を防ぎ、外来種が確認された場合には駆除する、在来種を植栽するなど生物多様性に配慮した緑地整備や維持管理が行われたうえで、生態系ネットワークの形成、強化を図る必要があります。



皇居の豊かな生態系

表 1-1 千代田区内で見られる代表的な豊かな自然環境

<p><草地環境></p> <p>内濠や外濠公園の土手斜面は、規模はそれほど大きくはないものの、定期的な草刈りによって草原的な環境が維持されています。特に外濠公園の土手斜面では、区内の他の場所では見られない様々な草原性植物が生育し、東京都内では希少なワレモコウ、ツリガネニンジン、ノアザミ等が生育しています。また、草丈の低い草地を好むヒメウラナミジャノメや、チガヤを主体とした草地ではショウリョウバッタモドキが確認されています。</p>	 <p>上：外濠公園の良好な草地環境となっている斜面、下：ノアザミ（外濠公園の草地環境）</p>
<p><樹林></p> <p>ホテルニューオータニの斜面、清水谷公園、日枝神社などには古くからの地形と樹林が安定的に維持されており、ギンランやアスカイノデなどの希少な植物の生育も見られます。</p>	 <p>林床で見られるのアスカイノデ</p>

②江戸時代からの歴史的遺構に由来する緑地・水辺、限られた自然地形上に残存する樹林環境

千代田区には歴史的遺構を由来とする武蔵野の自然を感じられる環境が残されています。たとえば皇居の吹上御苑は、武蔵野の自然の復活を求めた昭和天皇のご意向によって、武蔵野の自然に生育する植物の移植が実施されたという歴史があります。現在の吹上御苑には、様々な野生植物が生い茂り、オオタカやアズマモグラが生息するなど、東京の原風景を思わせる自然が広がり、平成 22・23（2010・2011）年度に行った区内の自然環境調査では周辺緑地（内濠、北の丸公園を含む）とあわせて多様な種が確認されており、令和 4（2022）年度調査においても変わらず確認され、区内の生物多様性の核となっていることが分かりました。また清水谷公園や日枝神社は、千代田区内で自然地形の上に成立した植生を今に残す限られた場所であり、自然植生の構成樹種や樹林性の在来植物が安定的に生育しています（写真 1-1、写真 1-2、写真 1-3）。水辺があり緑地が連続する外濠（新見附濠や牛込濠など）や、樹林が発達した靖国神社においては多くの鳥類が確認されました。昆虫類は、外濠公園や日比谷公園など、緑地の規模がより大きく、環境の多様性の高い場所ほど種数が多くなる傾向がみられ、引き続き多くの重要種の生息が確認され、令和 4（2022）年度調査では日比谷公園では皇居から飛来していると考えられるコサナエも確認されています（写真 1-4）。また、抽水植物帯がみられる日比谷公園や外濠（新見附濠や牛込濠）ではウチワヤンマやオオヤマトンボ、コフキトンボ等のトンボ類や、重要種のチョウトンボが確認されています（写真 1-5、写真 1-6、写真 1-7）。



写真 1-1 清水谷公園の地形に沿った樹林・水辺



写真 1-2 日枝神社の樹林環境（スダジイなど）



写真 1-3 靖国神社の樹林環境（スダジイなど）



写真 1-4 日比谷公園のコサナエ



写真 1-5 ウチワヤンマ(外濠の新見附濠・牛込濠)



写真 1-6 水生植物が生える弁慶濠



写真 1-7 日比谷公園心字池のヨシ

コラム 皇居と江戸城 ～河川や谷地形を活かして巡らせた内濠・外濠～

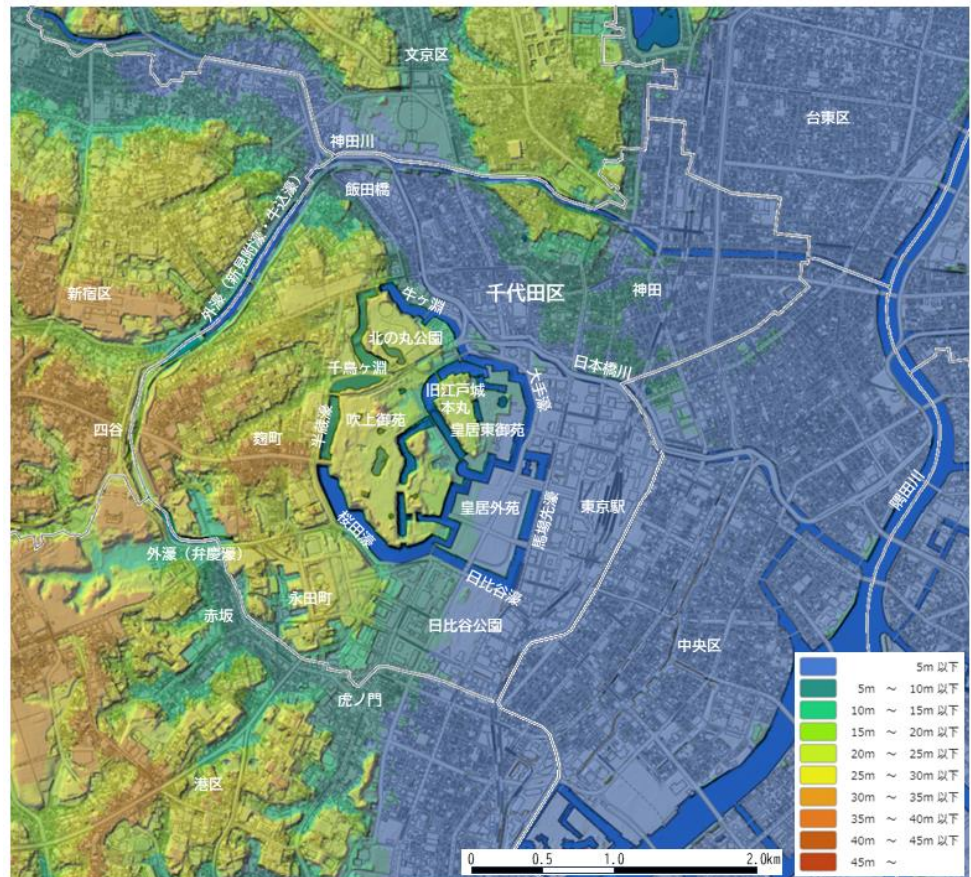
現在の皇居は、東京 23 区随一の豊かな自然が広がる生物多様性の核となる場所です。その成り立ちは天正 18 (1590) 年の徳川家康の江戸入りによって行われた江戸城の本格的な築城と深く関わりがあります。

江戸城付近は武蔵野台地の東端に位置し、東側の現在の日比谷付近には「日比谷入り江」と呼ばれる湾が入り込んでいました。本格的な築城に際してこの湾は埋め立てられ、そこには主に大名屋敷が置かれていました。城の中心は西側の台地上に築かれ、吹上付近一帯は徳川御三家の屋敷やその庭園として植樹や手入れが行われていました。

江戸城築城工事の大きな特徴の一つは、河川や谷地形を活かして巡らせた内濠・外濠の整備です。江戸城北側を流れる神田川（現在の日本橋川）、南側の汐留川（現在の赤坂見附～虎ノ門方面）や台地に入り込む谷地形を活かし、谷の拡幅や一部は台地を開削することで濠を環状につないでいます。

明治元 (1968) 年の江戸城開城、及び昭和 20 (1945) 年の終戦を経て、吹上の屋敷跡や庭園は、植栽された樹木に本来この地に自生する樹木が加わり、吹上御苑として多様な生きものを育む豊かな森に発達しました。また、内濠・外濠は都心部では最大規模の内水面として今に引き継がれ、在来の魚類や水鳥、トンボ、水生植物などの生息・生育の場として貴重な存在となっているほか、濠に面した土手斜面には草原性の植物が特徴的に生育しています。

このように、皇居やその周辺の豊かな自然の多くは、かつての江戸城築城に伴ってかたちづくられた地形や環境が基盤となって成り立っており、そのことが、他にはない、千代田区ならではの生物多様性の大きな特徴であるといえます。



千代田区の地形とお濠（地理院地図をもとに作成）

③都心に次々と誕生する生物多様性に配慮した企業緑地

近年、都心の大規模再開発とあわせて、千代田区内にも生物多様性に配慮した新たな企業緑地が次々と生まれています。これらの緑地では、緑地認証制度（ABINC、SEGES、自然共生サイト、江戸のみどり登録緑地など）に認証・登録されている箇所も多く（写真1-8、図1-5）、緑地の規模は大きくありませんが、緑地と緑地をつなぐコリドーとして、皇居の豊かな緑をつなげ、広げる役割が期待されています。

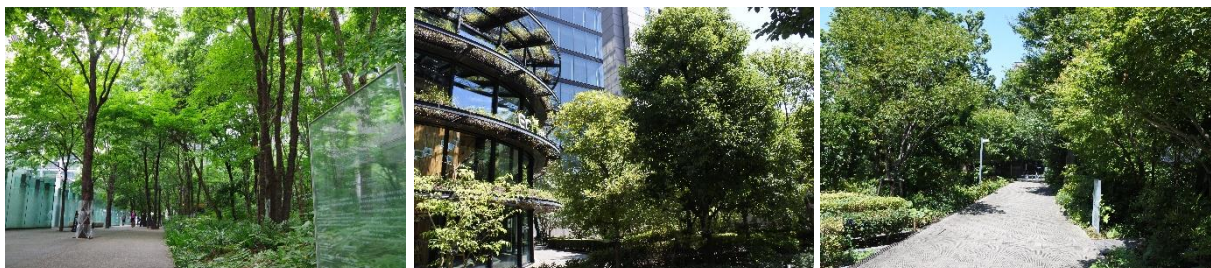


写真1-8 認証緑地の例

（左：大手町タワーの「大手町の森」、中：三井住友海上駿河台新館 ECOM 駿河台、
右：紀尾井町ガーデンテラス）



図1-5 認証緑地（ABINC・SEGES・自然共生サイト・江戸のみどり登録緑地）

★：緑地認証（ABINC・SEGES・自然共生サイト・江戸のみどり登録緑地）

みどりの量(100m)
 60% 以上
 40 - 60%
 20 - 40%
 20% 未満

色の濃い場所は周辺にみどりが多く、ネットワーク性が高い場所であり、生息する生きものが行き来しやすい環境だと考えられます。逆に色が薄い場所、あるいは色がついていない場所は周辺にみどりが少なく、みどりを創出することでそのネットワーク性を回復する必要がある場所であるともとらえることができます。

引用：「生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引」
 (2022, 東京都)の「エコロジカルネットワークマップ」補足資料

④区の様々な制度や仕組みを活用した生物多様性に配慮した緑地の誕生

千代田区では、「緑の基本計画」や「景観まちづくり条例」に基づき、緑化の際に外来種ではなく在来種を植栽するよう指導しています。平成 25（2013）年に策定した推進プランではこれらの制度を活用して、行動計画の一つに「緑地の指定」を定め、取組みを進めてきました。この取組みにより、令和 3（2021）年度までに緑化計画における在来種植栽の助言を約 350 件行いました。また、区内の緑被率※は平成 22（2010）年度は 21.04%であったところ、平成 30（2018）年度には 23.22%と増加し、特に区南西部や前述した③のように企業緑地の誕生の多い丸の内エリアでは緑被の増加がみられました（図 1-6）。

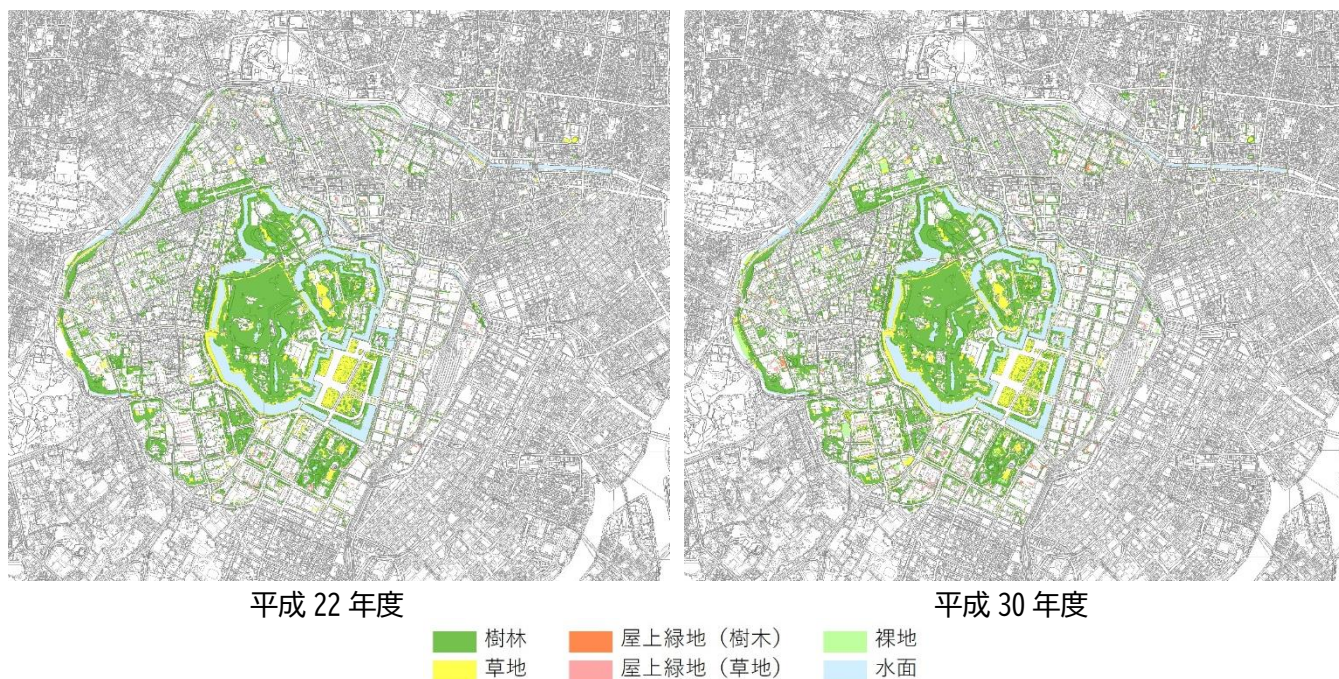


図 1-6 緑被の変化（平成 22 年度、平成 30 年度）

※「千代田区緑の実態調査及び熱分布調査」平成 22 年度、平成 30 年度結果

⑤生きものの生息の場が少ない市街地の環境

市街地には区立公園や街路樹など小規模な緑地がありますが、多くは植生が単調で、ごくわずかな、限られた種類の生きものしか生息していない状況です(写真1-9)。また、それぞれの緑地は孤立しており、生きものが移動し広がっていくような緑地間のつながりに乏しい状態となっています。前回の推進プランでも同じ課題を挙げましたが、現在も同じ課題は引き続き残っており、改善の必要があります。



写真1-9 植生が単調で生きものの少ない公園・緑地
(左：神田児童公園、右：和泉公園)

また、公園内の小規模な池や神田川、日本橋川など垂直護岸化された河川には、水が汚れていたり生きものの隠れ場所となる水生植物帯が十分にならないため、魚やエビなどの水生生物があまり生息していません(写真1-10)。水の浄化や水生植物が生育できる水辺環境の整備などにより、多様な水生生物が生息できる環境を整えていくことが求められます。



写真1-10 水辺の生きものの生息に適さない河川環境
(日本橋川)

(2) 千代田区の生きものたち（自然環境調査）

千代田区内の生物多様性の状況を把握するため、2022（令和4）年度に現地調査を実施しました。調査概要および調査から明らかとなった千代田区の状況を紹介します。

① 調査地点の環境の状況

日比谷公園は大きな緑地で草地や樹林、水域と様々な環境を有し、また皇居近くに位置していることから、今回（2022（令和4）年度）の調査でも引き続き多くの重要種や一般種が確認されています。



日比谷公園

外濠の緑道では、定期的な草刈りにより良好な草地環境が引き続き維持されており、貴重な種が多く確認され、区部では珍しい草地性の植物が多く確認されています。そのことにより、草地性のチョウ類が確認されるなど、千代田区が誇れる生物多様性保全上重要な場所となっています。ただし、一部ではソメイヨシノの衰弱や枯損木の伐採により林床環境が変改しているところもあります。



外濠の緑道の良好な草地

靖国神社や日枝神社、ホテルニューオータニの斜面林では安定した良好な樹林環境が維持されています。



日枝神社の樹林

外濠は樹林や草地に隣接した規模の大きい水域であり、草地性の種や水鳥が引き続き確認されています。



弁慶濠

神田川や日本橋川は、主に三面護岸であり、植生はほぼありません。しかし、水鳥が確認されており、水鳥を支える重要な環境となっています。



神田川

一方、錦華公園や神田児童公園、今回（令和4年度）の調査で新たに追加された大手町 JA ビルや和泉公園、練成公園などの規模の小さな緑地では重要種のみならず一般種も他の緑地と比べ種数が少なく、下層植生が乏しい状態でした。



和泉公園

⑦靖国神社

良好な樹林環境となっています。

⑫東郷元帥記念公園

小規模な緑地で下層植生が乏しいですが、外濠の緑道や区外との生態系ネットワークをつなぐ重要な中継地点となりうる場所で、生物多様性の質を高めていくことが必要です。

⑥外濠の緑道

定期的な草刈りにより良好な草地環境が維持されています。

⑩神田川

両岸が三面護岸により植生はほぼありませんが、主に水鳥が核にされており、水鳥の生息を支える重要な環境の一つになっています。

⑪日本橋川

河川の頭上に首都高速道路があり、鳥類の移動や採餌を妨げている可能性があります。

⑧錦華公園、⑨神田児童公園、⑮大手町JAビル、⑯和泉公園、⑰練成公園 規模の小さな公園

他の緑地と比べ確認された種数が少なく、下層植生が乏しいですが、上野（台東区）の緑とのネットワークをつなぐ重要な中継地点となりうる場所で、生物多様性の質を高めていくことが必要です。



⑬新見附濠・牛込濠、⑭弁慶濠

樹林や草地に隣接した大きな水域で、水鳥の生息を支える重要な環境があります。

③日枝神社、④清水谷公園、⑤ホテルニューオータニ

古くからの地形と樹林が安定的に維持されています。

①日比谷公園

大きな緑地で草地や樹林、水域など様々な環境があり、多くの生きものの重要な生息地の一つとなっています。

図 1-7 2022（令和 4）年度の調査で分かった調査地点ごとの生態系の特徴

②植物の状況

自然環境調査で確認された種数：138科 683種

外濠の緑道沿いの斜面には定期的な下草刈りの実施により良好な草地環境が引き続き維持されています。ホテルニューオータニの斜面、清水谷公園、日枝神社などには古くからの地形と樹林が安定的に維持されており、希少な植物の生育も見られます。また、国会前庭の池において水草の重要種が新たに確認されました。植栽でない場合は、皇居の植物の趣旨が鳥散布により運ばれ、新たに生育したものと考えられます。

一方で、練成公園など市街地内の小規模な公園では他の緑地と較べて植物の種類が少ない状況です。また、ノハカタカラクサ、シマトネリコなど外来植物や生態系への影響が懸念される外来種が増加・新たに出現しています。鉢植えの植物が公園内に放棄されている状況も見られます。



外濠の草地環境



ホテルニューオータニの斜面



国会前庭で確認された
ホザキノフサモ

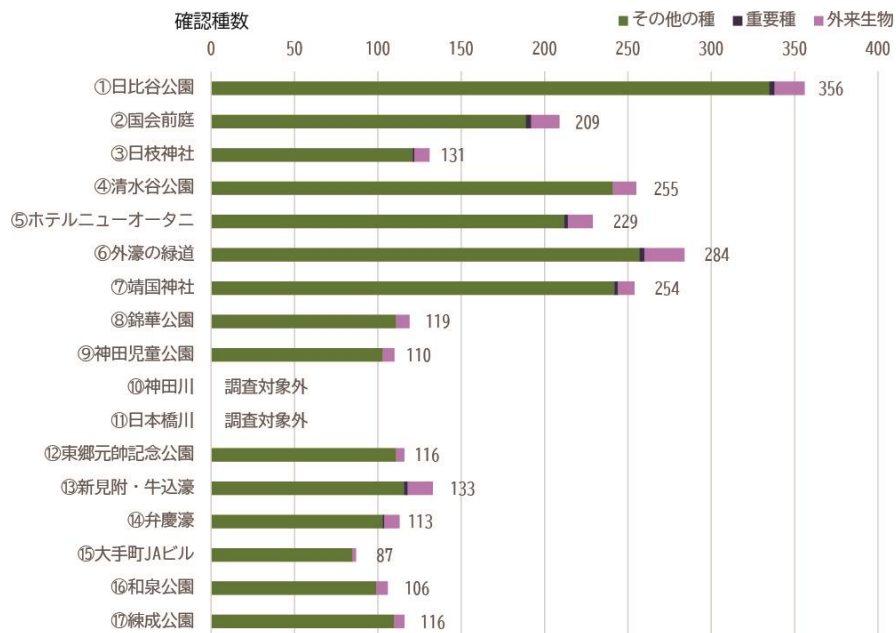


図 1-8 2022（令和 4）年度自然環境調査で確認された調査地点ごとの種数（植物）

③哺乳類・両生類・爬虫類の状況

自然環境調査で確認された種数：哺乳類は2種、両生類は1種、爬虫類は7種

哺乳類では、前回（2010・2011（平成22・23）年度）の調査で確認されたタヌキは、今回（2022（令和4）年度）の調査では確認されていませんが、緑地に大きな変化がないことや、東京都の都市圏へ分布が拡大する傾向にあることから、現在も調査地区内を利用している可能性があります。

両生類については、アズマヒキガエルの調査地区内での繁殖地の数は前回（平成22・23年度）の調査から減少しましたが、日比谷公園では前回（2010・2011（平成22・23）年度）の調査と同じく、幼生が確認されており、生息状況は安定しています。

爬虫類については、草草が維持されている外濠の緑道や国会前庭の斜面地、安定した樹林を形成している日枝神社で、重要種のヒガシニホントカゲの生息環境が良好に維持されていることが確認できました。また、ホテルニューオータニの斜面林は落ち葉の堆積した湿った土壌となっており、重要種のヒバカリの生息に適した環境が維持されています。



日比谷公園のアズマヒキガエルのオタマジャクシ

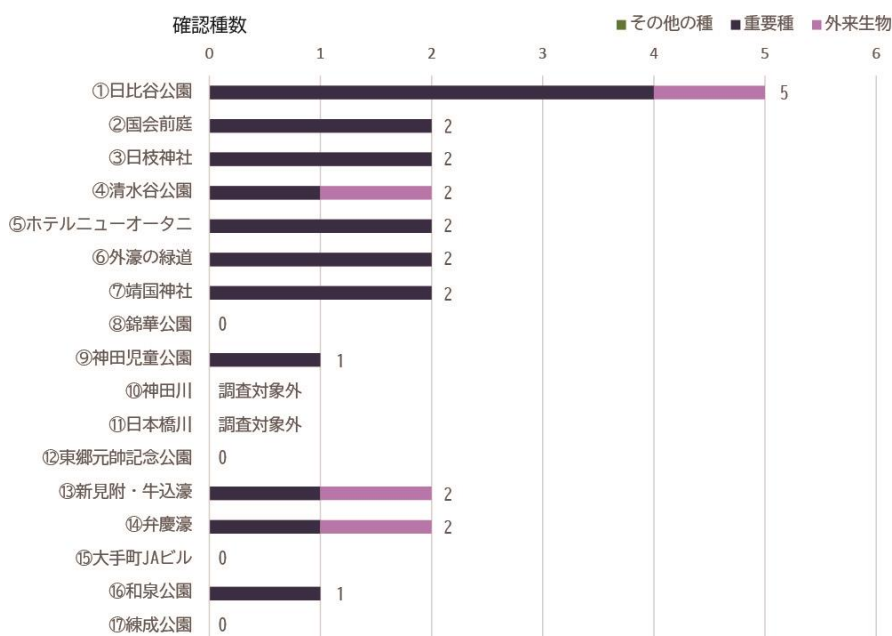


図 1-9 2022（令和4）年度自然環境調査で確認された調査地点ごとの種数（両生爬虫類）

④鳥類の状況

自然環境調査で確認された種数：27科50種

今回（2022（令和4）年度）の調査では前回（2010・2011（平成22・23）年度）の調査で確認されたヒドリガモ、オナガガモ、ノスリ、ハシボソガラス、イワツバメ、エゾムシクイ、センダイムシクイ、シロハラ、ルリビタキ、コサメビタキ、キビタキ、ビンズイの12種が確認されませんでした。このうちエゾムシクイ、センダイムシクイ、コサメビタキは渡りの時期の短期間しか確認されないため、今回の調査で確認できなかった可能性があります。また、イワツバメは近年、個体数が減少傾向にあることが明らかになっています。

今回（2022（令和4）年度）の調査ではヨシガモ、ホシハジロ、チュウサギ、オオバン、イソシギ、ハイタカ、オオタカ、チョウゲンボウ、イソヒヨドリ、エゾビタキの10種が新たに確認されました。このうちオオタカ、チョウゲンボウ、イソヒヨドリは近年、都市部でも確認されるようになったことが影響したと考えられます。

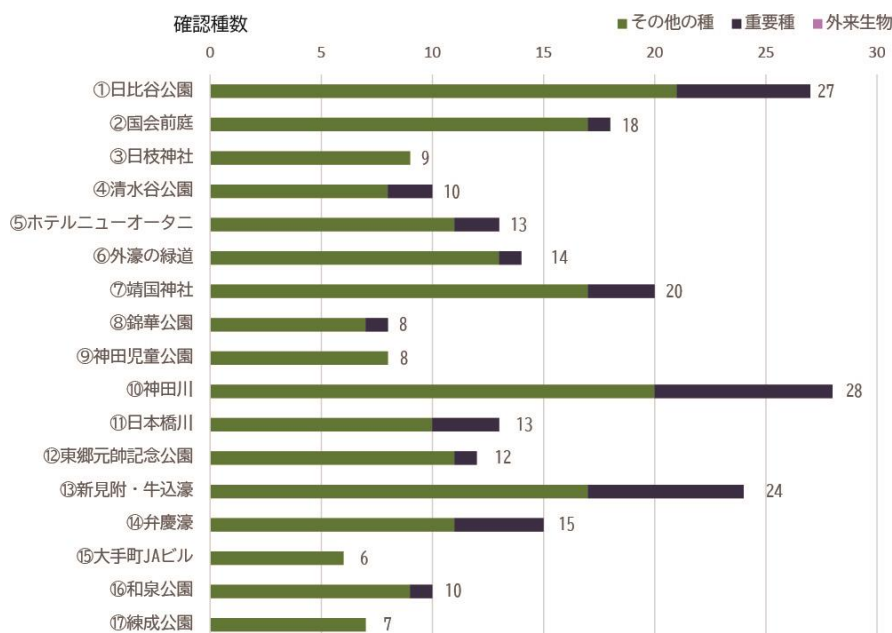


図 1-10 2022（令和4）年度自然環境調査で確認された調査地点ごとの種数（鳥類）

⑤昆虫類の状況

自然環境調査で確認された種数：163科609種

外濠の緑道沿いの斜面では、草刈りにより良好な草地環境が維持されており、ショウリョウバッタモドキやヒメウラナミジャノメが前回（2010・2011（平成22・23）年度）の調査と同じく確認されました。また、ホテルニューオータニと弁慶濠にまたがる緑地や靖国神社、日枝神社、外濠緑道では樹林が維持されてきたことにより、大径木を利用する種や移動性の低い樹林性の種が見られます。

一方で、市街地の小規模な緑地では他の緑地と比べて昆虫類が少なく、なかでも神田児童公園や大手町JAビルの屋上緑地のように下層植生が乏しい場所では特に少ない状況でした。

また、近年に分布拡大や侵入が確認された外来種のカメムシ類を新たに確認しました。その他、特定外来生物のアカボシゴマダラが確認された地点数が増加し、本種がより普通に見られるようになっていることが窺われます。それ以外にも、近年の昆虫類の分布状況の変化を反映した結果となりました。



ヒメウラナミジャノメ



靖国神社の樹林

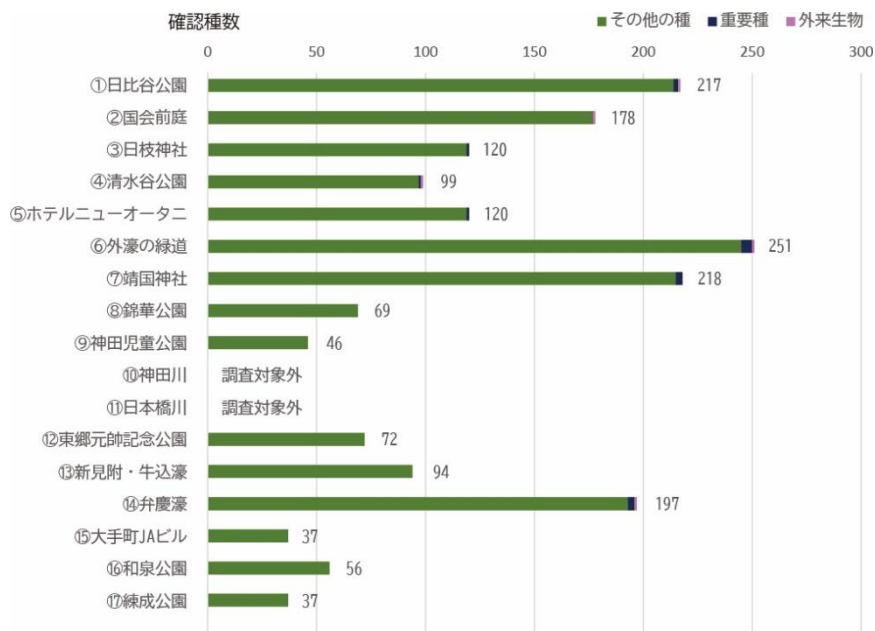


図1-11 2022（令和4）年度自然環境調査で確認された調査地点ごとの種数（昆虫類）

⑥魚類の状況

自然環境調査で確認された種数：7科15種

今回（2022（令和4）年度）の調査ではゲンゴロウブナ、ギンブナ、ドジョウ、ナマズ、オオクチバス（ブラックバス）、ボラ、マルタ、スミウキゴリは確認されていませんが、前回（2010・2011（平成22・23）年度）の調査で確認された場所である、外濠（弁慶濠）や日本橋川などの環境に大きな変化がみられないことから、現在も生息しているものと考えられます。

外濠や清水谷公園、日比谷公園の池などの安定した生息環境が維持されている池では、モツゴ、メダカ類、トウヨシノボリ類が確認されています。

一方で、外来種のブルーギルは日本橋川でも確認され、確認される地点が増えていることから、今後の動向に注意が必要です。



トウヨシノボリ類



清水谷公園の池

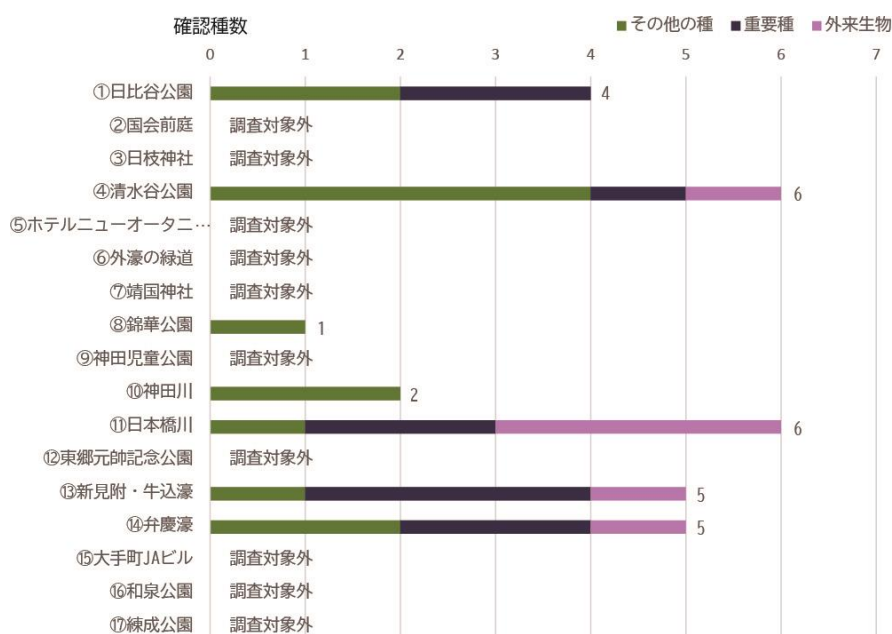


図 1-12 2022（令和4）年度自然環境調査で確認された調査地点ごとの種数（魚類）

⑦底生動物の状況

自然環境調査で確認された種数：2科57種

今回（2022（令和4）年度）の調査ではミズクラゲ、コウロエンカワヒバリガイ、ゴカイ類、フジツボ類といった主に海域や汽水域などに生息する種が確認されていませんが、前回（2010・2011（平成22・23）年度）の調査で確認された神田川や日本橋川の環境に大きな変化がみられないことから、現在も生息しているものと考えられます。

今回（2022（令和4）年度）の調査の各調査地点別の種数は、前回（2010・2011（平成22・23）年度）の調査と比較して、日比谷公園、日本橋川、外濠（新見附濠・牛込濠、弁慶濠）で減少しました。清水谷公園、錦華公園、神田川、日本橋川は概ね同等の結果でしたが、外来種であるヌマエビ科のNeocaridina属やトガリアメンボが新たに確認されており、Neocaridina属は確認される地点が増えていることから、今後の動向に注意が必要です。



Neocaridina 属

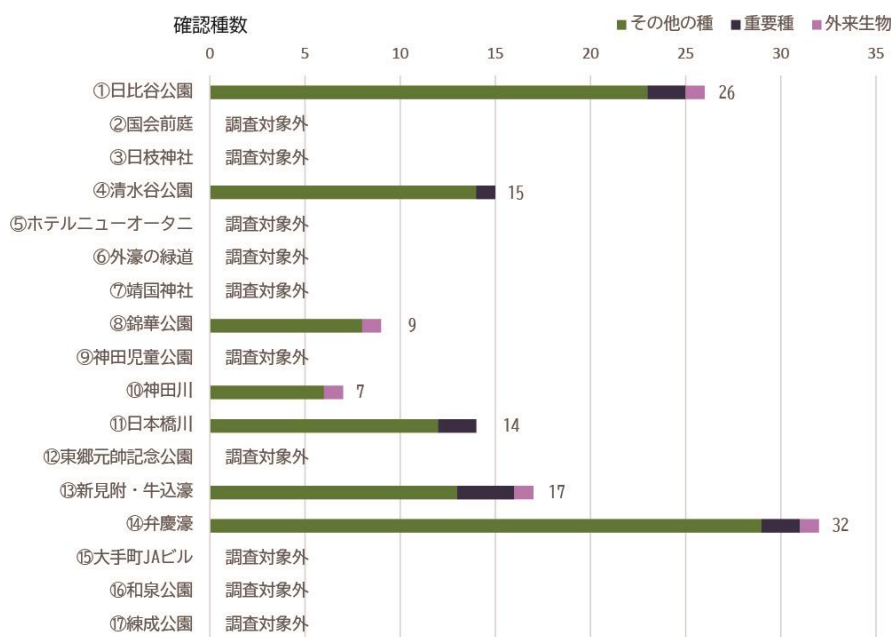


図 1-13 2022（令和4）年度自然環境調査で確認された調査地点ごとの種数（底生動物）

⑧希少種の状況

外濠の緑道では定期的な草刈りなどにより生育環境が引き続き維持されており、ヒトツバハギやヒメウラナミジャノメなどが前回同様確認されました。

水辺では、都市公園内の規模の大きな水域や、樹林が接する外濠などのお濠は、オオバン、チュウサギ、イソシギなどの水鳥が確認されており、都市においては希少な水鳥の生息を支える重要な環境となっています。また、公園などの緑地に担保されているまとまった止水環境はオオアメンボが新たに確認されるなど水生昆虫の生息の場として貴重な存在となっています。

日比谷公園は大きな緑地や草地や樹林、水域と様々な環境があること、また皇居近くに位置していることから、皇居から飛来していると考えられるコサナエが新たに確認されるなど、過年度から引き続き多くの重要種の生息が確認されました。

一方で、規模の小さい公園などでは重要種は過年度から変わらずほとんど確認されていません。



外濠（牛込濠）の水域



日比谷公園の水域

⑨外来生物の状況

区内の水辺には、オオクチバスやブルーギル、ウシガエルなどの特定外来生物や条件付き特定外来生物であり、在来種への悪影響を及ぼすミシシippアカミミガメ、アメリカザリガニが確認されています。また、外濠や日比谷公園、清水谷公園などでは雑食性のコイなどが多く生息しています。トンボの成虫の種数に比べ、ヤゴ（幼虫）の種数が少ないことから、在来の生きものを過度に捕食するなど、水辺の生物多様性に影響を及ぼしていることが考えられます。

一方で、弁慶濠では皮肉なことに、外来種であるオオカナダモが繁茂していることにより、トンボの産卵場、ヤゴの隠れ家となっており、ヤゴの種数は他と比べて多くなっていました。

その他にも、前回の推進プラン策定以降、魚類や両生類以外においても新たな外来種が増加しています。今後、これらへの適正な対策が求められます。



弁慶濠で捕獲されたブルーギル



生息が確認されているミシシippアカミミガメとアメリカザリガニ



コラム 都市に侵入する外来生物

特に大きな被害を及ぼすおそれのある特定外来生物は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で、指定されており、飼育・栽培、運搬、保管、輸入、野外へ逃がしたり、植えたりすること、譲り渡すことが禁止されています。

2023（令和5）年6月からは、わたしたちもよくみかけるアカミミガメとアメリカザリガニが条件付特定外来生物に指定されました。この2種はこれまでどおり飼うことができ、譲り渡すことはできますが、たくさんの人に配ることはできません。野外に放したり、逃がしたりすることは他の特定外来生物と同様に法律で禁止されています。

区内では、2022（令和4）年度調査では、前回のプラン策定時の2010・2011（平成22・23）年度調査より、見つかった地点数が増えるなど、区内で分布が拡大しています。人間が捨てたことが原因で増えたものも多くみられます。生きものは寿命を終えるまで責任を持って飼いましょう。

千代田区で確認された特定外来生物

特定外来生物			
カダヤシ		ミナミメダカ等と比べて攻撃性が強く、繁殖力も強く、在来種のミナミメダカと競合し、生息地を奪ってしまいます。	
		確認調査地数	2011年度：0箇所 2022年度：1箇所
ブルーギル		本種に在来種が食べられたり、水草が食べられて卵を産み付けたり、隠れる場所が無くなり、在来種を含む様々な生物が生息できなくなってしまいます。	
		確認調査地数	2011年度：2箇所 2022年度：3箇所
アカボシゴマダラ		同じエノキの葉を幼虫が食べる在来種のゴマダラチョウは2011年度には4箇所で見つかりましたが、2022年には見つかりませんでした。ゴマダラチョウと競合しています。	
		確認調査地数	2011年度：1箇所 2022年度：5箇所
条件付特定外来生物			
アカミミガメ		雑食性で在来のカメ類のすみかや食べ物を奪ったり、卵が食べられています。在来種よりも繁殖力が強いです。	
		確認調査地数	2011年度：3箇所 2022年度：4箇所
アメリカザリガニ		雑食性で様々なものを食べます。水草が食べられると卵を産み付けたり、隠れる場所が無くなり、在来種を含む様々な生物が生息できなくなってしまいます。	
		確認調査地数	2011年度：3箇所 2022年度：5箇所

(3) 生物多様性と私たちの暮らし

① 居住者より昼間人口が圧倒的に多い、日本の経済の中心地

国勢調査に基づく千代田区の総人口は、令和 2(2020)年は 66,680 人ですが、昼間人口はそれを遥かに超える 903,780 人となっており(図 1-14)、令和 2(2020)年は夜間人口に対する昼間人口の割合は高く、約 13.5 倍となっています。

自然共生社会を目指すうえで、昼間人口を含む千代田区民が、消費行動をはじめとした社会経済活動を生物多様性に配慮した行動へ変革し、区内外の生物多様性の質の向上と自然を活かした社会課題の解決に向けて、一人ひとりが千代田区ならではの責務を果たしていくことが重要です。

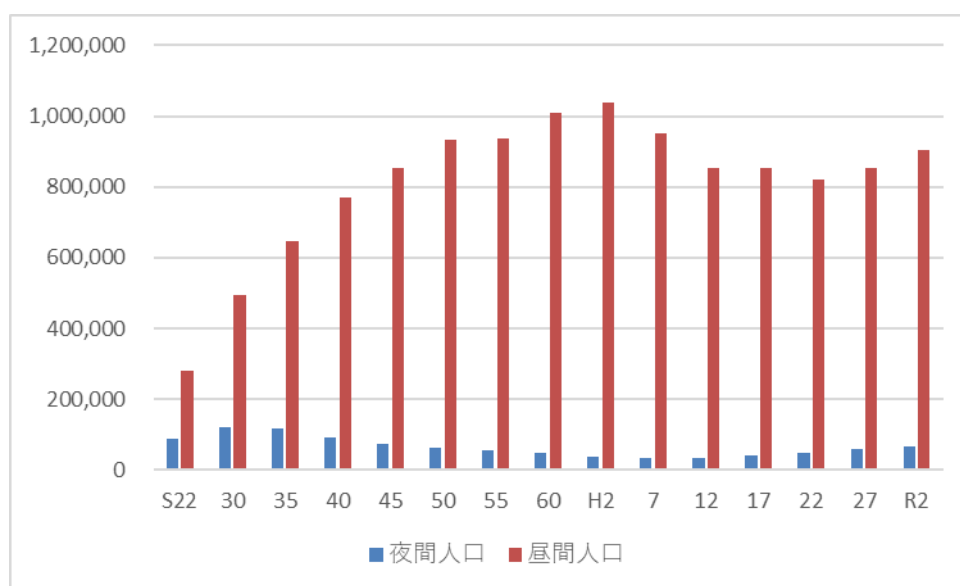


図 1-14 千代田区の昼間人口と夜間人口(人)

※総務省統計局「国勢調査」結果より

② 「生物多様性」についての区民の理解や関心

生物多様性の保全に取り組むには、だれもが生物多様性についての理解や関心を持って行動することが求められます。令和 4(2022)年度に内閣府が行った「生物多様性」に関する世論調査結果では、「生物多様性」の言葉の認知度(「生物多様性の言葉の意味を知っていた」の回答)が平成 26 年度、令和元年度より高まっており、特に千代田区では令和 4 年度に行った区民世論調査で国より認知度が高いことがわかりました(図 1-15)。

「生物多様性」を学ぶ機会は、COP10 以降、特に学校の中で増えてきており、若い世代には生物多様性への理解が浸透する傾向が見られますが、今後も私たち一人ひとりが人と自然との関係を見つめ直し、日々の生活が様々な生態系サービスによって支えられていることを理解し、都会での利便性重視の考え方を改め、生物多様性に配慮した行動へと転換していかなければなりません。

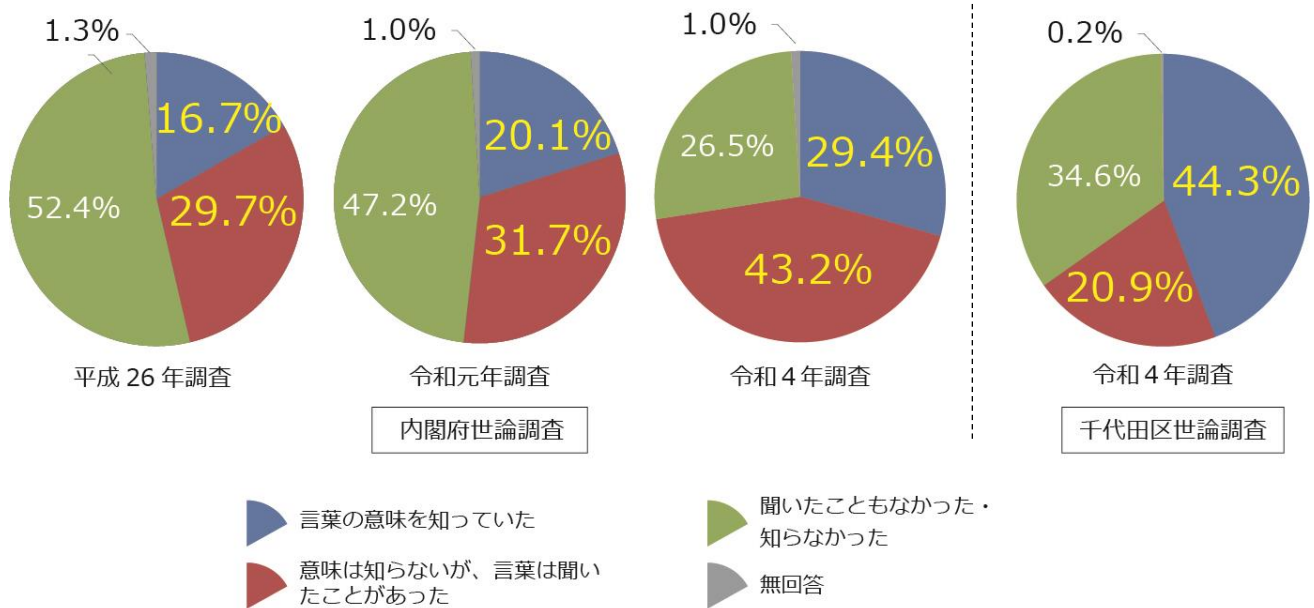


図 1-15 「生物多様性」の言葉の認知度

③子どもたちの自然ふれあいの仕方の変化

幼いころから自然にふれあうことは、子どもたちにとってとても大切な体験です。区内の身近な場所で自然を体験できる場や機会を充実させるとともに、生物多様性についての教育や普及啓発を引き続き積極的に行っていく必要があります。

清水谷公園の改修などにより新たな親水の間が設けられるなど取組みが行われていますが、新型コロナウイルス (Covid-19) の感染拡大などにより、学校での体験学習などの自然とのふれあいの機会が減少もしくは接し方の変化がみられることから、時代に即したふれあい方が求められます。

④さらなる参加・協働連携が求められる環境保全活動

アダプトプログラムなど環境保全活動へ参加する機会は維持されています (写真 1-11)。しかし、人材育成においては顕著な成果が見られておりません。在勤・在学者などの昼間人口が非常に多い千代田区では、居住者や行政だけでなく、事業者や学校などの協力や連携がとても大きな役割を担うため、主体間の協力・連携の場や機会を強化していくこと、また総合学習の場を活用するなどして人材育成をしていく必要があります。また区の独自の取組みである「ちよだ生物多様性大賞」などを通して、知る機会、関わる機会を積極的につくり、継続させていく必要があります。



写真 1-11 花壇でのアダプト活動

⑤「生物多様性」に関する情報発信・情報共有の場

近年、民間事業者によって、小規模緑地の設置やヒートアイランド対策、省エネ、遮光や人の集まる空間づくり（緑や水辺、オープンスペースなど）を意識した取組みが活発化してきているとともに、生物多様性への配慮なしでは事業活動が成り立たない時代にある中、事業者自らが、もしくは協働によって、取組みをアピールすることが増えてきています。

さらに、これらの動きを後押しするには、取組みについての情報発信や、取組みに関心を持つ主体間の連携を促す情報の相互共有を図っていくことが重要です（図 1-16、図 1-17、図 1-18）。

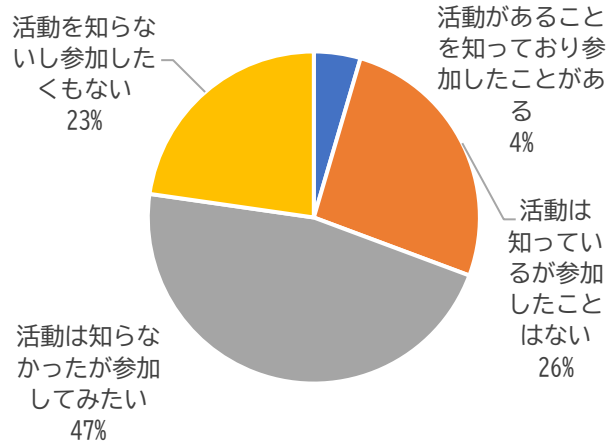


図 1-16 「生物多様性」に関連する情報や取組みの認知度

(回答者数 88 名)

～区内の緑地の維持管理活動や生物多様性の保全活動に参加したことがあるか～

「活動の情報を知らない」の回答率が約 3/4 近くを占めています

※令和 4 年度区政モニター結果より

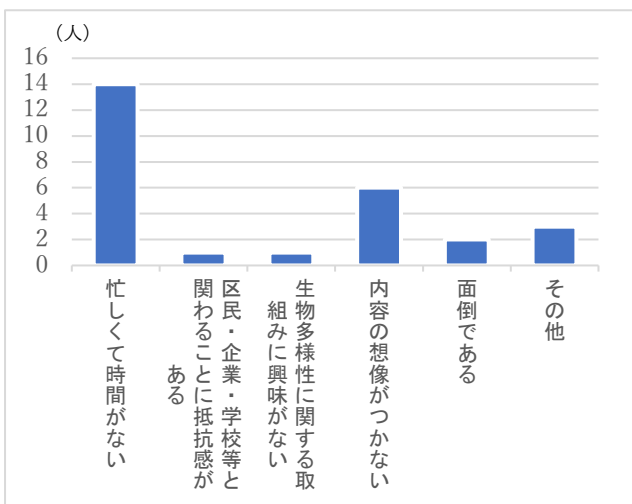


図 1-17 「生物多様性の取組やイベント」に興味があるが参加しない理由

(複数回答可・回答者数 88 名)

※令和 4 年度区政モニター結果より

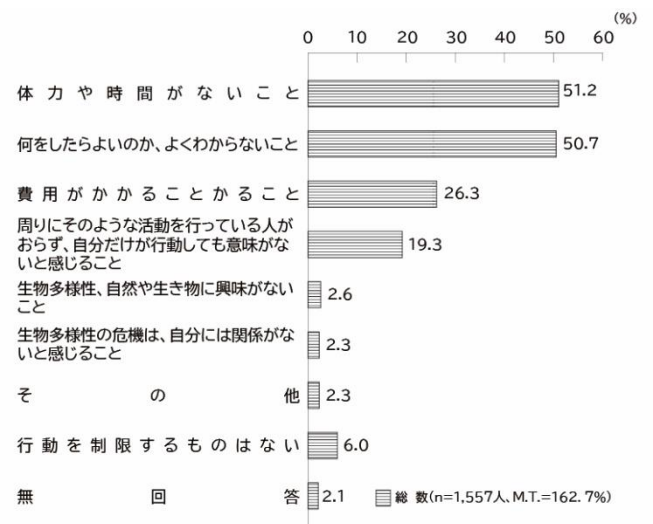


図 1-18 (参考) 生物多様性保全活動を制限する要因

※内閣府「生物多様性に関する世論調査（令和 4 年 7 月調査）」

より

1.2.3 生物多様性の保全にあたってわたしたちに求められる姿勢

①皇居の豊かな生態系を周辺区に広げ、つなげていく責務

江戸時代、江戸城下の市民生活を支えたのは、背後に続く平野や江戸前に広がる海の豊かな生態系でした。時代が移った現代、急速に都市化の進んだ東京都心では、都市生活の便利さと引き替えに身近な自然は減少し、自然の恵みを実感できる機会がほとんど失われてしまいました。

千代田区には、皇居の豊かな自然を中心とした生態系が存在します。しかし、そのほかの区内にわずかに残された生きものの生息拠点は孤立し、水辺の生きものは外来生物によってその生息が脅かされているなど、その状況は決して看過できない状態です。一方で、近年では、再開発等に伴って、民間企業が企業緑地を新たに設置する動きが加速しており、皇居の自然環境と周辺緑地がつながるネットワークが形成されつつあります。小さな取り組みであっても、身近な自然の減少をくい止め、新たに作り出し、育て、つなげることは、地域の生物多様性を考えるうえで最も大切な行動と言えます。

さらには、都心にありながら、豊かな生態系を持つ皇居の生物多様性を、区内のネットワークから周辺区に広げ、都市部全体の生物多様性の向上につなげていくことは千代田区に暮らす私たちの責務です。

②自然共生社会を目指すうえでの在勤・在学者の責務

千代田区で働く人びとや、区内に多くある大学など教育機関での就学者を含めた昼間の人口は約90万人にのぼり、約6.6万人の居住者人口を大きく上回ります。つまり、千代田区の生物多様性を保全し、自然共生社会を実現していくためには、在勤・在学者、観光で訪れる人々など、区外からの来訪者のかかわり方が大きく影響を持つことになります。

このような社会的特徴を踏まえ、千代田区では、在住者だけでなく、在勤者・在学者・観光客などあらゆる主体が生物多様性に配慮した社会経済活動や消費行動を行うことを通して、地球規模での自然の恵みを将来にわたって受け継いでいくことが求められています。そのため、皆が身近なところから自然の大切さを考え、生物多様性について互いに理解と協力を深め合いながら具体的に行動していくことが必要です。

③都市型生物多様性保全のモデルとして取り組む責務（自然と調和した都市の持続的発展）

都市は日々変化し、成長するものです。その変化が都市の活力であり発展していく姿といえます。千代田区は、江戸開府から400年以上、日本の政治・経済・文化・情報の中心地として、常に変化し成長を続けてきました。今後もその役割を担うことが求められていますが、その成長の過程においては、古いものと新しいもの、すなわち、保全と成長を調和させた、成熟を目指したまちづくりを進めなければなりません。

先人のまちへの思いを大切にしながら、都市として常に更新や変化を続けていくことが、千代田区の歴史や伝統を将来の世代に継承していくことにつながっていくのです。

豊かな自然の宝庫である皇居が中心に位置し、日本社会の中心として牽引役が求められる千代田区だからこそ、生物多様性を大切にしたい、自然と調和した都心のまちづくりを進めることが求められているのです。

第2章 基本的な考え方と目標

2.1 ちよだ生物多様性推進プランの位置付けと改定の方向性

推進プランは、生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用の観点に立った施策の方向性を示すものです。千代田区第4次基本構想を上位計画とし、他の部門における各種施策の生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る事項については、今後は推進プランの基本的考え方に沿って策定推進するものとします（図2-1）。

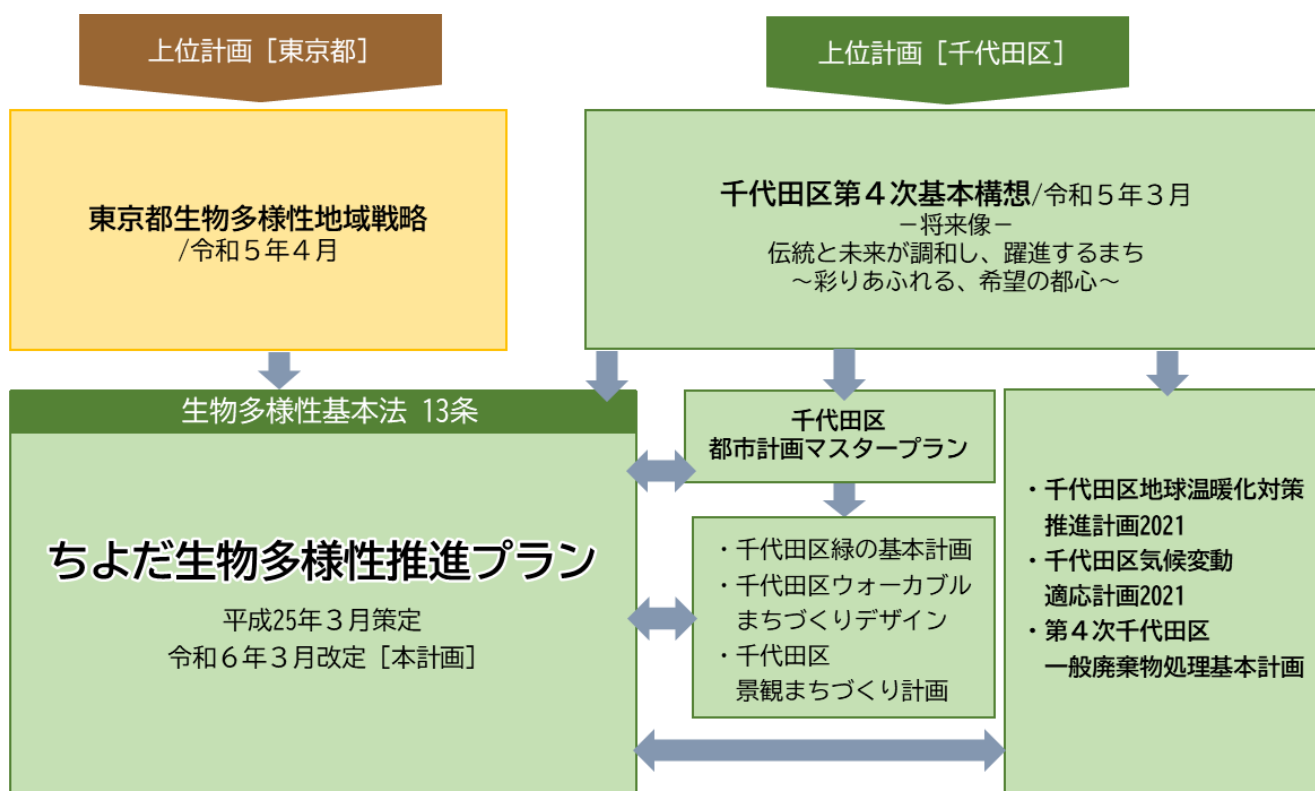


図2-1 千代田区における推進プランの位置づけ

改定にあたっては、千代田区の生物多様性の現状及び生物多様性を取り巻く国内外の動き、これまでの取組みの成果を踏まえ、2050年将来像、2030年目標、行動計画を定めました。特に千代田区は、世界の社会・経済をリードし、社会課題解決にも積極的に取り組む、さらには国内外への発信力・影響力のある企業が集結する都市です。企業の取組みや、そこで働く人・学ぶ人・観光で訪れる人も含めた区民の取組みの重要性に着目して新規の計画を入れ込んでいます。

2.2 対象区域

対象区域は行政区域である千代田区全域とします。ただし、対象区域外でも千代田区の生物多様性を考えるうえで必要な事項については、周辺の区や東京都、国の機関などと協力・連携し、地域の生物多様性向上の取組みを推進します。

2.3 目標年

2050年将来像（長期）

2030年目標（近い将来）

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画である「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、中長期的な目標年を2050年、短期的な目標年を2030年としています。推進プランでは、このような国や国際的な動きと歩調を合わせて目標年を設定します。

推進プランでは、計画推進によって達成することを目指す千代田区の生物多様性の将来像を「2050年将来像」として掲げます。また、2050年将来像に向けた段階的な目標として、近い将来である「2030年目標」を設定します。

2.4 2050年将来像

**生物多様性を基盤とした社会課題解決、
持続可能なライフスタイル・社会経済活動が浸透する
脱炭素社会が実現し、自然共生の先進都市となっているとともに、
区をこえて広く波及している**

2030年、世界的なネイチャーポジティブが実現し、わたしたちの賢明な行動によって、生物多様性を損ねることなく、生物多様性の質が向上し、生物多様性の恵みを享受し続けられる豊かな社会となっています。そして、2050年、千代田区は、将来にわたって、世界をリードする産業経済都市として、また、日々、在住・在勤・在学の区民、観光客など、多くの人が集い、いきかう賑わいのある都市として発展し続けるとともに、これらのすべての人々に自然と共生する意識が根付き、「生物多様性」を基盤とした社会課題解決・ライフスタイル・社会経済活動・脱炭素社会が将来にわたり続いていく、レジリエントな自然共生先進都市となることを目指します。

2.5 2030年目標

千代田区に集うすべての人が生物多様性を意識した行動を選択するとともに、

皇居を核とした生物多様性を基盤とする生態系のつながりが区内外に広がることで、

都心環境の豊かな暮らし・活動が支えられている

=千代田区におけるネイチャーポジティブ実現の姿

千代田区は世界を代表する企業が集積する日本の経済の中心地で、千代田区の生物多様性保全、社会課題解決には企業が重要なステークホルダーとなっています。行政や区民だけでなく、ビジネスセクターとどう連携し、ビジネスにどう展開していくか考えていく必要があります。また、千代田区で学ぶ人、観光客をはじめ千代田区を訪れるすべての人、一人ひとりが生物多様性について正しい理解をし、共通の目標に向かって取組みを進め、自然と共生しながら生きものと私たちが住みよい社会をどうつくり、自然を活かしてどう社会課題を解決していくか、私たちの行動を変革していく必要があります。

また、千代田区の生物多様性を保全し、回復させる取組みを進めるうえで、東京23区随一の豊かな自然を有する皇居の存在は生物多様性の核となる重要な存在です。国や東京都、周辺区とも連携して、都市の緑の創出・再生によって皇居の豊かな自然環境を周辺地域に広げ、つなげることで、千代田区を含む周辺地域の生物多様性を向上させることができます。さらに都市における緑地には、生物多様性の確保だけでなく、気候変動の加速による地球温暖化への対策やヒートアイランド現象の緩和をはじめ、災害対策、環境教育、観光振興、自然とのふれあいなど多様な機能を有しています。そのため、それらの機能を十分に活かして、社会課題の解決や、人々のWell-beingの向上、地域の価値向上に向け、緑地の質および量双方の確保に向けた取組みを行い、私たちの暮らしがいつそう豊かになる状態、千代田区におけるネイチャーポジティブの実現を目指します。

2.6 2050年 千代田区が目指すエリア別の将来像

千代田区のまちづくりは、先人達より受け継いだまちの歴史や文化などを最大限に活かして進められてきました。

その結果、千代田区は、歴史的遺構が残る皇居～内濠エリアをはじめ、日本の中枢機能を担う官公庁や大手企業が集う大手町や永田町エリア、教育機関が多く世界有数の電気街や古書店街として有名な神田や神保町エリア、閑静な住宅街として佇まいのある麴町や富士見エリアなど、他の自治体では決して代替できない「代表性」や「多様性」あるいは「象徴性」を兼ね備えたまちとして発展を続けてきました。

今後は、変化し続けるまちの「新」と「旧」の調和を保ちながら、それぞれの地域が持つ記憶や物語に配慮して、生物多様性を向上させるまちづくりを進めることが大切です。そのため、建物の建替えや大規模開発などを行う際には、生物多様性の観点から在来種を活かした緑地や親水性の高い水辺空間の創出を行い、皇居を中心とした生態系ネットワークを区内外に広げるとともに、風水害などの災害対策、暑熱対策、まちの魅力向上、良好な景観形成など様々な社会課題解決に対し、レインガーデンなどのグリーンインフラを活用していきます。また、生物多様性に関する情報発信や生物多様性を活かした地域間交流により地域活性化を推進するなど区民や事業者など一人ひとりの生物多様性への意識や行動を高めることで自然共生社会の実現を図ってまいります。

こうしたことを踏まえ、2050年将来像のもとに、区が施策を講じる地域を4つのエリアに区分した(図2-2)、エリア別の生物多様性の将来像を描きます。

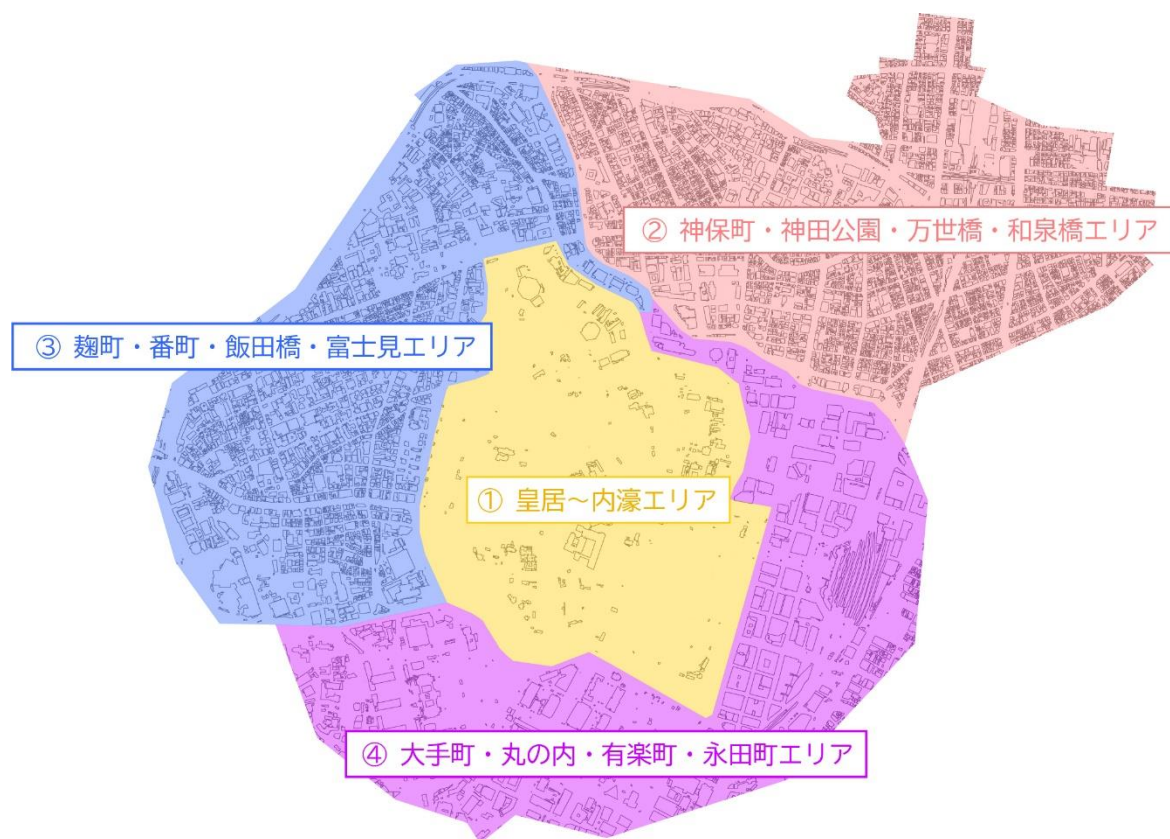
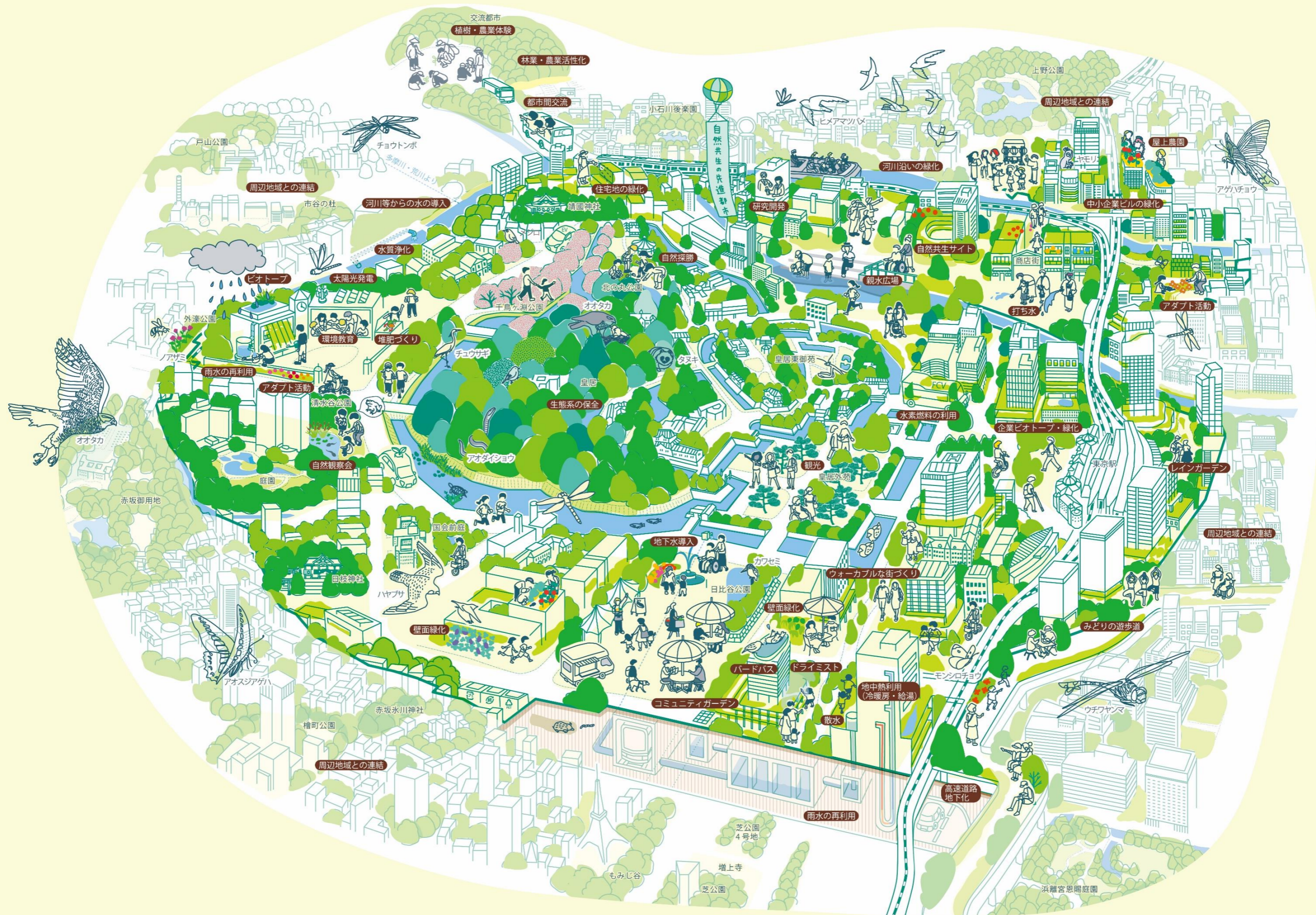


図2-2 エリア区分

2050年 千代田区の将来像



① 皇居～内濠エリアの将来像



江戸城築城に由来する歴史的遺構を基盤として豊かな生物多様性が引き続き守られ、多様な生きものが周辺のエリアに広がるとともに、より多くの人びとが、豊かな自然に親しむ場として利用しています。

～具体的な将来イメージ～

- ◆国指定の特別史跡に指定されている江戸城や内濠は、歴史的財産として地形、自然環境、景観を含めた形で引き続き守られ、多様な生きものを育む豊かな自然環境が保たれています。
- ◆北の丸公園や皇居東御苑に残された良好な自然環境が人びとに広く知られ、住民をはじめ、学校や環境保全団体などが、自然探勝や環境教育の場として利用しています。
- ◆皇居を中心とした生物多様性のつながりを維持しながらコアエリアである皇居と周辺の緑地が一体的な緑として位置づけられています。
- ◆豊かな自然環境が区外からの観光客に対しても認知され、自然を楽しむ、自然に還元する観光が成り立っています。
- ◆内濠では、外来生物などの駆除と水質浄化の成果により、多種多様な在来生物が生息しています。
- ◆水辺の環境が改善され、様々な種類のトンボの生息地が周辺に広がるなど、水辺の多様な生きものの生息・生育地となっています。



生物豊かな内濠景観がよみがえっています

北の丸公園では生きもの観察に訪れる人が多くいます。また豊かな自然を楽しむ外国人が多くみられます。

② 神保町・神田公園・万世橋・和泉橋エリアの将来像



行政や教育機関、企業の連携によって、エリアに点在する公園・緑地のつながりが強化され、にぎわいあふれる街並みの中にまとまりのある生きものの生息拠点多く形成されているとともに、皇居から上野の森へと続く生態系のつながりが強化されています。上野の森までを含めた生物多様性保全に寄与しています。また、生物多様性に関する情報の発信・交流が活発に行われています。

～具体的な将来イメージ～

- ◆日本橋川や神田川周辺を中心とした水辺の緑化や、まとまった規模の開発事業では、これまで以上に緑化が進み、皇居、駿河台、湯島、上野の森にかけての生きものの生息環境のネットワークが形成されています。
- ◆神田川、日本橋川の水質が改善され、河川は多様な生きものの生息環境となっています。
- ◆日本橋川にかかる首都高速道路が地下化され、水辺環境の改善が進み、多様な生きものの生息拠点、水辺とのふれあいによるにぎわいあふれる街になっています。
- ◆学校や公共施設に整備されたビオトープがトンボやチョウの生息拠点となっています。
- ◆地場産業を支える中小企業の生物多様性保全への意識が高まり、古くからある街並みに人びとに潤いを与える、生きものが豊かに暮らす小さな緑地があちこちに誕生しています。
- ◆まちづくり協議会が活発に活動し、生物多様性の視点を踏まえたまちづくりができています。



水質の改善と水辺の親水化・河川沿いの緑化により、水辺で自然とのふれあいを楽しむ多くの人が見られます。またまちなかでは緑を活かした街並みが維持されています。



屋上・壁面の緑化など、緑化の工夫がまち中に広がっています

③ 麴町・番町・飯田橋・富士見エリアの将来像



区割りの大きな街並みを活かして街なかの緑が維持・創出されることにより、外濠や靖国神社などの規模の大きな緑地との間で、多くの生きものが行き交う生きものの生息環境のネットワークが形成されています。

～具体的な将来イメージ～

- ◆企業緑地や街路樹の整備などで、皇居から赤坂御用地へと続く生きものの生息環境のネットワークが連結・強化されています。
- ◆生物多様性に配慮した緑地や水辺の整備・維持管理が進み、緑地認証サイト、自然共生サイトの認定サイトが多く誕生しています。
- ◆ビオトープ等の緑地や水辺を活用して、観察・研究など環境教育が積極的に行われています。
- ◆国指定の史跡「江戸城外濠跡」は、地形、自然環境、景観を含めた形で保存され、水生植物帯の創出などにより水辺の生物多様性が高まっています。
- ◆外濠浄化が推進し、外濠の水辺景観が回復するとともに、うるおいと親水性が高い水辺空間を創出しています。



皇居から赤坂御用地へと続く緑と生き物のネットワークが形成されています。ビオトープやバードウォッチングなど生物多様性が活かされた活動が盛んに行われています。



生物多様性に配慮した企業緑地がたくさん誕生しています（紀尾井町ガーデンテラス）



豊かな草地環境が残されています（外濠の緑道）

④ 大手町・丸の内・有楽町・永田町エリアの将来像



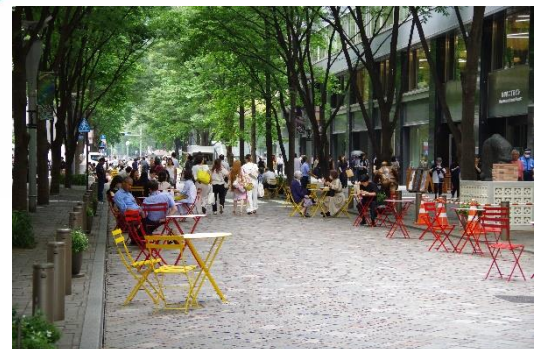
各省庁の本庁舎や企業の公開空地を中心に生物多様性に配慮した緑地がつながり、皇居や日比谷公園、国会前庭、日枝神社などとの間に生きものの生息環境のネットワークが形成されているとともに、生物多様性に関する情報の発信・交流が活発に行われています。

～具体的な将来イメージ～

- ◆企業努力などによって大手町・丸の内地区には生物多様性に配慮した緑地の創出が進むとともに、生きものに配慮した街路樹が整備され、皇居から丸の内や銀座、日比谷、霞ヶ関にも生きものの生息環境のネットワークが形成されています。
- ◆全ての官公庁の建物及び敷地の緑化率が民間施設よりも高く、身近な生きものの生息に適した緑化が推進されています。また、生きもののモニタリング調査が定期的に行われ、生物多様性に配慮した順応的な管理が行われています。
- ◆皇居からつながる公共緑地・民間緑地が港区、中央区の生態系ネットワークと連結されています。
- ◆生物多様性豊かな公共緑地・民間緑地・それをつなぐ街路樹や街なかの緑の魅力が来訪者に伝わり、生物多様性を体感する観光利用や快適な空間でくつろぐ人々の姿が盛んに見られます。



民間緑地がまちに多く誕生し、周辺区に緑と生きもののネットワークが形作られています。自転車利用など自然環境に配慮した観光が行われています。



緑を活かした快適な空間とにぎわいのある街が
つくりられています（丸の内のオープンテラス）

第3章 行動計画

3.1 2050年将来像・2030年目標の達成に向けた戦略の柱と達成すべき状態、行動計画

2050年将来像・2030年目標の達成に向けた戦略と達成すべき状態、そのための行動計画を以下のように定めます。

2050年将来像

生物多様性を基盤とした社会課題解決、持続可能なライフスタイル・社会経済活動が浸透する脱炭素社会が実現し、自然共生の先進都市となっているとともに、区をこえて広く波及している

2030年目標

千代田区に集うすべての人が生物多様性を意識した行動を選択するとともに、皇居を核とした生物多様性を基盤とする生態系のつながりが区内外に広がることで、都心環境の豊かな暮らし・活動が支えられている = 千代田区におけるネイチャーポジティブ実現の姿

2030年目標達成への戦略	2030年に達成すべき状態	行動計画
【戦略Ⅰ】 皇居の緑を核とした生態系ネットワークの形成・強化	1. 区内にとどまらない生きものネットワークが多様な主体の連携により形成・強化されています。	① 効果的に生物多様性を保全し、新たな緑地・水辺を創出するための基礎となる情報整理と情報発信を行います。 ② あらゆる主体が生態系ネットワークの強化に寄与する緑地・水辺の創出、維持管理に関わる機会を増やします。 ③ 緑の基本計画に基づいて、緑地を保全します。 ④ 外来生物の侵入拡大を防ぎ、愛護動物を責任をもって飼育します。 ⑤ 国や都、他自治体と連携し、河川・濠の水質の改善、良好な水辺環境の創出を図ります。
	2. 区内の生きもの、生態系の情報をあらゆる主体が協働でつくりあげ、活用されています。	① 主体間の情報共有や生物多様性保全の取組みの連携を促進します。 ② 生きものを観察できる場所を整備し、自然とのふれあいの機会を創出します。
【戦略Ⅱ】 自然共生社会を意識した行動の浸透	1. 生物多様性を守り育てる行動が次世代に引き継がれています。	① 多様な主体と連携した体験学習の充実や学校教育を通して自然と共生する心をはぐくみます。 ② ネイチャーポジティブに資する行動を皆で共有・評価し、その行動にあらゆる人が関わっていきます。
	2. 環境に負荷を与えない消費行動が根付いています。	① 環境への負荷を意識した行動や事業活動を推進します。
【戦略Ⅲ】 自然を活かした多様な社会課題の解決	1. 自然環境が持つ多様な機能（生態系サービス）を活かした解決策（NbS）により持続可能なまちがつけられています。	① 自然の機能を活用した防災・減災・ヒートアイランド抑制に取り組めます。 ② 生物多様性の恵みを活かした地域間交流により、区内外の地域活性化を促進します。 ③ 地方との連携による森林整備（カーボン・オフセット）事業を生物多様性に配慮した整備方法へと転換します。 ④ 生物多様性を活かした安心・安全、快適な都市づくりを進めます。
	2. 千代田区の取組み事例がモデルとなり他地域で広く活用されSDGsの達成に貢献しています。	① ネイチャー・ポジティブ経営（事業者による自然資本配慮型経営）を推進します。 ② 生物多様性への影響緩和技術に関する情報や人材交流をはかります。

3.2 各主体の主な役割

(1) 千代田区の役割

- ◆ ネイチャーポジティブに向けた情報発信や行動の促進
- ◆ 生物多様性の視点を盛り込んだ施策の推進（まちづくり・グリーンインフラの取組推進など）
- ◆ 生きもののネットワークに配慮したまちづくりの推進
- ◆ 生物多様性の向上に関する各主体の行動への支援
- ◆ 企業等のこれまでの取組みへのさらなる支援
- ◆ 関連する他自治体や国の機関への働きかけと協力

【説明】千代田区では、施策の推進にあたっては、生物多様性の視点を盛り込むとともに生きもののネットワークを念頭に置き、自然環境情報等の科学的データや企業、地域の方々の意見を聞きながら都市の生物多様性に配慮したまちづくりを推進していきます。加えて、生物多様性を活かした災害対策・暑熱対策など、安心して安全な暮らしを守る取組み（グリーンインフラ）を積極的に推進します。また、各主体が役割に応じて行動し、相互に連携して取組みを推進するための支援を積極的に行うための仕組みを作ります。このほか、東京都など関連する他自治体や国の機関への働きかけと協力によって、区内外の生物多様性の向上を図ります。

(2) 「住み、働き、学ぶ」区民一人ひとりの役割

- ◆ 生態系から得られる恵みの認識
- ◆ 環境に配慮したライフスタイルの選択
- ◆ 生物多様性の保全活動などへの参加
- ◆ 子どもたちへの自然の大切さの伝承

【説明】区民には、日々の生活や活動が生態系からの様々な恵みによって支えられていることを認識して、生物多様性の理解を深め行動することが求められます。昼間人口が多く、国の行政機関の中核や大企業が集中する千代田区では、在学・在勤者、観光客を含む区民一人ひとりの行動が区外の生物多様性にも影響を及ぼしています。特に消費者として、環境に配慮した商品、旬の食材や、減農薬など手間はかかっても環境負荷の低い農法で生産された食材の選択、食べ残しをしないなど、省資源・省エネルギーの生活、といった環境に配慮したライフスタイルを積極的に取り入れる意識が求められます。また、地域などで行う生物多様性の保全活動に積極的に参加するとともに、地域住民として、あるいは保護者として、次の世代を担う子どもたちに日々の暮らしが生態系からの恵みによって支えられていることを伝えていくことが求められます。



自転車利用



住宅地の緑化



打ち水

(3) 環境保全団体の役割

- ◆地域の自然教育と体験学習の機会の提供
- ◆地域の生物情報の収集や発信
- ◆環境保全に取り組む人材の育成

【説明】環境保全団体には、各主体と相互に連携しながら、環境保全活動のリーダーとして地域の自然教育や生物多様性に関する体験学習の機会を広く提供し、活動を普及させていくことが求められます。また、地域の生きものや環境に関する情報を積極的に収集・発信するとともに、環境保全について主体的に行動できる人材を育成することが期待されます。



自然観察会など自然教育の場の創出

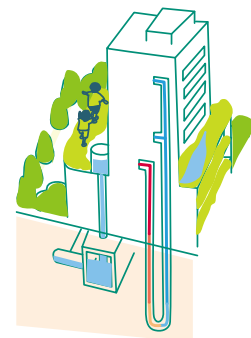
(4) 事業者の役割

- ◆国内外における生物多様性の保全と環境負荷低減、ネイチャーポジティブを目指した事業の推進
- ◆事業地における生物多様性に配慮した取組み・生物多様性を活用した取組みの推進（原材料調達、脱炭素化、資源循環、グリーンインフラの推進など）
- ◆地域の生物多様性向上への貢献
- ◆社内外における普及啓発と社員教育の実施

【説明】事業者には、原材料やエネルギーなどの調達、商品やサービスの販売・提供など、あらゆる事業活動において生物多様性の視点が求められます。また、保有している土地や工場・事業所の敷地での生物多様性の保全やその情報開示、行政や区民などと連携した環境保全活動の実施などにより、地域の生物多様性向上のみならず、区外の生物多様性向上に貢献することが期待されます。さらに、社内外における普及啓発と社員教育を実施し、生物多様性保全への意識と理解を深める取組みが求められます。あらゆる事業者が生物多様性保全の視点に立った行動をとることで、事業活動に使われる調達材料、エネルギー、人的資源の持続的な供給、活用ができること、また消費者から選ばれる企業となることなど様々なメリットを得られます。



屋上緑化



雨水の利用や地中熱利用

(5) 大学・教育機関などの役割

- ◆生物多様性に関する教育と普及啓発
- ◆環境保全活動の積極的な推進
- ◆大学施設などを活用した区民への生物多様性に関する教育と普及啓発

【説明】大学・教育機関などには、生物多様性に関する知見を広めるとともに環境保全活動を積極的に推進し、地域の生物多様性向上に貢献することが求められます。また、郊外の自然豊かな場所に保有する施設を活用し、行政などと連携して区民への教育と普及啓発を進めることも期待されます。



落ち葉や食品残差の堆肥化

(6) 東京都の役割

- ◆都心部での生物多様性に配慮した施策の推進
- ◆区や国と連携した生物多様性保全の取組みの推進
- ◆区への技術的支援や情報提供
- ◆生物多様性に配慮した行動のルールづくり

【説明】東京都には、広域自治体として千代田区や国と連携した生物多様性保全のための積極的な取組みと技術的支援、情報提供などが求められます。東京都は、生物多様性地域戦略の位置づけを持つ「緑施策の新展開」を平成 24（2012）年に策定し、令和 5（2023）年に改定しました。また生態系ネットワークの強化を図るべく、令和 4（2022）年には「東京都エコロジカルネットワークマップ」を公開しています。これらの動きに基づいて、都心部での生物多様性に配慮した緑の保全や創造、道路・河川などの緑化の推進が求められます。このほか日比谷公園をはじめ、都内の豊かな自然環境を活用した自然体験や環境教育を積極的に行うなど、多くの人びとが豊かな自然にふれあう場と機会を創出することが期待されます。

(7) 国の役割

- ◆国の施設などにおける生物多様性向上に資する取組みの推進
- ◆区や都と連携した生物多様性保全の取組みの推進
- ◆自然体験や環境教育の場の提供
- ◆優れた自然環境の維持と再生
- ◆世界的動向、国、都道府県、地方公共団体が果たすべき役割の区民の理解促進
- ◆ネイチャーポジティブに貢献する取組み・事業活動への経済的インセンティブの検討
- ◆30by30の達成に向けた、各自治体や取組主体の取組みを推進するための「日本版OECM制度の運用」「取組主体へのインセンティブの検討」「生態系ネットワークの見える化」等といった制度面・基盤情報の整備の面からのフォロー

【説明】国には、管轄する区内の施設などにおいて生物多様性向上に資する取組みを推進するとともに、区や都と連携した取組みが求められます。また、皇居東御苑、北の丸公園などを自然体験や環境教育の場として積極的に活用するなど、多くの人びとが豊かな自然にふれあう場と機会の創出が期待されます。このほか、皇居及びその周辺の優れた自然環境を維持するとともに、適切な樹林の管理、外来生物の駆除や生育環境の改善などによって自然環境の再生を進めることが期待されます。

3.3 具体的な行動

2030年目標を達成するために、行動計画に沿って各主体に求められる具体的な行動は以下のとおりです。千代田区の事業を実施するにあたっては、専門家や地域の方々の意見を聞きながら進めていきます。

生物多様性の保全には「ここまでできれば満点」という明確な到達点はありません。千代田区では、目標達成に向けて、だれもがあらゆる場面で生物多様性を意識して行動し続けるそのプロセスを大切にしながら、具体的な行動・働きかけを行っていきます。

【戦略Ⅰ】 皇居の緑を核とした生態系ネットワークの形成・強化

2030年に達成すべき状態

I-1 区内にとどまらない生きものネットワークが多様な主体の連携により形成・強化されています。

行動計画① 効果的に生物多様性を保全し、新たな緑地・水辺を創出するための基礎となる情報整理と情報発信を行います。 【新規】

○生態系ネットワーク（生きものネットワーク）の見える化【新規】

区内の生物多様性を高めるための方針（戦略）を検討するために生態系ネットワークを見える化します（地図情報を整備します）。また、整備したデータについては一元管理し、生物多様性保全の取組みを強化すべき場所を抽出します。また、生態系ネットワークを強化すべき場所を広く情報提供し、緑地の創出、生物多様性に配慮した維持管理の推進を図ります。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課 景観・都市計画課

国・東京都

- ・東京都エコロジカルネットワークマップの活用を推進します。
- ・生きものネットワークを踏まえた周辺区との生物多様性保全の取組みの連携を促します。
- ・自然共生サイトへ認定された緑地・水辺へのインセンティブを検討し実行します。

状態目標

- ・生態系ネットワークの現状及び強化すべき場所が常に情報共有され、更新されている。

行動計画② あらゆる主体が生態系ネットワークの強化に寄与する緑地・水辺の創出、維持管理に関わる機会を増やします。 【強化】

○協働・連携による緑地や水辺の創出・維持管理の推進【強化】

公共、民有地、学校施設等において、企業・主体間連携による生物多様性に配慮した緑地や水辺の創出・維持管理を推進します。推進にあたっては、区内優良事例・ガイドライン等（在来種植栽や外来種対策等）を広く共有・普及させるとともに、その土地にあった緑地や水辺づくりを助言するための専門家派遣による点検や助言、商業地域や商店街などのまちなかの緑化手法の情報、関連する支援・助成制度の提供などにより、団体・個人、あらゆる主体の取組みをバックアップします。

※参考となるガイドライン等

「植栽時における在来種選定ガイドライン」

「生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引」

【担当部署】 子ども部 子ども施設課 指導課

環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課 景観・都市計画課

事業者・大学機関

・上記ガイドラインや手引を活用し、生物多様性に配慮した緑化・維持管理を継続して行います。
・地域住民、商店街、中小企業、大学等あらゆる主体との連携を図り、地域全体の生物多様性の質を向上させる取組みや、緑地の創出や維持管理において効果的な取組みを進めます。

国・東京都

・生物多様性に配慮した緑化・維持管理を行う土地に対して、認証や助成を行い、啓発、支援を進めます。

※例 東京都 在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」 等

状態目標

・認証緑地等（ABINC、SEGES、自然共生サイト、江戸のみどり登録緑地等）が2022年時より10か所増加している。※2022年時の緑地認証箇所は12箇所

コラム 池がなくてもビオトープ！

ビオトープというのを思い浮かべますか？
チョウが来る庭園、それとも学校のトンボ池？
でも、それだけではありません。

もともとビオトープは「生物の住む空間」といった意味の言葉です。日本では環境再生で作り出した空間を指すことが多く、市街地ではよく水辺環境が再生されるため、ビオトープには水辺のイメージがあります。しかし、生物が住む

空間は草の生えたプランターでも植木鉢でも作り出せるのです。模の小さなビオトープでも繋がり合えば、広い生息空間があるのに近い状態になります。そのため、ビオトープをつくらうと思ったら、周辺の環境との調和が重要です。



街なかにしつらえられた
花壇に飛来するチョウ



バルコニーでプランター栽培
するシソの花を訪れた
ニホンミツバチ

コラム 生物多様性をはぐくむ在来種植栽のすすめ

千代田区のような都市域では、生きものが生息・生育できる環境を守るだけでなく、新たにつくり出す取組みも重要です。区内では、都市公園や街路樹の他、屋上・壁面緑化などの緑を増やす取組みが進められています。

しかし、緑化には国内外の外来種が使われることが多く、外来種の中には繁殖力が旺盛で在来種（ある場所に自然分布している種・亜種等）の生育が脅かされるなど、生態系のバランスを崩し、悪影響を与える恐れがある種もあります。

トウネズミモチ



トウネズミモチは、大気汚染に強いことから公園や街路樹に植栽されていましたが、繁殖力が強く、成長が早いことから、在来種の生育を阻害したり、在来のネズミモチと交雑したりする恐れがあるなど、問題となっています。

トウネズミモチは、外来生物法で「要注意外来生物」に指定されています。

植栽に在来種を活用することで、このような問題を回避し、さらに、周囲に生息する在来の鳥類や昆虫類を呼び戻す事例が増えています。周辺地域の自然との連続性に配慮して、在来種植栽を進めることは、在来の植物を増やすだけでなく、様々な動物の生息空間のネットワーク化に貢献し、まとまった緑地の少ない都市域の生物多様性の保全・向上に役立ちます。

在来の樹木エノキの葉を食べて育つ
ゴマダラチョウとその幼虫



ゴマダラチョウは、エノキ（在来種）に産卵し、その幼虫はエノキの葉を食べて育ちます。

吸蜜のためツバキに止まるメジロ



エサの少ない冬季に花を咲かせるヤブツバキ（在来種）は、メジロの貴重な吸蜜源です。

地域本来の生物多様性を向上させるため、植栽に在来種を選定する場合に参考となるよう、東京都は「在来種選定ガイドライン」（平成26年度）を作成しています。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/green_biodiv/ns_guidelines.html



また、「江戸のみどりの登録緑地制度」では、在来種を積極的に植栽し、生物多様性保全に取り組んでいる緑地を東京都が登録・公表しています。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/green_biodiv/edo_regist.html



コラム 都心の緑地と水辺を豊かにするために～わたしたちができること、認証制度の紹介～

高度に都市化の進んだ千代田区では、古くから商業目的などのために開発・利用され、緑地として維持され続けている土地は限られています。また、新たに創出された緑地であっても、生きものの生息・生育に適した整備・管理が行われていないと、生物多様性を維持・向上する場としては十分に機能しないこともあります。

そこで有効なのが、緑地の認証制度です。緑地の生物多様性保全の機能を評価し、その機能を維持・向上する整備や管理が行われていることを第三者が認証する制度で、認証をうけた土地の所有者は、その土地が地域の生物多様性保全に貢献していることを広く示し、そのような土地利用に対して社会的な評価を得ることができるメリットがあります。区内にも認証を受けた緑地は多く、ここでは代表的な認証制度を紹介します。



ホトリア（自然共生サイト・SEGES 認証緑地）

◆国による制度〈自然共生サイト認定制度〉

民間の取組み等によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する制度です。区域の面積規模は問わず、事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組みによって、本来の目的に関わらず生物多様性の保全が図られている区域が認定の対象となり、社寺林や屋敷林、企業敷地内の緑地、都市内の公園、建物の屋上の緑地など多様な場所が該当します。

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>

◆民間団体による制度①〈ABINC 認証〉

一般社団法人いきもの共生事業推進協議会が運用する、オフィスビルや集合住宅などの土地利用における生物多様性に配慮した緑地づくりや管理・利用などの取組みを認証する制度です。自然と人との共生を企業活動において促進することを目的として、生物多様性に貢献する環境づくり、生物多様性に配慮した維持管理、周囲の人々とのコミュニケーション、地域の希少種保全などその他の取組みの4つの項目について評価を行い、基準を満たす緑地を認証します。

<https://www3.abinc.or.jp/>

◆東京都による制度〈江戸のみどり登録緑地制度〉

在来種を積極的に植栽し、生物多様性保全に取り組んでいる緑地を東京都が登録する制度です。1000㎡以上の敷地を有する民間建築物等の敷地内に位置し、樹木が植栽されている区域の面積が100㎡以上あり、在来種の樹木の面積割合及び種数が規定数以上であることが登録要件とされています。さらに、生きものの生息生育環境へ配慮した維持管理や施設（生きものの隠れ家など）を設置するなどの特に優れた緑地は「優良緑地」として登録されます。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/green_biodiv/edo_regist.html

◆民間団体による制度②〈SEGES 社会・環境貢献緑地評価システム〉

公益財団法人都市緑化機構が運用する「緑の認定」制度です。土地利用の持続性、緑地管理、緑地機能の発揮の3つの原理、および社会・環境への貢献のビジョンや先進性・独自性の視点から、企業等によって創出された良好な緑地と日頃の活動、取り組みを評価し、社会・環境に貢献している、良好に維持されている緑地であることを認定します。

<https://seg.es.jp/index.html>

行動計画③ 緑の基本計画に基づいて、緑地を保全します。

【継続】

○緑地の保全【継続】

大規模緑地だけでなく、生きものネットワークの連結や強化のために重要な小さな緑地に対しても保全を図ります。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課 景観・都市計画課

活動団体・事業者・区民

- ・再開発や新たな緑地整備にあたっては、生きものネットワークを意識した、生物多様性に配慮した整備・維持管理を行います。
- ・地域のアダプト活動などに積極的に参加します。
- ・緑豊かなまちづくりを目指して、宅地や花壇等の緑の充実を図ります。

教育機関

- ・皇居及びその周辺に優れた自然環境を維持するとともに、適切な樹林の管理、生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物の駆除や生息環境の改善などによって自然環境の再生を進めます。

状態目標

- ・緑の基本計画の遂行を通して、ネイチャーポジティブを達成できるよう、民有地やオープンスペース、企業緑地の緑化を推進する。

行動計画④ 外来生物の侵入拡大を防ぎ、愛護動物を責任をもって飼育します。

【継続】

○外来生物への対策【継続】

区内で確認されている特定外来生物や在来生物の生息・生育を脅かす外来生物の放逐禁止を周知徹底するとともに、公衆衛生上問題となる生物に対応します。周知徹底にあたっては、市民参加型による外来種情報の蓄積と理解の促進を図ります。また、オオクチバスなどの特定外来生物、ミシシippアカミミガメなどの条件付き特定外来生物の駆除、および様々な外来生物による人獣共通感染症などの健康問題について関係機関と連携して取り組みます。

【担当部署】 保健福祉部 地域保健課 生活衛生課
環境まちづくり部 環境政策課

○野猫等の不妊去勢手術の推進【継続】

動物愛護団体等と連携をして愛護動物の終生飼養や適正飼養を啓発します。また、公園などの区内の緑地に棲みつき増えたことで在来生物の生息・生育にも影響を及ぼすネコへの去勢・不妊手術助成を継続します。

【担当部署】 保健福祉部 地域保健課

事業者

- ・維持管理者・緑地整備に関わる事業者は緑地・水辺整備にあたっては、原則的に在来種を用いた緑化を行います。
- ・ペット事業者は、区民に適正飼養を促します。

区民

- ・庭の整備や維持管理にあたっては、積極的に在来種を用いるようにするとともに、園芸植物の逸出を防ぐ工夫をします。
- ・愛護動物を適正に飼養し、野外に遺棄しません。

国・東京都

- ・内濠において、特定外来生物や生物多様性に影響を及ぼす外来生物の駆除を進めます。

状態目標

- ・区内で確認される外来生物の種数・確認箇所が2022年より1割減少している。

行動計画⑤ 国や都、他自治体と連携し、河川・濠の水質の改善、良好な水辺環境の創出を図ります。

【継続・新規】

○神田川・日本橋川・内濠・外濠の水質・水環境改善【継続】

水質調査による水辺の健全性の状況把握を継続するとともに、環境省(内濠)、東京都(外濠及び神田川・日本橋川)、その他関係自治体などとも連携し、汚水流入抑制や水質浄化など、河川・濠の水質改善に向けた取り組みや働きかけを継続します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

○河川・水辺の生きものモニタリング調査の実施【新規】

水質・水環境改善の効果を検証し、順応的な管理を行っていくために、河川・水辺の指標となる生きものを設定し、生きものモニタリング調査を行います。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

国

・アオコの大量発生を防止する目的で、新濠水浄化施設の整備などの対策を進めます。

東京都

- ・下水道対策により、降雨時における内濠、外濠への下水道からの越流水の流入を防止します。
- ・外濠浄化プロジェクトを推進します。
- ・日本橋川や神田川の河床のヘドロを除去するなどして、水質を浄化します。

区民・事業者

・排水の汚染を減らします（油汚れを直接流さない、洗剤の使用量を減らす）。

状態目標

- ・お濠のアオコが大量発生しなくなっている。
- ・河川・水辺の生物相が豊かになっている。

コラム 三井住友海上駿河台緑地のエコロジカルネットワーク形成の取組み

三井住友海上駿河台ビルは、1984（昭和 62）年の竣工当初から土壌の深さが 1m を超える大規模な屋上庭園を備えています。駿河台ビル・駿河台新館周辺の緑地とあわせて「駿河台緑地」と呼んでいます。緑化率は 40% を超え、2012（平成 24）年からの改修で、生物多様性に配慮した緑地へと進化しました。

駿河台緑地は皇居と上野公園の間に位置します。まとまった緑が少なかったこの地域で、在来種を中心に植栽し薬剤を使わない管理をすることで、豊かな 2 つの緑を野鳥が行き来できる緑の拠点となることを目指しました。これをエコロジカルネットワークの形成と考え、誘致したい野鳥が好む樹種を植えるなど、改修時には 1 本 1 本樹種を選定しました。

千代田区という都心で生物多様性を感じていただけの場所として、屋上菜園を近隣在住在勤の方にお貸ししたり、毎月第 3 水曜日の朝にどなたでも参加できるバードウォッチングを行ったり、年に数回子どもや大人向けのイベントを行ったり、敷地内に併設する環境情報発信施設の ECOM 駿河台で展示を行ったりもしています。

駿河台緑地内には野鳥を記録するための自動撮影モニタリングカメラを 5 ヶ所に設置しています。この記録と毎月のバードウォッチングで観察できた野鳥の記録をもとに、駿河台緑地が野鳥の移動に寄与するエコロジカルネットワークとして機能しているかどうかを分析しました。分析はモニタリングカメラのデータ分析もお願いしている法政大学人間環境学部の高田雅之教授に依頼し、報告書にまとめていただきました。この報告では、野鳥の観察記録と空間的位置関係から、エコロジカルネットワークとしての機能評価が試みられています。報告のまとめには「皇居等の基幹的緑地と比較しても駿河台緑地は観察種数が多い」、また「基幹的緑地を含む一体地域内において重要な結節点としての役割を果たしていることが裏付けられた」とあり、これまでの取組みの成果が確認できました。

駿河台緑地は 2023 年 10 月に環境省の自然共生サイトに認定されました。千代田区はこのような自然共生サイト等の認証緑地を増やす取組みを推進していきます。

執筆協力：三井住友海上火災保険株式会社経営企画部 SX 推進チーム



三井住友海上駿河台ビルの屋上庭園



三井住友海上駿河台ビル屋上庭園)で実施している駿河台生きものさがし自然塾



バードバスにあつまるヒヨドリ

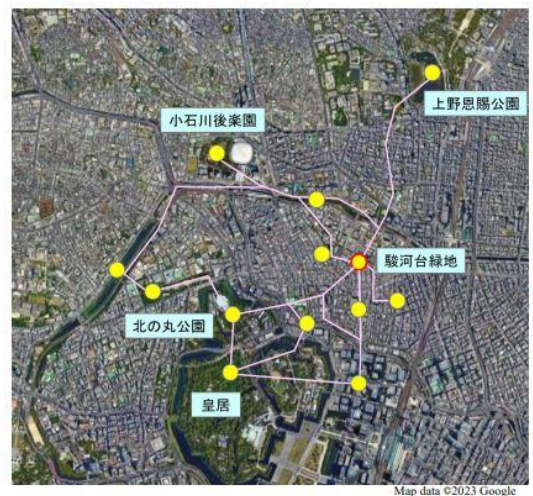


図 7 野鳥が利用していると見込まれる主要な緑の回廊網
野鳥が利用していると見込まれる主要な緑の回廊網

図引用：「三井住友海上駿河台ビル・新館周辺緑地のエコロジカルネットワーク評価報告書」, 2023, 法政大学高田雅之



詳しくは駿河台緑地の紹介ページをご覧ください

2030年に達成すべき状態

I-2 区内の生きもの、生態系の情報をあらゆる主体が協働でつくりあげ、活用されています。

行動計画① 主体間の情報共有や生物多様性保全の取組みの連携を促進します。

【強化】

○区民参加型モニタリング調査「千代田区生きものさがし」の継続実施及び情報の活用【強化】

これまで継続的に実施されてきている「千代田区生きものさがし」では、自然環境情報の蓄積とともに生きものや区内の生物多様性に対する区民の意識向上が図られてきました。引き続き実施し、I-1 行動計画①にて蓄積された生きもの情報をデータベース化・共有することで、今後、生きものネットワークを意識した主体間連携による保全活動へつなげます。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

活動団体・事業者・区民

- ・区内の自然環境情報に興味を持ち、情報提供に積極的に参加します。
- ・自然環境情報を活用して、生きものネットワークの強化、生物多様性の質の向上に資する保全活動を行います。

教育機関

- ・自然環境情報を学校教育の中で、「千代田区生きものさがし」に積極的に参加、活用し、子どもたちの区内の生物多様性への関心を高めます。

国・東京都

- ・自然環境情報により、都市の生物多様性の向上を図るための必要な支援を行います。
- ・保全や駆除対策が必要と考えられる自然環境情報がある場合には、区に積極的に働きかけるとともに、専門家派遣や対策強化など必要な措置を講じます。

状態目標

- ・モニタリング参加者数及び発見報告数が2020年より2倍に増加している。

コラム 区民参加型モニタリング調査「千代田区生きものさがし」

千代田区内に生息・生育する生きものの現状確認と区民の生物多様性を高めることを目的として、2014（平成26）年から毎年、継続して実施しています。区民・在勤・在学・来訪者など、どなたでも参加できます。生きものさがしの結果は、区のHPで公表されており、例年多くの情報が寄せられています。今後、これらの情報を蓄積、情報公開し、区民のみなさんも取り組める生態系ネットワークの強化や希少種・外来種対策に活用していきます。



2023年の案内 2023年春編の結果：発見マップ
平成26年から継続して行われている
「千代田区生きものさがし」

行動計画② 生きものを観察できる場所を整備し、自然とのふれあいの機会を創出します。

【継続】

○生きものを観察できる場所の整備・生きもの案内板設置【継続】

緑地や公園、水辺などで生きものを観察できる場所を順次整備していきます。また身近な自然を紹介する案内板を設置していきます。案内板は千代田区らしさを伝える内容とし、多言語化も推進します。区のホームページで自然観察に関する情報を提供するとともに、民間団体や企業に対して自然環境情報の積極的な情報提供を促します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課

事業者

・公開空地や企業緑地の一般公開や、身近な自然を紹介する案内板の設置など、利用者に身近な自然を紹介し、生物多様性の大切さを伝えます。

区民

・自宅の庭先などでのプランター緑化などを行い生きものを身近に感じられる環境を作ります。

活動団体

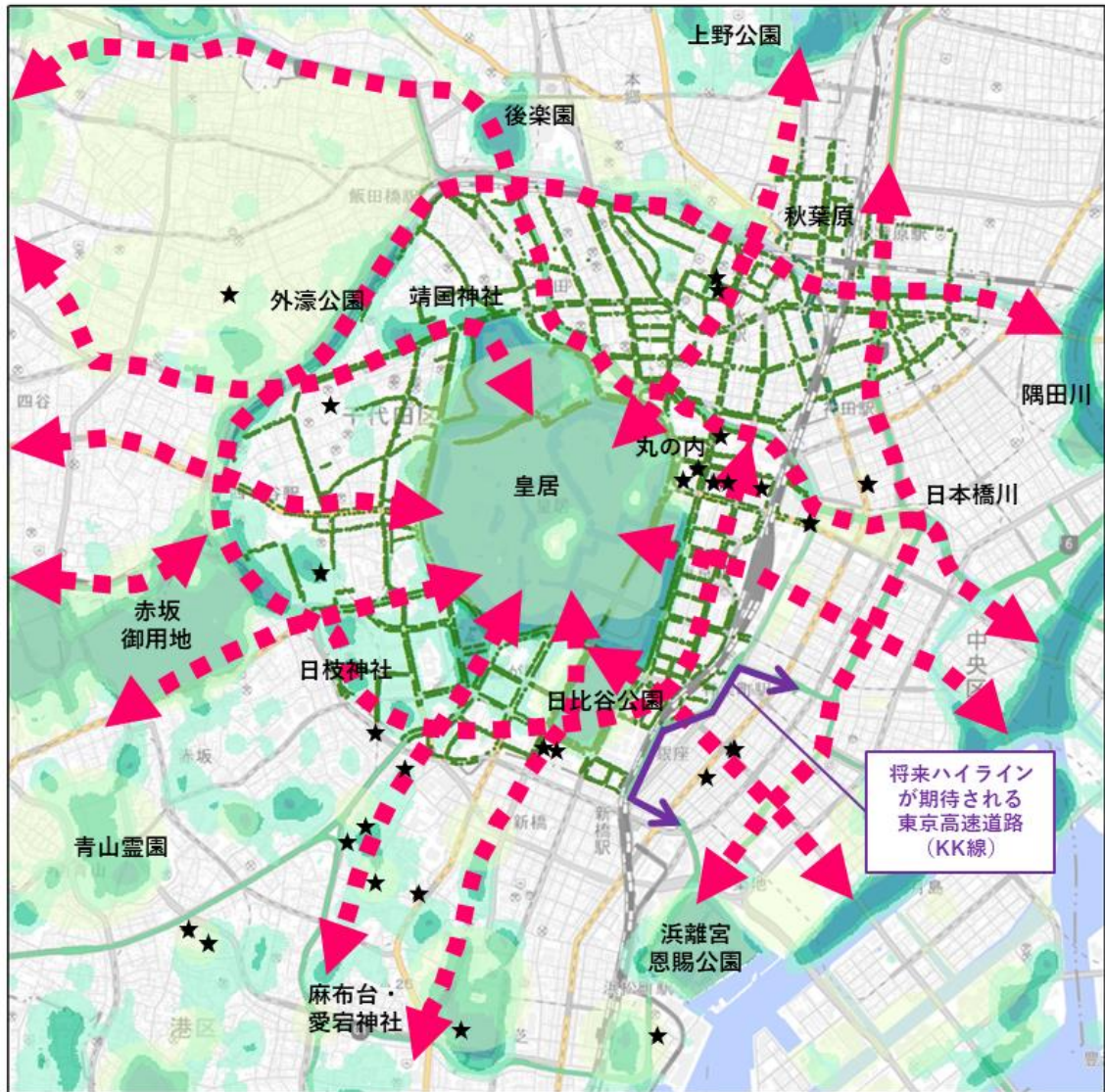
・観察会や生物多様性に関するイベントを他主体との連携などを含めて実施し、区内への訪問者を含めて生きものや自然の魅力を広く伝えます。

教育機関など

・キャンパスの自然環境などを活用し、自然観察の場の整備や案内板設置、学習イベントなどを積極的に行います。
・教育を通して、自宅や身近な環境でできる小さな緑化（プランター緑化やグリーンカーテンなど）を促し、生きものを身近に感じられる環境づくりを推進します。

状態目標

・企業緑地及び公共緑地で解説看板が設置され、自然観察イベントが年1回以上開催されている。



- 周辺区の計画に示されているつなげたい緑地・既存の緑地等
- ★ 緑地認証 (ABINC認証・SEGES認証・自然共生サイト・江戸のみどり登録緑地)
- 区内の区道・都道・国道の街路樹

◀■■■▶ ちよだ生物多様性プランで示す将来の生態系ネットワークの姿・景観軸

図 2-3 皇居の緑を核とした生態系ネットワークの 2030 年の姿

皇居の豊かな生態系は都心の生物多様性を豊かにする、わたしたち区民の宝です。都市の緑の創出・再生によって皇居の豊かな自然環境を周辺地域に広げ、つなげることで、周辺地域の生物多様性も向上させることができます。さらに都市における緑地には地球温暖化への対策やヒートアイランド現象の緩和、災害対策、環境教育、観光振興、自然とのふれあいなど、多様な機能を有し、地域の価値を高めてくれるものです。

【戦略Ⅱ】 自然共生社会を意識した行動の浸透

2030年に達成すべき状態

Ⅱ-1 生物多様性を守り育てる行動が次世代に引き継がれています。

行動計画① 多様な主体と連携した体験学習の充実や学校教育を通して自然と共生する心をはぐくみます。 【継続・新規】

○生物多様性の普及啓発【継続】

事業者や環境保全団体、大学などと連携し観察会やシンポジウムなどの普及啓発に関するイベントを積極的に開催し、区民や事業者に向けて日常生活や事業活動で行える生物多様性の保全につながる取組みや事例などの紹介や生態系サービスの持続可能な利用を普及啓発していきます。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

○ESD（持続可能な開発のための教育）の推進【新規】

学校教育において、自然と共生する社会・持続可能な社会をテーマとした学習を推進します。

【担当部署】 子ども部 指導課

環境まちづくり部 環境政策課

○体験学習の充実【継続】

小中学校、幼稚園、保育園・こども園などにおいて、校外学習などを通して、自然にふれあう機会を充実し、生きものを大切にする心を育成します。

【担当部署】 子ども部 指導課

環境まちづくり部 環境政策課

区民

・観察会や生物多様性に関するイベントに積極的に参加し、生物多様性の大切さを理解するとともに、日常生活における生物多様性との関わりを意識し、自然共生社会の実現に向けて行動します。

事業者

・公開空地や企業緑地を活用し、観察会や生物多様性に関するイベントを積極的に開催します。

教育機関

・小中学校、幼稚園、保育園・こども園などにおいて、校外学習などを通して、自然にふれあう機会を充実し、生きものを大切にする心、生物多様性の恵みを持続可能に利用していく心を育成します。

・自然と共生する社会、持続可能な社会を意識した学習の機会を提供します。

・キャンパスの自然環境などを活用し、区民への環境教育や学習イベントなどを積極的に行い、区民が野外で身近な自然にふれあう場と生物多様性の重要性について学ぶ機会を増やします。

・次世代の若者を含む多様な主体が参加する議論の場を設けます。

環境保全団体

・観察会や生物多様性に関するイベントを実施し、生きものや自然の魅力を広く伝えます。

状態目標

・教育機関で主体間連携による生物多様性に関する体験学習・出張授業、情報提供等が行われている。

・「生物多様性」の言葉の認知度を区政モニターアンケート、区民世論調査において向上させる。

行動計画② ネイチャーポジティブに資する行動を皆で共有・評価し、その行動にあらゆる人が関わっていきます。

【継続】

○生物多様性表彰制度の継続実施【継続】

生物多様性へ配慮した取組み・行動も含めて、区民・企業・学校など多様な主体の優良事例を表彰します。また取組みを幅広く周知し、多様な主体が取り組みやすいメニューの共有や表彰団体の活動の更なる活性化を図ります。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

事業者

・事業活動に関係する様々な主体と連携し、区内外の地域社会に貢献する生物多様性の保全・持続的活用に積極的に取り組みます。

区民・活動団体

・区や企業・学校などが発信する情報や表彰制度を通じて、区内の生物多様性が保全されている場所を知り、その保全活動に関わることで、地域の生物多様性保全の向上に貢献します。
・表彰制度に積極的に応募し、取組みのアイデアを広く共有します。

教育機関

・表彰制度への参加を積極的に推進します。

状態目標

・表彰制度への応募件数が2020年より2倍に増えている。

コラム 「ちよだ生物多様性大賞」

生物多様性に関して、優れた活動、今後の発展が期待される活動を表彰し、応援する千代田区独自の制度で、2016(平成28)年度に都内ではじめて創設されたユニークな取組みです。家庭での身近な取組みや学校、グループ、事業者などに保全活動に積極的に取り組んでもらうことが目的で、ちよだの生きものたちの魅力を改めて感じることができます。

対象となる活動	活動例
生物多様性の保全に関する活動	アダプトシステムへの参加、在来種による緑地づくり、ツバメの巣の見守り等
生きもののネットワークづくりに関する活動	鳥が休める場所づくり、生きものが住みやすい場所づくり、小さい空き地を活かした緑化等
生物多様性の普及啓発に関する活動	セミ羽化観察会への参加、生物多様性の普及グッズの制作等
上記の他、特徴ある活動	生きもの情報の蓄積や発信、生きもの調査による発見等



標本作成の様子



東京近郊で昆虫採集をする姿

2022年度受賞

標本作りや比較を行った「千代田区と東京近郊の昆虫生息調査」



全国の活動中に採集したトンボや甲虫



2022年度受賞者の皆さんと審査員

2030年に達成すべき状態

II-2 環境に負荷を与えない消費行動が根付いています。

行動計画① 環境への負荷を意識した行動や事業活動を推進します。

【強化・新規】

○エコロジカル・フットプリントの見える化【新規】

区民が消費する製品ができるまでの過程で起こる環境負荷などを数値化し、環境負荷の少ない消費を選択する行動を促します。エコロジカル・フットプリント（私たちが地球環境に与えている「負荷」の大きさを測る指標）の見える化は関係団体と連携して実施、情報提供します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

○公共施設建材の国産材化および学校におけるグリーン購入・国産材什器導入の促進【強化】

公共施設の建て替えや新築時において、協定を結ぶ地方自治体での森林整備事業で生産される木材や多摩産材を建材として使用することを推進します。また、学校で使用する製品はグリーン購入の認証を受けた製品や協定自治体産の木材や多摩産材を使用した什器・備品を使用した什器の導入を図ります。

【担当部署】 子ども部 子ども施設課 学務課
環境まちづくり部 環境政策課
政策経営部 施設経営課

○食品ロス削減の推進【強化】

確実にフードロスを減らします。また消費行動にあたっては、都内産・国内産農林水産物・有機農業による農産物等を使用する飲食店や土産物店、多摩産材・間伐材を活用した食器等の提供や什器を使用する飲食店・商店等を区・観光協会等が積極的に情報発信（パンフレットや多言語化サイト等による）し、国内・外国人観光客等の利用を推進します。

【担当部署】 地域振興部 商工観光課
環境まちづくり部 千代田清掃事務所

事業者

- ・土地利用、原材料調達、サプライチェーンなど事業活動に関わりのあるすべてにおいて、環境負荷の少ない事業活動（森林破壊や脱プラなども含む）に転換します。
- ・消費者に環境負荷の少ない製品を提供します（グリーン購入、FSC 認証や MSC・ASC 認証、地産地消など）。
- ・食品残渣の減量や再資源化に取り組みます。

区民

- ・環境負荷の少ない製品や行動を積極的に選択します。

区

- ・国産材を使った什器やグリーン購入、FSC 認証などを受けた商品を公共施設に導入します。

状態目標

- ・区民が自然環境に配慮した商品（認証マークのある商品など）を選択することがあたりまえになっている。

コラム 私たちの暮らしは地球何個分の生態系サービスで成り立っている？ ～ “エコロジカル・フットプリント” でわかること～

私たちの暮らしは、自然からもたらされる様々な生態系サービスを利用して成り立っています。たとえば、木材を使って家を建てる、飲み水を得る、田畑で生産された農産物を食べる、などは、人間が自ら作り出す資源ではなく、自然が作り出す資源を利用しています。一方で、私たちは、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスを多く排出する、水産資源を過剰に利用する、など地球環境に負の影響を与える行動も行っています。

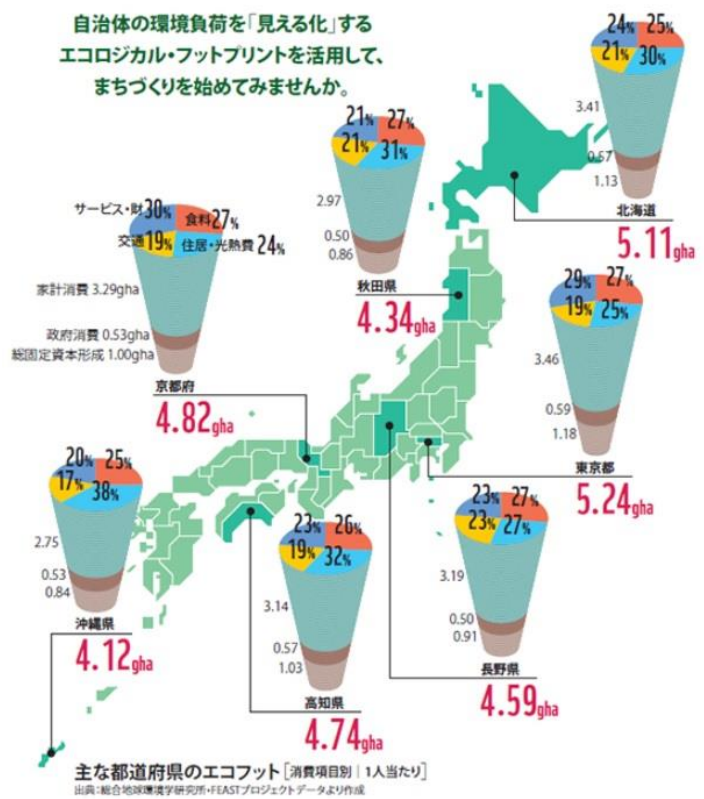
エコロジカル・フットプリントとは、「私たちが消費する資源を生産したり、社会経済活動から発生するCO₂を吸収したりするのに必要な生態系サービスの需要量を地球の面積で表した指標」（「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 平成30年版」環境省）のことです。

※エコロジカル・フットプリントの算定

算定には、木材の生産に必要な森林、農作物を生産するときに必要な耕作地、畜産物の生産に必要な牧草地、水産物を生み出す海水域、二酸化炭素を吸収するのに必要な森林などの土地面積が含まれます。

人間の消費量が地球の生産量の範囲内であれば、地球1個分すなわち持続可能な社会と言えます。2018年時点のデータによると、人間の消費量は地球の生産量を超過し、世界平均で地球1.7個が必要であり、持続可能ではない状態です。また、もし世界の人々が日本と同じ暮らしをしたとしたら、地球2.9個が必要になります。（出典：グローバル・フットプリント・ネットワーク）

千代田区では、「ちよだ生物多様性推進プラン」の2030年目標として、「ネイチャーポジティブの実現」を掲げました。「ネイチャーポジティブ」とは、「生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること」です。一方で、私たちの暮らす千代田区のある東京都は一人当たりのフットプリントが国内では最も高い値となっています。私たちの暮らしが地球のもたらず生態系サービスを超越する量を利用している状態が続けば、回復軌道どころか、より一層損失が続くことになってしまいます。つまり、私たちは地球1個分の範囲内の暮らしを心がけ、持続可能な社会を作っていくことが大切なのです。



図引用：「環境と向き合うまちづくり」2019, WWF ジャパン

【戦略Ⅲ】自然を活かした多様な社会課題の解決

2030年に達成すべき状態

Ⅲ-1 自然環境が持つ多様な機能（生態系サービス）を活かした解決策（NbS）により持続可能なまちがつけられています。

行動計画① 自然の機能を活用した防災・減災・ヒートアイランド抑制に取り組みます。

【強化】

○公共施設における雨水貯留（雨庭）の導入【強化】

土壌への雨水浸透のできる施設を引き続き導入し、大雨やゲリラ豪雨の際の道路の水のあふれかえりや河川の増水を抑制します。

【担当部署】 環境まちづくり部 道路公園課
政策経営部 施設経営課

○屋上緑化や壁面緑化、街路樹による日射対策【強化】

「ヒートアイランド対策助成」を活用し、屋上緑化および壁面緑化を促進します。また、緑化や街路樹植栽にあたっては、その土地の実情を踏まえながら、日射対策に効果的な植栽をしていきます。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課

○NbSにかかる取組みについての情報発信【強化】

自然を活かした解決策（NbS）の事例などの情報提供を行い、あらゆる主体での導入を推進します。また、防災・減災、ヒートアイランド対策が与える生物多様性への良い影響について情報発信します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

事業者

- ・雨水浸透機能のある施設整備を積極的に導入します。
- ・緑のカーテンや屋上緑化、壁面緑化を積極的に導入し、施設内の気温上昇を抑えるとともに、公開空地等には緑陰効果のある植物（在来種）を植栽して路面の温度上昇を抑制します。

状態目標

- ・公共工事、再開発にあたって、グリーンインフラの考え方に基づく計画が盛り込まれ実行されている。

コラム 都市の水害を緩和し生きものはぐくむ雨庭（レインガーデン）

雨庭は、自然の雨水浸透の機能を活かした減災の設備で、日本では古来より使われてきました。雨庭の雨水浸透の仕組みは大変簡単で、いわゆる土壌に雨水が浸み込むことを活用したグリーンインフラの一つです。都市においては、道路や歩道の植栽をはじめとした緑地帯が水害を緩和する都市機能の一つとなっています。



三井住友海上駿河台新館前のレインガーデン
底は土壌となっており、周囲からの雨水を浸透させています
土壌のため植物が生育します



行動計画② 生物多様性の恵みを活かした地域間交流により、区内外の地域活性化を促進します。

【新規】

○交流都市・流域内における森林里山整備・体験の推進【新規】

生物多様性への理解促進、交流の促進、交流都市や流域内の森林里山整備に参加する機会を提供し、地域の活性化を促進します。

【担当部署】 地域振興部 商工観光課
環境まちづくり部 環境政策課

○学校や公共施設・事業所等での都内や交流都市の農林水産資源の活用普及・情報発信【新規】

生物多様性の恵みの一つである農林水産資源を区内で積極的に利用し、農林水産業の持続化・活性化を図ります。また、区内施設や事業者の施設等において、多摩産材や東京野菜、交流都市などの農林水産資源を区内外に発信し、東京の産物の消費や利用を促します。

【担当部署】 子ども部 指導課
地域振興部 商工観光課
環境まちづくり部 環境政策課

○区内の豊かな生物多様性を活かした観光の推進【新規】

皇居の生態系、親水機能を持つ水辺、民間企業が整備する緑地など、生物多様性が豊かな、訪れる人に潤いをもたらす千代田区の自然を体感する観光利用を観光協会等と連携して推進します（エコツアーの推進）。また、千代田区観光協会と連携し、歩いて楽しむ、自転車で楽しむ「パレスサイクリング（（一財）自転車産業振興協会）」での自転車観光推進、区内観光を推進し、交通機関による二酸化炭素の排出量削減を図ることで、観光資源の質を劣化させない、持続可能な観光を推進します。

【担当部署】 地域振興部 商工観光課

区民・訪問者

・地産地消を意識し、都内の農林水産資源を積極的に利用します。

事業者

・都内や交流都市の農林水産資源の商品開発や情報提供（宣伝）を積極的に行います。

状態目標

・区内の教育機関で、都内農林水産資源（地場産物）が提供されている。

行動計画③ 地方との連携による森林整備（カーボン・オフセット）事業を生物多様性に配慮した整備方法へと転換します。 【強化・新規】

○森林整備事業の他地方自治体との協定拡大【強化】

カーボン・オフセットを目的とした森林整備だけでなく、生物多様性の視点を盛り込んだ整備方法を転換するとともに、地方自治体との森林整備協定の拡大を図ります。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

○交流都市・流域内における森林里山整備・体験による交流（Ⅲ－１行動計画②再掲）【新規】

【担当部署】 地域振興部 商工観光課

環境まちづくり部 環境政策課

事業者・区民

- ・区が取り組む森林整備事業に積極的に参加します。
- ・事業者が持つ社有林や緑地においても生物多様性に配慮した整備手法へと転換します。

協定を結ぶ地方自治体

- ・カーボン・オフセットと生物多様性の質の向上の両輪を軸とした森林整備を進めます。
- ・国産材の利用促進を図り、間伐等による健全な森づくりを進めます。
- ・区民との交流の機会を提供します。

状態目標

- ・地方自治体等との協定において生物多様性に配慮した森林整備が行われている。

コラム 「千代田区の森林整備事業」「生物多様性に配慮した森林整備」

千代田区では 2012（平成 24）年度から、地球環境を守り脱炭素社会の実現を図るため、地方都市と連携・協力して生物多様性に配慮した森林整備事業を行っています。

区では秋田県五城目町、群馬県嬭恋村、岐阜県高山市等と連携し、森林整備を実施しています。

また、嬭恋村との共催事業として森林保全を図り、森林の役割や大切さを学ぶことを目的とした「ちよだ・つま恋の森づくり」植樹ツアーを 2012（平成 24）年度から実施しています。2020（令和 2）年度からは新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止になりましたが、2022（令和 4）年に 3 年ぶりに開催し、2023（令和 5）年度で 10 回目の開催となりました。



植樹ツアーの様子

<地方との連携による森林整備（カーボン・オフセット）事業>

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kankyo/ondanka/carbon-offset/index.html>

行動計画④ 生物多様性を活かした安心・安全、快適な都市づくりを進めます。

【新規】

千代田区の事業

○千代田区ウォーカブルまちづくりデザインへの生物多様性の視点の積極的な導入【新規】

千代田区が進める「ウォーカブルまちづくりデザイン」に生物多様性の視点を積極的に導入し、生物多様性の恵みを活かしたまちづくりを多様な主体と連携して進めます。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課
景観・都市計画課



道路を歩道と一体的に活用
緑があふれ、ひとがりフレッシュできる空間づくり

事業者・区民

- ・住民参加の機会に積極的に参加して、提案や意見を発信します。
- ・誰もが暮らしやすい環境づくりを目指して自治会や町会の活動に参加し、活動します。

状態目標

- ・協働によるまちづくり活性化の取組みに生物多様性の視点が導入され、推進されている。

2030年に達成すべき状態

Ⅲ-2 千代田区の実践事例がモデルとなり他地域で広く活用されSDGsの達成に貢献しています。

行動計画① ネイチャー・ポジティブ経営（事業者による自然資本配慮型経営）を推進します。

【強化】

○事業活動の情報発信・情報交流【強化】

千代田区の広報紙やホームページを活用して、区内企業が行う区内外での自然環境に配慮した事業活動・取組みを情報発信します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

事業者

・事業者の取組みを事業者自らが積極的に発信するとともに、区が行う情報発信へ協力します。

状態目標

・区内の企業でその経営方針にネイチャー・ポジティブ経営に関連する方針が取り込まれている。

行動計画② 生物多様性への影響緩和技術に関する情報や人材交流をはかります。

【新規】

○区内企業等による事業活動における生物多様性への影響低減に資する技術の情報や人材交流の推進【新規】

自然を活かした社会課題解決につながる技術や研究・人材を情報発信し、交流を促し技術革新を支援します。

【担当部署】 環境まちづくり部 環境政策課

事業者

・区が行う情報発信へ協力します。
・区内企業との勉強会の開催や人材交流により、社会課題解決に資する技術革新に取り組みます。
・区内教育機関での出前授業等を行い、事業者の取組みの情報発信や技術に関する交流を図ります。

教育機関・活動団体

・環境緩和技術の積極的な導入などにより、技術の向上に寄与します。

状態目標

・事業活動における生物多様性への影響低減に資する技術の情報交換の場が定期的に行われている。

第4章 推進体制と進行管理

4.1 推進体制

(1) 各主体の連携による推進

推進プランの目標は行政の力だけでは達成できません。千代田区とともに、千代田区で生活・活動する区民、環境保全団体、事業者、大学・教育機関などのあらゆる主体が一丸となって、第3章の「3.3 具体的な行動」に示した事項に取り組むことで、推進プランを推進していきます。

また、様々な団体とのネットワークを活用し、活動状況の報告や情報共有を行っていきます。

(2) 区の推進体制

①生物多様性に係わる部署が連携し、各種施策に取り組みます。

②各担当部署は、推進プランの2030年目標達成に向け事業計画を作成し、実行していきます。

(3) 関係機関との協力・推進体制

国や都、近隣区との連携を強化し、各種施策に取り組みます。

4.2 進行管理

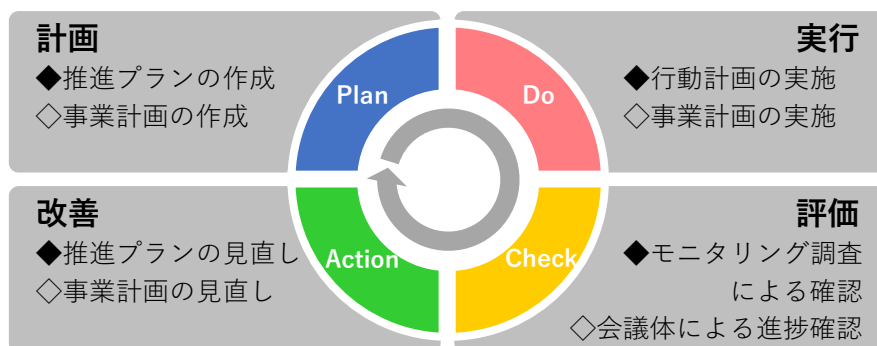
推進プランの進行・管理は、以下のように行います。なお、目標達成の進捗確認の方法や、モニタリング調査の手法については、今後具体的に検討していきます。

① 計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のプロセスを順に実施します。

②全庁的に取組みを推進しながら、生物多様性推進会議（外部委員で構成する会議体）と、生物多様性推進検討会（区の関連部署で構成する会議体）の2つの会議体を中心として進行管理を行います。

③推進プランの内容や目標は、2030年を目処に、社会情勢を踏まえながら見直し・改善を行います。

④定期的実施する自然環境のモニタリング調査を活用し、区内の生物多様性の状況を把握します。



計画 (Plan) : 目標を設定して、それを実現するためのプロセスを設計 (改定) する

実行 (Do) : 計画を実施し、そのパフォーマンスを測定する

評価 (Check) : 測定結果を評価し、結果を目標と比較するなど分析を行う

改善 (Action) : プロセスの継続的改善・向上に必要な措置を実施する

資 料 編

1. 推進プラン改定の経緯

推進プランの改定は、千代田区生物多様性推進会議（区民や有識者からなる組織体）と庁内検討会（区役所の関連部署からなる組織体）の2つの会議体において議論を進め、改定しました。

1.1 千代田区生物多様性推進会議

(1) 委員名簿（第5期）

(敬省略)

区分	氏名	所属等
学識 経験者	亀山 章	公益財団法人日本自然保護協会 理事長 東京農工大学 名誉教授
	加藤 和弘	放送大学 副学長
	須田 真一	東京大学総合研究博物館 研究事業協力者
事業者	城 千聡	三井住友海上火災保険株式会社 経営企画部 サステナビリティ推進室
	竹内 和也	一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会 専務理事
学校関係	中村 裕子	千代田区立 麴町小学校長（～R5.3.31）
	渡邊 光一	千代田区立 千代田小学校長（R5.4.1～）
区民等	大井 匡之	公募区民（在住）
	坂口 次郎	公募区民（在住）
	積田 孝一	公募区民（在住）
行政	二戸 治	環境省 自然環境局 皇居外苑管理事務所 次長 （～R5.3.31）
	森川 久	環境省 自然環境局 皇居外苑管理事務所 次長 （R5.4.1～）
	青山 一彦	東京都 環境局自然環境部 緑施策推進担当課長
千代田区	印出井 一美	千代田区 環境まちづくり部長

※令和6年3月現在

(2) 会議の概要

回数	開催日	主な議題
第1回	令和4年3月30日(水)	<p>1. 令和3年度の区の生物多様性に関する主な取組みについて</p> <p>① 区民参加型モニタリング調査(生きものさがし2021)</p> <p>② 令和3年度ちよだ生物多様性大賞</p> <p>③ ちよだ生物多様性推進プラン・事業計画の進捗状況</p> <p>2. ちよだ生物多様性推進プランの検証について</p>
第2回	令和4年11月10日(木)	<p>1. ちよだ生物多様性推進プランの見直しについて</p> <p>① 推進プラン見直しスケジュール</p> <p>② モニタリング調査 結果報告</p> <p>③ 区政モニター結果報告</p> <p>④ 現行プランの評価</p> <p>⑤ 推進プラン 見直しの方向性 案</p>
第3回	令和5年3月24日(金)	<p>1. 区民参加型モニタリング調査(生きものさがし)について</p> <p>2. セミ羽化観察会・秋のどんぐり観察と生きもの楽習会について</p> <p>3. 令和4年度ちよだ生物多様性大賞について</p> <p>4. ちよだ生物多様性推進プランの改定について</p> <p>① 改定素案のたたきについて</p>
第4回	令和5年7月19日(水)	<p>1. ちよだ生物多様性推進プランの改定について</p> <p>① 2050年目標、2030年目標について</p> <p>② ネイチャーポジティブの考え方について</p> <p>③ 社会変革・行動変容の促し方について</p> <p>④ 30by30につながる生態系ネットワークの形成・強化について</p> <p>⑤ 主体間連携・施策連携を進める中で、事業をより一層推進するための各主体ができることについて</p> <p>2. 千代田区生きものさがし 2023 春編の結果について</p> <p>3. 令和5年度ちよだ生物多様性大賞の募集について</p>
第5回	令和5年11月17日(金)	<p>1. ちよだ生物多様性推進プランの改定について</p> <p>① 改定素案について</p>

1.2 庁内検討会

(1) 参加部署

子ども部	子ども施設課
	学務課
	指導課
保健福祉部	地域保健課
	生活衛生課
地域振興部	商工観光課
環境まちづくり部	環境政策課
	道路公園課
	千代田清掃事務所
	景観・都市計画課
政策経営部	企画課
	施設経営課

※令和6年3月現在

(2) 会議の概要

回数	開催日	主な議題
第1回	令和5年5月16日(火)	・「ちよだ生物多様性推進プラン」改定の方向性・目標・行動計画 ・2030年目標を達成するための取組み(案) ・「ちよだ生物多様性推進プラン」改定スケジュール
第2回	令和5年10月5日(木)	・「ちよだ生物多様性推進プラン」改定素案(案)の確認について
第3回	令和5年 月 日()	・パブリックコメントの確認

1.3 パブリックコメントの概要

- 実施時期 令和6年●月●日～●月●日
- 意見提出者数 ●名（区民●件、在勤者●件、在学者●件、団体●件）
- 意見数 延べ●件

○意見の概要

・ ●●●●●●●●

○意見の内訳

- 全般的事項 ●件
- 表題・副題 ●件
- 策定の背景・国内外動向と千代田区の現状・求められる姿勢（第1章） ●件
- 基本的な考え方と目標（第2章） ●件
- 行動計画（第3章） ●件
- 推進体制と進行管理（第4章） ●件

2. 千代田区の生物多様性

2.1 皇居吹上御苑の自然（文献調査）

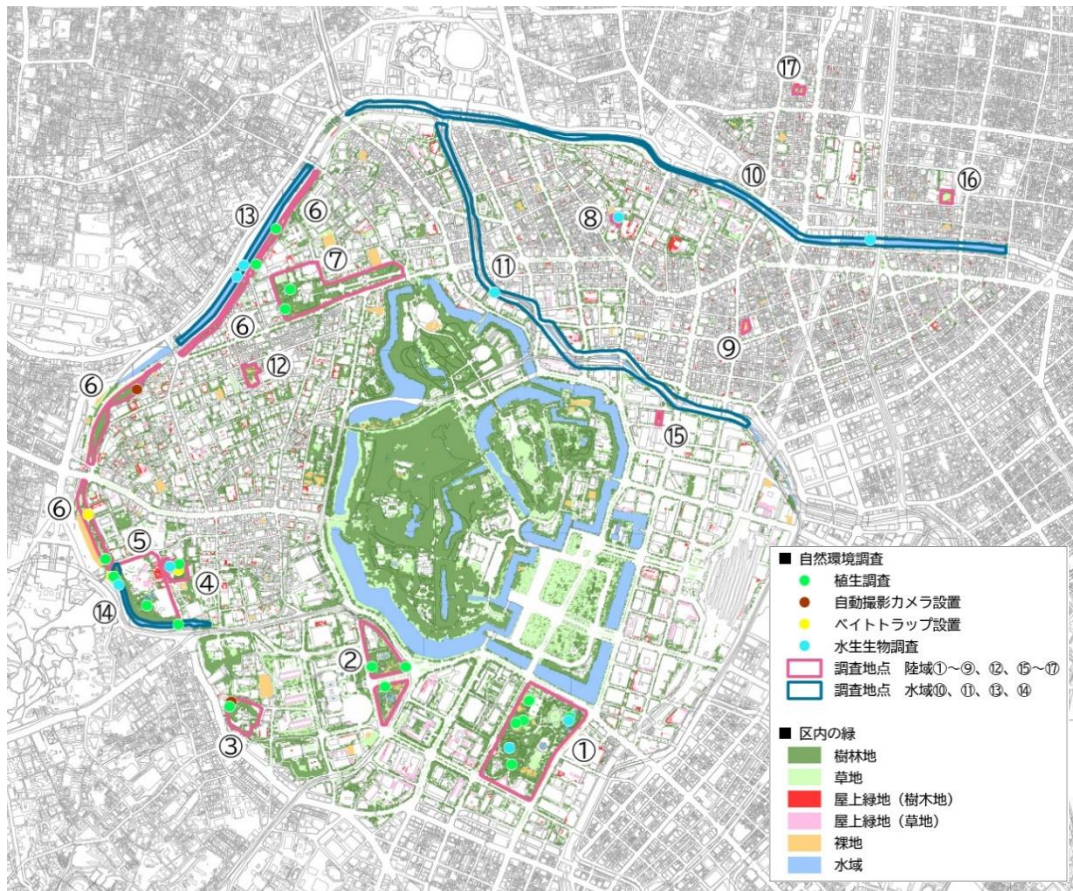
皇居吹上御苑で記録された生物の概要

分類群	種数	確認記録の概要	
植物	427	<ul style="list-style-type: none"> ◆シダ植物 27 種、裸子植物 10 種、被子植物 390 種が確認されている。 ◆注目すべき植物として、常緑樹林内に極めて稀に生育する腐生植物の「タシロラン」が確認されている。 	
哺乳類	5	<ul style="list-style-type: none"> ◆本来の自然状態で生息している哺乳類は、アズマモグラとアブラコウモリの 2 種のみである。このほか、タヌキ、ハクビシン、アライグマが確認されている。 	
鳥類	82	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成 8 年から平成 17 年までの 10 年間で、カワセミや、外来生物のホンセイインコなどを含む 82 種が確認されている。 ◆皇居では近年、猛禽類のオオタカがほぼ 1 年中確認されるようになっているほか、秋から冬には同じく猛禽類のノスリが確認されている。 ◆皇居では近年、猛禽類のオオタカがほぼ 1 年中確認されるようになっているほか、秋から冬には同じく猛禽類のノスリが確認されている。 	
爬虫類	9	<ul style="list-style-type: none"> ◆外来生物のミシシippアカミミガメを含むカメ目 3 種、カナヘビを含むトカゲ亜目 3 種、アオダイショウを含むヘビ亜目 3 種が確認されている。 ◆カナヘビは吹上御苑では個体数が非常に少ないと指摘されている。また、イシガメが生き残っている可能性が示唆されている。 	
両生類	3	<ul style="list-style-type: none"> ◆アズマヒキガエル、アマガエルのほか、外来生物法で特定外来生物に指定されているウシガエルが確認されている。 ◆皇居吹上御苑のカエル類は極端に数が少なく、その要因として、全ての水域や湿地などの水辺を占拠しているウシガエルの存在が指摘されている。 	
魚類	11	<ul style="list-style-type: none"> ◆在来種のギンブナやジュズカケハゼ、外来生物のカムルチーなどが確認されている ◆近年、濠が増えて問題になっているオオクチバスやブルーギルは吹上御苑内では確認されていない。 	
底生動物(エビ類・淡水産貝類)	エビ類 4 淡水産貝類 13	<ul style="list-style-type: none"> ◆エビ類：在来種のスジエビや、外来生物のアメリカザリガニなどが確認されている。 ◆淡水産貝類：都心部にはほとんど生息していないドブシジミ、マルタニシなどが確認されている。 ◆ドブシジミ、マルタニシ、モノアラガイ、トウキョウヒラマキガイは、かつて日本各地の溜め池や水田で普通に見られたが、現在では激減しており、都心部にはほとんど生息していない。 	
昆虫類	3,311	<ul style="list-style-type: none"> ◆トンボ目 33 種、バッタ目 45 種、チャタテムシ目 23 種、カメムシ目 437 種、アザミウマ目 74 種、アミメカゲロウ目 29 種、チョウ目 803 種、コウチュウ目 738 種、ハチ目 513 種、ネジレバネ目 1 種、ハエ目 525 種、トビムシ目 74 種、カマアシムシ目 16 種が確認されている。 ◆平成 12 年には、都内ではほぼ絶滅状態と考えられているベニイトトンボ、コサナエ、アオヤンマの生息が報告されている。その後、これら 3 種が全て皇居内で発生していることが確認され、個体数も多く生息していると報告されている。平成 18 年には、3 種すべて皇居内での発生が確認され、個体数も多く、広く分布していると報告されている。 	

出典：国立科学博物館専報第 34～36 号, 2000 年
 国立科学博物館専報第 39 号, 2005 年
 国立科学博物館専報第 43 号, 2006 年

2.2 自然環境調査

(1) 調査概要



現地調査地点の位置

①日比谷公園	⑥外濠の緑道	⑩ 神田川	⑭弁慶濠
②国会前庭	⑦靖国神社	⑪ 日本橋川	⑮大手町 JA ビル
③日枝神社	⑧錦華公園	⑫ 東郷元帥記念公園	⑯和泉公園
④清水谷公園	⑨神田児童公園	⑬ 新見附濠・牛込濠	⑰練成公園
⑤ホテルニューオータニ			

現地調査の調査実施方法と調査時期

調査項目	調査方法	調査時期				春季	2022年5月中下旬
		植物相	任意観察			春季	2022年5月中旬
夏季	2022年7月下旬			秋季	2022年10月上旬		
任意観察 植生調査	秋季		2022年10月上旬	冬季	2023年1月中旬		
	任意観察		春季	2022年4月中旬	昆虫類	任意観察	春季
哺乳・ 両生・爬 虫類	任意観察 自動撮影カメラ設置 夜間コウモリ調査	秋季	2022年10月上旬	魚類	任意捕獲	夏季	2022年7月下旬
						夏季	2022年8月中旬
						秋季	2022年10月上旬
						底生動物	任意捕獲
						秋季	2022年10月上旬

(2) 調査結果 (重要種比較一覧)

※「未」: 2010・2011 (平成 22・23) 年度に確認されたが、2022 (令和 4) 年度調査では確認されていない種
 「新」: 2010・2011 (平成 22・23) 年度に確認されなかったが、2022 (令和 4) 年度調査で新たに確認された種
 「継」: 2010・2011 (平成 22・23) 年度、2022 (令和 4) 年度調査両方で確認された種

※グレーの網掛けは調査未実施地点

※合計種数は令和 4 年度調査で確認された種数とし、2010・2011 (平成 22・23) 年度との差を () で示した。

No.	項目	種名	調査地点														合計	備考				
			① 日比谷公園	② 国会前庭	③ 日枝神社	④ 清水谷公園	⑤ ニューホテルオータニ	⑥ 外濠の緑道	⑦ 靖国神社	⑧ 錦華公園	⑨ 神田児童公園	⑩ 神田川	⑪ 日本橋川	⑫ 東郷元帥記念公園	⑬ 牛込濠	⑭ 新見附濠			⑮ 弁慶濠	⑯ 大手町 J A ビル	⑰ 和泉公園	⑱ 練成公園
1	植物相	コヒロハハナヤスリ																			1(+1)	
2		マツバラン	新																		1(+1)	
3		アスカイノデ			新		新		新												3(+3)	
4		ウマノズクサ						継													1	
5		ツツイトモ		新																	1(+1)	
6		ギンラン					新														1(+1)	
7		ノカンゾウ	未					継													1(-1)	注2
8		マコモ													継						1	注1
9		キケマン	継																		1	
10		カザグルマ													継						1	
11		ホザキノフサモ		新												継					2(+1)	注2
12		ヒトツバハギ						継													1	注2
13		フタバムグラ		新																	1	
14		カワヂシャ	継																		1	
合計		14種(+6)	3	3(+3)	1(+1)	0	2(+2)	3	2(+2)	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	-	-	
1	哺乳類・両生類・爬虫類	アズマヒキガエル	継		未	未	未	未	未					未	未	未				1(-9)		
2		クサガメ	未												新					0(-1)	注1	
3		ニホンスッポン	継													新				2(+1)		
4		ニホンヤモリ	継	継	未	継		継	継	新				未	未			新		7(-1)		
5		ヒガシニホントカゲ		継	新			継	継					未	未					3		
6		アオダイショウ	新		新		新		新											4(+4)		
7		ヒバカリ					新													1(+1)		
合計		7種(+2)	4	2	2	1(-1)	2(+1)	2(-1)	2	0(-1)	1(+1)	0	0	0(-2)	1(-2)	1	0	1(+1)	0	-	-	
1	鳥類	ヨシガモ					新									新				2(+2)		
2		ホシハジロ									新				新					2(+2)	注2	
3		カイツブリ													継					1		
4		ゴイサギ										未		継	未					1(-2)	注2	
5		ダイサギ	新					未			新	未		継	継					4		
6		チュウサギ	新																	1(+1)		
7		コサギ				新					新	継		継	未					4(+1)		
8		オオバン									新	新		新						3(+3)		
9		ヒメアマツバメ	未						未						新					1(-1)		
10		イソシギ									新	新								2(+2)		
11		ウミネコ									継									1	注2	
12		ハイタカ	新						新											2(+2)		
13		オオタカ	新																	1(+1)		
14		ノスリ		未				未												0(-2)		
15		カワセミ	未	未		未									新	継				2(-2)		
16		チョウゲンボウ				新														1(+1)		
17		モズ	未	継				未							未					1(-3)		
18		オナガ	継	未				継	新		新		新					新		6(+3)	注2	
19		ヤマガラ	継	未	未	未	継		継	継										4(-3)		
20		インビヨドリ									新									1(+1)		
21		コサメビタキ	未	未					未											0(-3)		
合計		19種(+7)	6	1(-5)	0(-1)	2	2(+1)	1(-3)	3	1	0	8(+7)	3	1(+1)	7(+3)	4(-1)	0	1(+1)	0	-	-	

No.	項目	種名	調査地点														合計	備考			
			① 日比谷公園	② 国会前庭	③ 日枝神社	④ 清水谷公園	⑤ ニューホテル オータニ	⑥ 外濠の緑道	⑦ 靖国神社	⑧ 錦華公園	⑨ 神田児童公園	⑩ 神田川	⑪ 日本橋川	⑫ 東郷元帥記念公園	⑬ 新見附濠・牛込濠	⑭ 弁慶濠			⑮ 大手町J Aビル	⑯ 和泉公園	⑰ 練成公園
1	昆虫類	ホソミオツネトンボ	未																0(-1)		
2		コサナエ	新																1(+1)		
3		チョウトンボ	未				新								新				2(+1)		
4		クマスズムシ													未				0(-1)	注1	
5		ショウリョウバッタモドキ					継												1	注1	
6		リンゴクロカスミカメ	未					未											0(-2)		
7		オオアメンボ				新			新										2(+2)		
8		ヒカゲチョウ	継																1	注2	
9		ヒメウラナミジャノメ					新	継							継				3(+1)	注2	
10		オオミズアオ本土亜種							新										1(+1)		
11		ウバタマムシ							新										1(+1)		
12		タマムシ				新			新	新									3(+3)		
13		クズハキリバチ													継				1	注2	
	合計	10種(+2)	2(-2)	0	1(+1)	1(+1)	1(+1)	5(+2)	3(+3)	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	-	-
1	魚類	マルタ										未							0(-1)		
2		ナマズ													未				0(-1)		
3		ミナミメダカ	継			新													2(+1)		
4		ヌマチチブ												新					1(+1)		
5		アベハゼ									新								1(+1)		
6		トウヨシノボリ類	継			新								未	継				3	注2	
7		ウキゴリ												継					1	注2	
	合計	5種	2	0	0	2(+2)	0	0	0	0	0	1(+1)	0(-1)	0	2	1(-1)	0	0	0	-	-
1	底生	オオタニシ													未				0(-1)		
2		テナガエビ	継									未		継	継				3(-1)		
3		スジエビ	継			継						新		継	継				5(+1)		
4		サワガニ													未				0(-1)		
5		モクズガニ										新		継					2(+1)		
6		ハグロトンボ										未							0(-1)		
7		ババアメンボ													未				0(-1)		
8		ハネナシアメンボ													未				0(-1)		
	合計	3種(-5)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	3	2(-4)	0	0	0	-	-	
	全項目合計	58種(+12)	19(-2)	6(-2)	4(+1)	7(+2)	7(+5)	11(-2)	10(+5)	1(-1)	1(+1)	9(+8)	5(-1)	1(-1)	15(+1)	12(-6)	0	2(+2)	0	-	-

※「注1」：2011（平成23）年度は重要種に該当するが、2022（令和4）年度は重要種に該当しない種

「注2」：2011（平成23）年度は重要種に該当しないが、2022（令和4）年度は重要種に該当する種

※平成23年度の重要種選定基準

- ・文化財保護法（昭和25年5月30日 法律第214号）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日 法律第75号）
- ・哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて（環境省 平成19年8月3日）
- ・東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～（区部）（東京都 平成22年）

※令和4年度の重要種選定基準

- ・文化財保護法（昭和25年5月30日 法律第214号）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日 法律第75号）
- ・環境省報道発表資料 環境省レッドリスト2020の公表について（令和2年3月27日）
- ・東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト（本土部）2020年版～（区部）（令和2年）

(3) 区内で確認された駆除、対策が必要と考えられる外来種

項目	種	今回（2022年度） 調査確認地点	前回（2010・2011年度） 調査確認地点	概要	備考
植物	トウネズミモチ	全地点	全地点	生態系被害防止外来種 【対策案】 逸出も多い。広がらないようにできるだけ逸出した個体を抜き取ることが望ましい。植栽されている場合は、果実を食べた鳥類がフンを落とすことにより広範囲に種子散布されてしまうため、伐採することが望ましい。	
	シュロ	①日比谷公園、②国会前庭、③日枝神社、④清水谷公園、⑤ホテルニューオータニ、⑥外濠の緑道、⑦靖国神社、⑧錦華公園、⑬新見附濠・牛込濠、⑭弁慶濠、⑯和泉公園（計11地点）	全地点	生態系被害防止外来種 【対策案】 逸出も多い。トウネズミモチと同様、広がらないようにできるだけ逸出した個体を抜き取り、大きくなった物は伐採も検討する必要がある。	
	ノハカタカラクサ	①日比谷公園、③日枝神社、⑥外濠の緑道、⑦靖国神社、⑬新見附濠・牛込濠（計5地点）	①日比谷公園、③日枝神社、⑥外濠の緑道、⑦靖国神社（計4地点）	生態系被害防止外来種 【想定される被害】 いずれの調査地区でも林床にマット状に広がっており、在来種を被圧してしまう可能性が考えられる。 【対策案】 除草や、現在生育している場所から分布を拡大させないことが必要。除草を行う際、不用意に引き抜くと葡萄茎や無性芽が残るため注意が必要。	文献1
	アメリカハナノキ	②国会前庭	②国会前庭	生態系被害防止外来種（定着予防外来種） 【対策案】 周囲への逸出は確認していないが、新たに植栽することは控えた方がよい種と考えられる。	
	ツルドクダミ	①日比谷公園、②国会前庭、③日枝神社、④清水谷公園、⑤ホテルニューオータニ、⑥外濠の緑道、⑬新見附濠・牛込濠、⑭弁慶濠（計8地点）	①日比谷公園、②国会前庭、③日枝神社、④清水谷公園、⑥外濠の緑道、⑭弁慶濠（計6地点）	生態系被害防止外来種 【対策案】 2011年度調査より確認数・確認範囲が増加しており、見つけたら抜き取りを行うことが望ましい。	

項目	種	今回（2022年度） 調査確認地点	前回（2010・2011年度） 調査確認地点	概要	備考
植物	メリケン カルカヤ	①日比谷公園、②国会前庭、④清水谷公園、⑤ホテルニューオータニ、⑫東郷元帥記念公園、⑬新見附濠・牛込濠（計6地点）	②国会前庭、③清水谷公園（計2地点）	生態系被害防止外来種 【対策案】 風散布の種子で広がりやすいため、選択的な除草が必要である。ホテルニューオータニの屋上にも生育していた。屋上庭園などにも広がりやすいため、注意が必要である。	
	シマトネ リコ	①日比谷公園、③日枝神社、④清水谷公園、⑤ホテルニューオータニ、⑦靖国神社、⑬新見附濠・牛込濠（計6地点）	なし	【想定される被害】 沖縄原産の国内外来種であり、近年植栽として多く利用されており、植え込みや道路際の隙間などに自生する事例がしばしば確認されている。今回調査地内において実生による分布拡大も確認された。トウネズミモチのように都市林などに侵入するほか、暖地性昆虫の分布拡大などに影響を与える恐れも考えられる。	文献2
	ノウゼン カズラ	①日比谷公園、④清水谷公園（計2地点）	③日枝神社、⑧錦華公園、⑬新見附濠・牛込濠、⑭弁慶濠（計4地点）	【想定される被害】 逸出個体を清水谷公園で確認した。庭に植栽されることも多いため、今後分布を広げる可能性がある。周囲に地下茎を伸ばして広がり、つるを伸ばして這い上がる。一度広がってしまうと駆除が難しい種である。	
	キンゴジ カ	⑫東郷元帥記念公園	なし	【対策案】 結実も確認。分布が周囲の緑地に広がらないように駆除が必要である。	
	フシネキ ンエノコ ロ	②国会前庭	なし	【想定される被害】 国会前庭の北庭東側の法面草地で確認した。在来のコツブキンエノコロに似ており、識別できる人でないとこの種のみを除草することが難しいため、今後分布が拡大する可能性がある。	

項目	種	今回（2022年度） 調査確認地点	前回（2010・2011年度） 調査確認地点	概要	備考
爬虫類	ミシシ ッピア カミミ ガメ	①日比谷公園、④清水谷 公園、⑬新見附濠・牛込 濠、⑭弁慶濠（計4地 点）	①日比谷公園、⑬新見附 濠・牛込濠、⑭弁慶濠 （計3地点）	条件付き特定外来生物 【想定される被害】 水生植物や魚類、両生類、甲殻 類等の生態系への被害が生じ る。水生植物が減少すること により、底質の土の流出や水質汚 濁等が生じ、景観や生態系に二 次的影響が生じることも懸念さ れている。また、ミシシッピア カミミガメを駆除する際、クサ ガメも捕獲できることから、作 業効率的にも併せて駆除を行う と効率的である。	文献3
昆虫	プラタ ナスグ ンバイ	①日比谷公園、⑥外濠の 緑道、⑦靖国神社（計3 地点）	①日比谷公園、②国会前 庭、⑤ホテルニューオー タニ、⑥外濠の緑道（計4 地点）	【想定される被害】 プラタナスグンバイはプラタナ ス、クスベニヒラカカスミカメ はクスノキを食草とする。	文献4
	クスベ ニヒラ タカス ミカメ	②国会前庭、③日枝神 社、⑫東郷元帥記念公 園、⑭弁慶濠、⑰練成公 園（計5地点）	なし	全国的に害が発生しており、吸 汁することにより葉の表面が茶 色に脱色し、葉の裏は排泄物に より汚れる。規制が著しいと樹 幹全体につき美観が著しく損な われる。枯死することはない が、樹勢低下の懸念がある。プ ラタナスに隣接した住宅のテラ スに干した洗濯物や装飾店の商 品に飛来し、付着するため不快 害虫ともなっている。 【対策案】 定期的に被害状況を把握し、被 害が著しい場合は、葉の散布に よる駆除を行うことが望まし い。葉の散布にあたっては、農 薬の飛翔に十分注意する。	

項目	種	今回（2022年度） 調査確認地点	前回（2010・2011年度） 調査確認地点	概要	備考
底生動物	ヌマエビ科 の Neocaridina 属	①日比谷公園、④ 清水谷公園、⑩神 田川、⑪日本橋川 (計4地点)	⑪日本橋川	【想定される被害】 ミナミヌマエビの名称で、外国 産の同属種が飼育鑑賞目的で販 売されており、日本各地に分布 を広げている。本種の増加によ り、ヌカエビ等の在来種が生息 環境等の競合による影響が懸念 されている。駆除事例や対策は なく、近年ますます分布拡大の 傾向にある。	
	アメリカザ リガニ	①日比谷公園、⑧ 錦華公園、⑩神田 川、⑬新見附濠・ 牛込濠、⑭弁慶濠 (計5地点)	①日比谷公園、⑬新見附 濠・牛込濠、⑭弁慶濠 (計3地点)	条件付き特定外来生物 【想定される被害】 水生植物や水生昆虫、魚類、両 生類を捕食する。また、水草等 を食べることなく、刈り取りす ることが知られており、本種の 生息により水辺環境の多様性が 失われ、水生生物の生息・生育 環境の悪化が懸念される。	文献5
魚類	オオクチバ ス	なし	①日比谷公園、⑭弁慶濠 (計2地点)	特定外来生物 【想定される被害】 弁慶濠ではオオクチバスが生息 しているものと思われる。弁慶 濠は釣り堀としての利用があ り、調査中にもオオクチバスを 対象としていると考えられる遊 漁者がみられている。一方で、 大手濠や桔梗濠等の内濠では環 境省主体によるオオクチバス等 外来生物の駆除が積極的に行わ れており、対応に矛盾を感じる。 る。	

文献1：あいちの外来種移入種対策ハンドブック HP

(<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/gairai/search>)

文献2：中野敬一. 2015. 都市有害生物管理 5(1)15-16pp. 緑化樹シマトネリコの生態影響について

文献3：環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室. 2019. アカミミガメ防除の手引き（令和3（2021）年8月改訂）

文献4：平成19年度病虫害発生予察特殊報第3号（福島県、平成19年10月）

文献5：環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室. 2022. アメリカザリガニ対策の手引き（令和5（2023）年4月改訂）

3. 生物多様性に関する千代田区民の意識（アンケート調査）

3.1 区政モニターアンケート（令和4年実施）

調査内容	「生物多様性」について
調査機関	2022（令和4）年6月28日～7月15日
調査対象	区政モニター（100名）
回答数	88名（回収率88%）

<対象者及び回答者の年齢別の内訳>

年代	対象者数	回答者数
10歳代	0名	(0名)
20歳代	10名	(8名)
30歳代	22名	(20名)
40歳代	24名	(23名)
50歳代	25名	(21名)
60歳代	14名	(11名)
70歳代	4名	(4名)
80歳代	1名	(1名)
合計	100名	(88名)

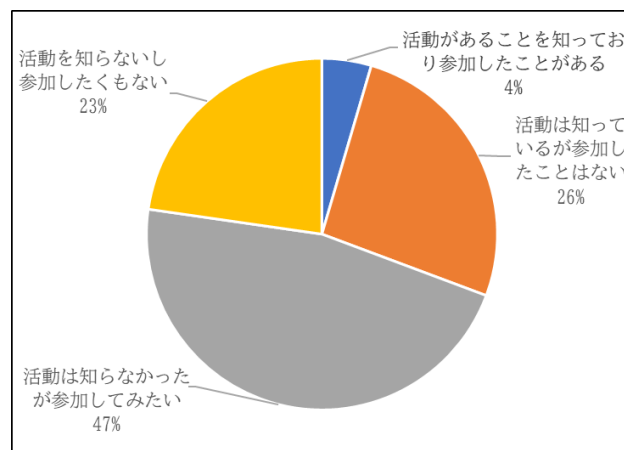
<在住・在勤・在学の内訳>

区分	対象者数	回答者数
在住	83名	(73名)
在勤	16名	(14名)
在学	1名	(1名)
合計	100名	(88名)

(1) 「生物多様性」に関連する情報や取組みの認知度

Q11 あなたは、区内の緑地の維持管理活動や生物多様性の保全活動に参加したことがありますか。

項目	回答数	割合
活動があることを知っており参加したことがある	4	4%
活動は知っているが参加したことはない	23	26%
活動は知らなかったが参加してみたい	41	47%
活動を知らないし参加したくない	20	23%

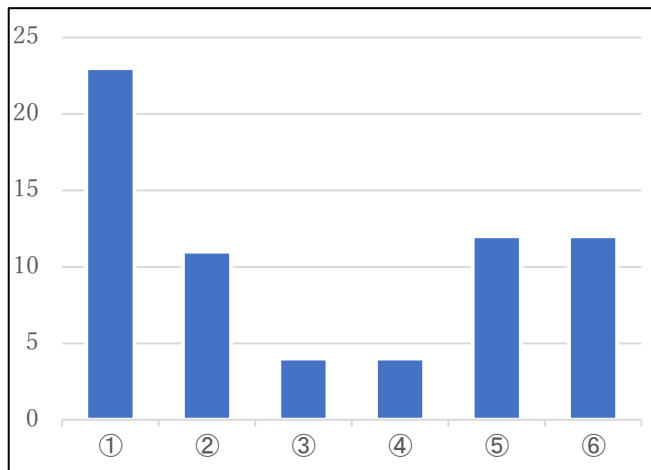


- ◆「生物多様性」の言葉の認知度は高いものの、回答者が取組みやその成果を実感できていない
- 「生物多様性」に関連する情報(生きものの情報)や取組み(取組みの場・保全活動に参加するきっかけとなる情報)の発信の強化が重要

(2) 「生物多様性」に関連する取組みへの意欲

Q5-2 (Q5「あなたは『千代田区生きものさがし』をご存じですか。また、参加したことがありますか。」で知っているが参加したことはない・知らなかったし今後も参加しようと思わないと答えた方に伺います。) 参加したことがない・参加しない理由は何ですか。(複数回答可)

項目	回答数
①忙しくて時間がない	23
②生きものが苦手である	11
③生きものさがしに興味がない	4
④面倒である	4
⑤生きものさがしの内容がよくわからない	12
⑥その他	12



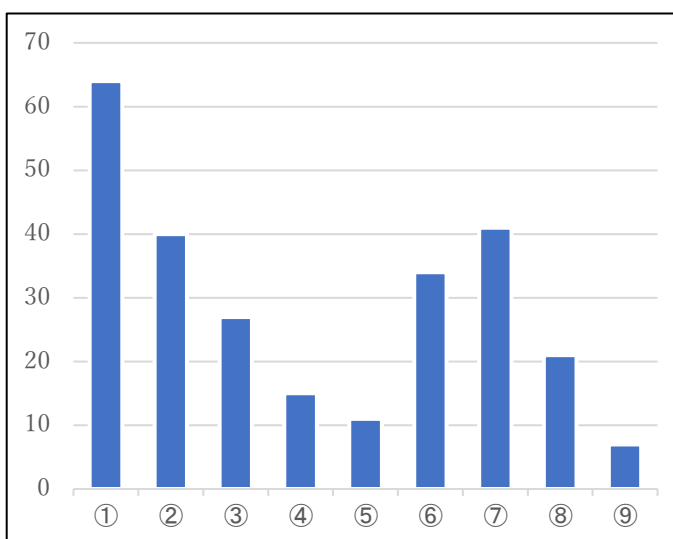
◆「時間的制約」「取組みや活動の周知不足」が原因となった参加意欲の低さが見られる。

●身近な環境や日々の暮らしの中から始められるアイデアの積極的な情報提供や IT 技術等を活用した取組みへの参加の促進強化が重要

(3) 「生物多様性」に関連する情報の周知

Q8 あなたは、区内の生物多様性に関する情報（生きもの、環境イベント、取組み・活動など）は、どのような媒体による周知が理想的と考えますか。(複数回答可)

項目	回答数
①区の広報紙	64
②区のホームページ	40
③学校からの配布物	27
④企業や民間団体等のイベント	15
⑤企業や民間団体等のホームページ	11
⑥公共施設での展示・配布物	34
⑦SNS	41
⑧テレビ・ラジオ・新聞・図書	21
⑨その他	7



◆「区の広報紙」や「町内会での配布物」での情報提供が必要の回答が多く、特に区民向けには有効である。

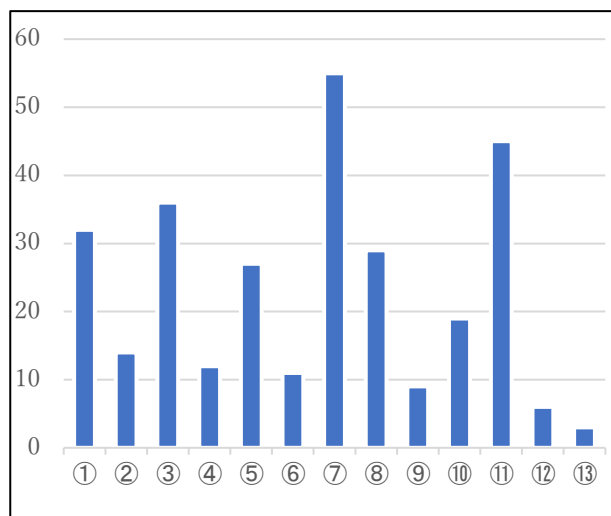
●公共施設での情報提供及び紙媒体を含む効果的な情報提供の継続

(4)「生物多様性」保全に関わる自身の取組みについて

Q16 生物多様性保全のために、普段の生活の中で取り組んでいる・心がけている活動をお答えください。(複数回答可)

※太字は回答数の多い項目

項目	回答数
①身近な生きものの観察や、外に出て積極的に自然とふれあう	32
②自然観察会、緑地等の整備活動に参加する	14
③洗濯や食器洗いの際、洗剤の使用量を減らすなどして、河川・堀等の水質への影響を考え行動する	36
④公園や河川等の清掃活動に参加する	12
⑤生きものをペットとして飼ったり、植物を育てるときは責任を持って行い、野外に放逐したり捨てたりしないようにする	27
⑥環境教育などで学んだ内容を周囲の人と共有し合う	11
⑦節電や適切な冷暖房の設定など地球温暖化対策に取り組む	55
⑧エコマークやFSC認証などのついた製造・販売・廃棄過程で環境負荷の少ない製品・食品・メーカーを選んで購入する	29
⑨自然の素晴らしさを写真・絵・文章などで伝える	9
⑩家庭菜園、屋上菜園などを通じて自然に親しむ	19
⑪旬のもの、地元のものを選んで購入する	45
⑫特になし	6
⑬その他	3



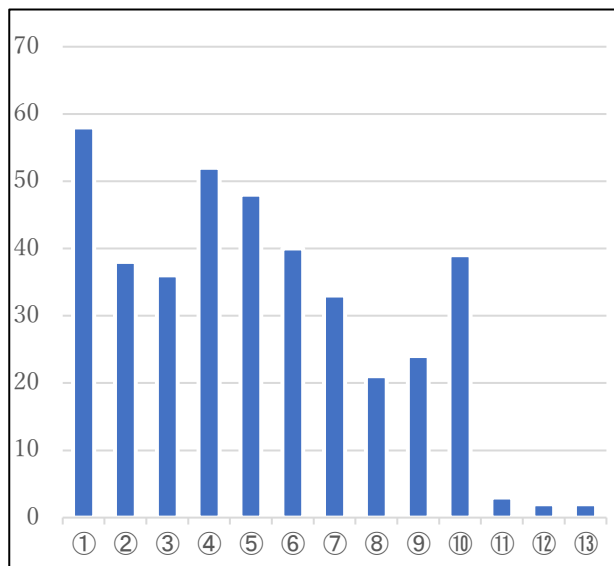
◆生物多様性の保全に関わる自身の取組みとして、節水や節電、地産地消、水質浄化など、生活環境・暮らしに関わる事項に関心が高い。
●暮らしや経済活動・家計に直結する分野と生物多様性の関わりを再認識する取組みの強化

(5)「生物多様性」保全に関わる自身の取組みについて

Q17 あなたは、自然環境や生きもののことを考えて行動していく際に、どのような情報が必要だと思いますか。(複数回答可)

※太字は回答数の多い項目

項目	回答数
①自然や動植物などの生きものに関する一般的な知識	58
②区内の自然環境の保全活動や美化活動、ボランティア活動等の情報	38
③区内の自然観察やエコツアー等の情報	36
④区内の在来の生きものに影響を及ぼしている外来の生きものに関する情報	52
⑤絶滅のおそれのある区内の希少な野生動植物の現状やそれらの生息環境等の情報	48
⑥地球温暖化や食糧生産の拡大等に伴う世界の自然環境の悪化に関する情報	40
⑦動植物などの生きものを大切に世話したり、扱ったりするための情報	33
⑧FSC認証を受けた商品など、環境に配慮した商品を購入するための情報	21
⑨ガーデニングや家庭菜園等の身近な緑化に関する情報	24
⑩旬の食材や、地元産の農畜水産物に関する情報	39
⑪わからない	3
⑫特になし	2
⑬その他	2



◆自らが行動する際に必要な情報として「生きものに関する一般的な知識」「外来生物」「希少な生きものやその生息環境等の情報」の回答が多い。
●「生きもの・生態系ネットワーク」や「自然ふれあいの場・機会」の情報整備・管理・運用の強化

2.2 区民世論調査アンケート（令和4年実施）

調査地域	千代田区全域
調査対象	千代田区在住の満18歳以上の男女
標本数及び抽出方法	2,000 (住民基本台帳から層化無作為抽出)
調査方法	[配布] 郵送配布 [回収] 郵送回収またはインターネット回答
調査期間	2022（令和4）年9月26日～10月17日
回収結果	有効回収数 856（42.8%） 郵送回収 525（61.3%） インターネット回答 331（38.7%）

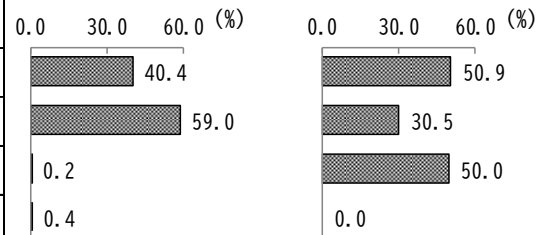
<千代田区世論調査 回答者属性>

●性別

	母集団	母集団 構成比	基数	構成比
男性	28,508	50.0%	346 (176)	40.4%
女性	28,514	50.0%	505 (154)	59.0%
どちらともはいえない	-	-	2 (1)	0.2%
無回答	-	-	3 (0)	0.4%
合計	57,022	100.0%	856 (331)	100.0%

※下段（ ）内は、インターネット回答数内数

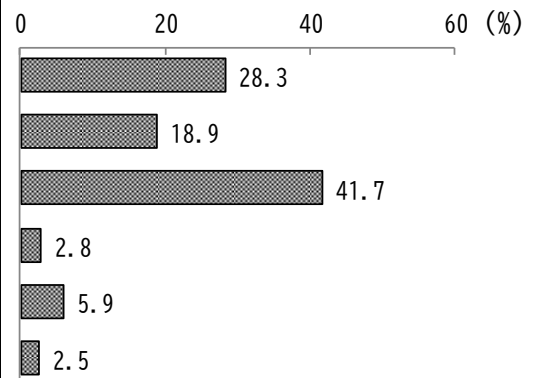
基数（有効回収数）のうち インターネット回答数の割合



●年代別

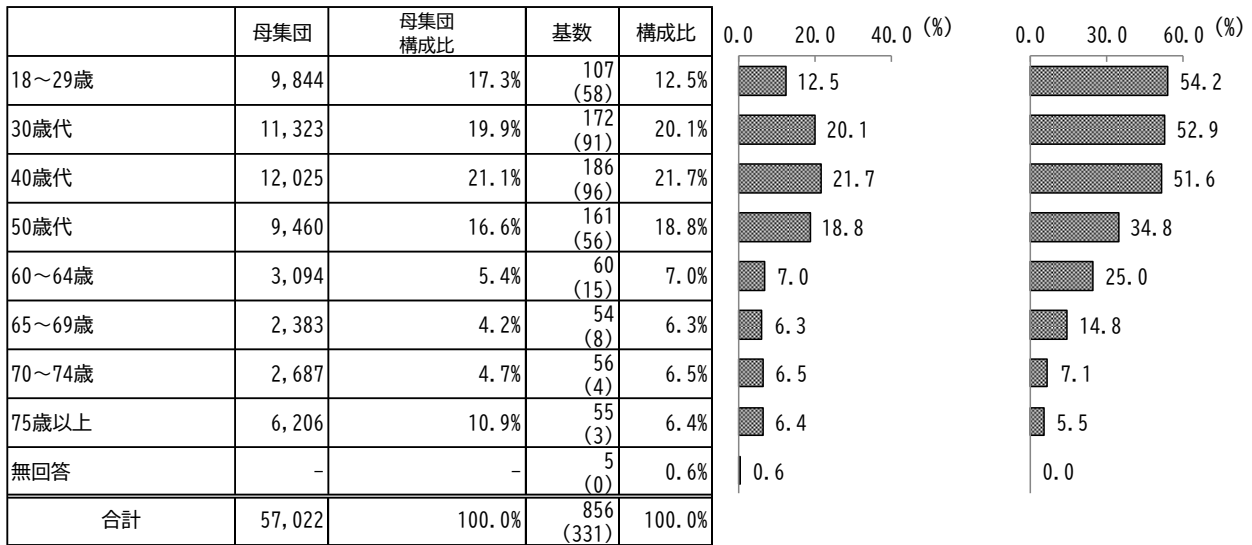
	基数	構成比
千代田区内（居住地区と同じ地区）	192	28.3%
千代田区内（居住地区と異なる地区）	128	18.9%
東京23区内	283	41.7%
東京23区外	19	2.8%
東京都外	40	5.9%
無回答	17	2.5%
合計	679	100.0%

基数（有効回収数）のうち インターネット回答数の割合



●在学・在勤先別

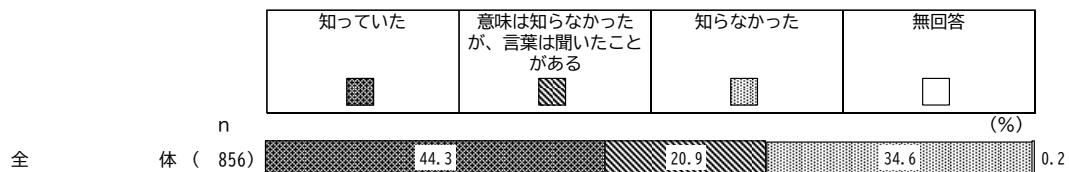
基数（有効回収数）のうち
インターネット回答数の割合



(1) 生物多様性という言葉の認知度

問 あなたは、生物多様性という言葉の意味を知っていましたか。(○は1つ)

生物多様性という言葉の認知度



生物多様性という言葉の認知度について聞いたところ、「知っていた」(44.3%)が4割台半ば近くで最も高く、次いで「知らなかった」(34.6%)が3割台半ば近く、「意味は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」(20.9%)が約2割となっている。

年代・性別では、「知っていた」方の割合は男性18～29歳(61.1%)で6割強と高い。

「知らなかった」方の割合は男性75歳以上、女性60～64歳(50.0%)で5割と高い。

- ◆「知っていた」が4割台半ば近く
- ◆「生物多様性」の言葉の認知度は国の調査に比べ、高い傾向がある。
若い世代ほど認知度が高い傾向がある。

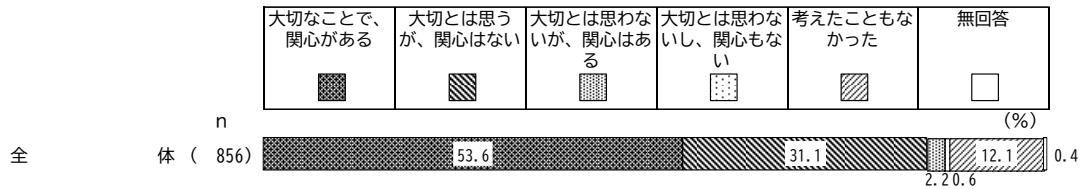
※参考 内閣府 生物多様性に関する世論調査(令和4年7月調査)

「言葉の意味を知っていた」	29.4%
「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」	43.2%
「聞いたこともなかった」	26.5%

(2) 生物多様性への関心の有無

問 あなたは、生物多様性に関心がありますか。(○は1つ)

生物多様性への関心の有無



生物多様性への関心の有無について聞いたところ、「大切なことで、関心がある」(53.6%)が5割台半ば近くと最も高く、次いで「大切とは思うが、関心はない」(31.1%)が3割強、「考えたこともなかった」(12.1%)が1割強と続いている。

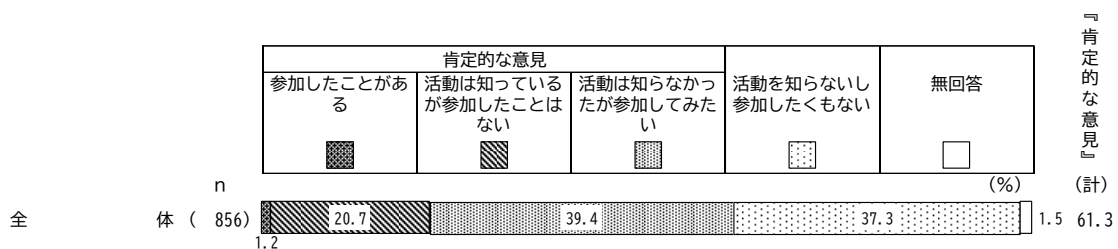
年代・性別にみると、「大切なことで、関心がある」は女性40歳代(61.8%)、女性70～74歳(61.5%)で6割強と高くなっている。

◆「大切なことで、関心がある」が5割台半ば近く

(3) 生物多様性の保全活動等への参加経験

問 区では生物多様性の保全活動や緑地の維持管理活動に区民が積極的に参加することを推進しています。あなたは、区内の緑地の維持管理活動や生物多様性の保全活動に参加したことがありますか。参加したことがある方は、参加した活動名や場所等を具体的にご記入ください。(○は1つ)

生物多様性の保全活動等への参加経験



生物多様性の保全活動等への参加経験について聞いたところ、「参加したことがある」(1.2%)、「活動は知っているが参加したことはない」(20.7%)、「活動は知らなかったが参加してみたい」(39.4%)を合わせた『肯定的な意見』(61.3%)が6割強となっている。一方、「活動を知らないし参加したくもない」(37.3%)は3割台半ばを超えている。

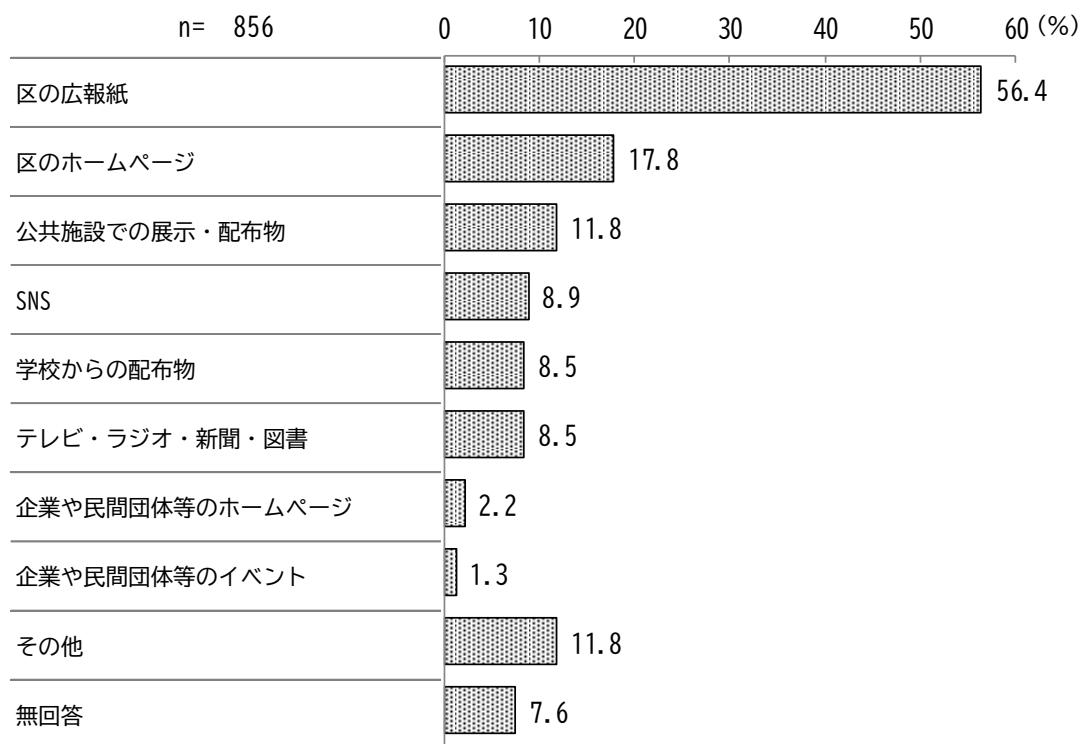
性・年代別にみると、『肯定的な意見』は女性70～74歳(76.9%)、女性40歳代(74.5%)、女性50歳代(71.0%)で7割台と高くなっている。

◆『肯定的な意見』が6割強生物多様性の保全活動の参加経験が少ない。
◆一方で参加したことはないが、参加してみたい、では40歳以降の女性の割合が高く7割以上となっている。

(4) 区内の生物多様性に関する情報の取得媒体

問 あなたは、区内の生物多様性に関する情報（生きもの、環境イベント、取り組み・活動など）は主に何で知りますか。（〇はいくつでも）

区内の生物多様性に関する情報の取得媒体



区内の生物多様性に関する情報の取得媒体について聞いたところ、「区の広報紙」(56.4%)が5割台半ばを超えと最も高く、次いで「区のホームページ」(17.8%)が1割台半ばを超え、「公共施設での展示・配布物」(11.8%)が1割強と続いている。

性・年代別にみると、「区の広報紙」は女性70～74歳(82.1%)、女性65～69歳(81.3%)で8割強と高くなっている。また、SNSは男性18～29歳(27.8%)で2割台半ばを超えと高くなっている。

- ◆「区の広報紙」が5割台半ばを超え
- ◆区政モニター結果と同様に区の広報紙から情報を得る割合が高い。
 - ・年齢が高い世代では区の広報紙のほか、新聞・テレビ・ラジオの割合も高い。
 - ・SNSは若い世代で高い。
 - ・区のホームページは年代別で差が少ない。
 - ・学校からの配布物は子育て世代で高い

4. 用語解説

アダプトプログラム	道路や公園などの公共施設の一部の維持管理を市民団体や企業などの団体が里親となり、養子となった施設の一部を管理する制度です。
一般種	重要種に該当しない、普通にみられる生物の種類のことです。
ESD (Education for Sustainable Development)	Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。 今、世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動に起因する様々な問題があります。ESD とは、これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む (think globally, act locally) ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。つまり、ESD は持続可能な社会の創り手を育む教育です。 引用：文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339970.htm 最終閲覧日：2023年10月26日
内濠	本書では環境省管理用地である「日比谷濠」、「凱旋濠」、「桜田濠」、「半蔵濠」、「千鳥ヶ淵」、「牛が淵」、「清水濠」、「大手濠」、「桔梗濠」、「蛤濠」、「和田倉濠」、「馬場先濠」と、宮内庁管理用地である「二重橋濠」の13濠を指します。
ABINC 認証緑地	一社) いきもの共生事業推進協議会 (ABINC) が定める基準を満たした緑地のことです。 [コラム参照のこと]
エコロジカル・フットプリント	人間が自然環境にどれだけ負荷を与えているのかを可視化し、数値化した指標の一つです。私たちが、ある期間に消費する資源を生産したり、排出する二酸化炭素を吸収したりするのに必要な土地や水域の面積で表します。
江戸のみどり登録緑地	東京都が進める在来種植栽緑地及び生物多様性の保全に取り組んでいる緑地の登録制度です。 [コラム参照のこと]
NbS (Nature - based Solution)	Nature-based Solution (自然を活用した解決策) の略で、国際自然保護連合により、社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらし、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動と定義されました。
OECM 認定	Other Effective area-based Conservation Measures の略語で、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域。日本は OECM の取組みとして、令和5年より自然共生サイトの認定事業を正式に運用開始しました。千代田区内では三井住友海上駿河台ビル屋上庭園や大手町の森などが認定されています。 [コラム参照のこと]
外来生物	もともと自然状態では分布していなかった地域に、人間の様々な活動によって持ち込まれ定着した生物のことです。 [コラム参照のこと]
外来生物法	特定の外来生物による生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的として定められた法律で、正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」です。2004年に最初の法律が公布されました。法律では、問題を引き起こす海外起源の外来生物を指定し、その飼育・栽培・保管・運搬・輸入といった取り扱いを規制しています。 [コラム参照のこと]
下層植生	森林内で上木に対する下木 (低木) や草花からなる植物の集まりのことです。

気候変動枠組条約	気候変動に関する国際連合枠組条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change)。人類の活動によって気候システムに危険な影響をもたらされない水準で、大気中の温室効果ガス濃度の安定化を達成することが目的です。1992年の国連総会で採択され、1994年3月に発効しました。日本は1993年に締結しています。国連機構変動枠組条約の目的を達成するための具体的枠組として、2020年までの枠組である京都議定書(2015年採択)、2020年以降の将来枠組であるパリ協定(2015年採択)があります。日本は1998年に地球温暖化対策推進法を制定、2018年に気候変動適応法を制定しました。 引用・参考：外務省ホームページ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/index.html 最終閲覧日：2023年10月10日
企業緑地	企業が所有する、または、借り受けて管理する緑地のことです。
汽水域	河川などから流出する淡水と、海洋の海水とが混合して形成される中間的な塩分濃度の水体である汽水が恒常的に、あるいは季節的に存在する河口域や内湾のことで
グリーン購入	商品やサービスを購入する際に、品質や価格だけでなく、環境や社会への影響を考え、環境への負荷ができるだけ少ない物や社会面に配慮した商品やサービスを、環境負荷の低減や社会的責任の遂行に努める業者から優先して購入することです。
コアエリア	核となるエリアのことです。千代田区の生態系ネットワークを形成・強化していく上で、まずコアエリア(核となる場所)は皇居の生態系で、外濠公園や清水谷公園、靖国神社や日枝神社の樹林地、企業緑地など、サブとなるコアエリアが点在し、小規模な緑地や街路樹、まちなかで緑化された場所がそれらのエリアを結ぶ役割を持つことで、生態系ネットワークが強化されていきます。
皇居	本書では、皇居にある吹上御苑、西地区、宮殿地区、皇居東御苑を指します。
コリドー	野生生物の生息地間を結び、野生生物の移動に配慮し、連続性のあるネットワーク化された森林や緑地等の空間のことです。
在来種	もともとその地域に生育・生息している生物種のことです。「外来生物」に対する用語として「在来生物」とも言います。
SEGES 認証緑地	社会・環境貢献緑地評価システム。公財)都市緑化機構が認証する緑地です。 [コラム参照のこと]
止水環境	湖や池、沼、河川のわんど、河岸の水たまり等、水の動きの小さい環境のことです。
自然資本	人々へ便益をもたらす、再生可能および非再生可能な天然資源(例：植物、動物、空気、水、土、鉱物)のことで、自然を社会経済を支える資本の一つ、として位置づけたものです。 引用・参考：Conservation International https://www.conservation.org/japan/initiatives/natural-capital
自然植生	人間によって伐採や植林などの手が加えられていない、本来その土地に生育していた植生です。
自然地形	開発等人の手を加えず、その土地本来の地形のことです。 [コラム参照のこと]
地場産業	一定地域に集中して、産地があり、分業して地域の素材や資源を利用して特産品を製造する産業のことです。
重要種	環境省や都道府県、市区町村等で策定されたレッドリスト、レッドデータブック、重要文化財、天然記念物等に該当する生物のことです。
旬の食材	旬ではない時期に収穫する野菜を作るためには、肥料や温度管理など多くのエネルギーが必要です。旬の食材を購入することは環境への負荷軽減につながります。
植生	樹林や草地など、ある場所を覆っている植物の集団のことです。
食品ロス	本来まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。
水生植物帯	水生植物の群落(集まり)で、多様な生き物が産卵、保育、生活の場として利用します。また、陸域から窒素やリンを吸収する役割もあります。

垂直護岸・三面護岸	垂直護岸は河川の壁面が護岸されている（コンクリートで固められている）面が90°の護岸です。三面護岸は、河川の壁面、川床を護岸されていることです。
生態系	ある空間（地域）に生きるすべての生物とその基盤となる地形・土壌・水などからなる、ひとまとまりの自然の系（システム）のことです。生物は、食べたり食べられたり、あるいは互いの生存を助けながら複雑に関わり合い、それぞれの役割をもって生態系を構成しています。
生態系サービス	人間が現在の生活を維持していくために、生態系が果たしているさまざまな機能はなくてはならないものです。生態系の機能のうち、とくに人間がその恩恵に浴しているものを生態系サービスと呼びます。
生態系ネットワーク	様々なタイプの緑地（大小緑地や街路樹など）や水辺（河川・池沼・湿地など）が、生態的なまとまりを考慮したうえで、それぞれが有機的につながり生物の移動が可能となっている状態のことです。エコロジカル・ネットワークとも言います。千代田区の生態系ネットワークは、まずコアエリア（核となる場所）は皇居の生態系、外濠公園や清水谷公園、靖国神社や日枝神社の樹林地、企業緑地など、サブとなるコアエリアを小規模な緑地や街路樹、まちなかで緑化された場所がエリア間を結ぶ役割を持つことで、生態系ネットワークが強化されていきます。
生物多様性条約	生物の多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity (CBD)）。生物の多様性を「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つのレベルで捉え、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的とする条約です。1992年6月の地球サミットの場で各国の署名が開始され、1993年12月29日に発効しました。日本は1992年に署名しています。条約事務局はカナダのモントリオールにあります。また、条約の目的を遂行するために、カルタヘナ議定書（2000年採択）、名古屋・クアラルンプール補足議定書（2010年採択）、名古屋議定書（2010年採択）、昆明・モントリオール生物多様性枠組（2022年採択）があります。日本は、1995年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、その後5回の見直しが行われ、2023年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。 引用・参考：環境省 https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/index.html 最終閲覧日：2023年10月10日
絶滅危惧種	もともと数が少ない、あるいは開発などによって数が減っているなどにより絶滅のおそれのある生物種のことです。本書では、環境省や東京都のレッドリストに挙げられている絶滅のおそれのある野生生物種を指します。
大径木	成人男性の胸の高さの幹の直径が70 cm以上、細い側の直径が30 cm以上の木のことです。
昼間人口	後述する夜間人口に加え、通勤、通学先を反映した人口のことです。
底生動物	水中のうち主に水底に生息する動物の総称です。貝類、甲殻類、ゴカイ、ユスリカ幼虫など、水底を這ったり泥中に潜って生息する動物が含まれます。
特定外来生物	外来生物法によって指定された、規制の対象となる外来生物のことです。外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。最近では2023（令和5）年6月からアカミミガメ、アメリカザリガニが条件付特定外来生物に指定されました。 [コラム参照のこと]
鳥散布	鳥散布とは、鳥が植物の実を食べ、消化しきれなかった種子を糞として落とし、散布することです。

ネイチャーポジティブ	<p>生物多様性の損失を止め、回復傾向へと向かわせることです。ネイチャーポジティブは2020年の国連生物多様性サミットにて発足した「リーダーによる自然への誓約」にて、持続可能な開発の達成を目的に2030年までに生物多様性を回復の道に導くと示されたことにあります。この誓約の考え方を引継ぎ、「2030年自然協約」でネイチャーポジティブが正式に記載されました。</p> <p>2022年12月に開催された国連生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)では、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、2050年の「自然共生社会の実現」を目指し、2030年のミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」ことが示されました。また日本では「生物多様性国家戦略2023-2030」において、同様に2050年までの自然共生社会を目指して、2030年ネイチャーポジティブを実現させることとし、そのための5つの戦略を示しています。</p>
ビオトープ	<p>ギリシャ語のビオス(Bios：生物)とトポス(Topos：場所)を合成したドイツ語で、「生物の生息する空間」と説明されるのが一般的です。何らかの生きものが生息・生育しうるあらゆる空間を言い表す用語です。最近では、トンボ池など人が創出した場所を指して「ビオトープ」と呼び、子どもの体験教育の場などとして活用しているところが増えています。</p> <p>[コラム参照のこと]</p>
腐生植物	<p>光合成によって養分をつくるための葉緑素をもたず、根に共生する菌類から養分を得て生育する植物のことです</p>
ベイトトラップ	<p>穴を掘って中に虫を誘因するエサ等を入れたコップを埋め、落とし穴の要領で地上を徘徊する昆虫を採集する方法です。</p>
保全	<p>保護して安全な状態にすることです。特に自然環境に関しては、「保護」は一切の人の影響を取り除いて守る意味として使われることが多いのに対し、「保全」は必要に応じて人が手を加えながらより良い状態として維持することをも含めて使われます。</p>
夜間人口	<p>ある範囲・地域内に住民票を置く(住んでいる場所)人口のことです。</p>
幼生	<p>動物の発育途中のものです。卵から出て生活を始めましたが、まだ親と同じ形になっていないものです。</p>
緑化率	<p>ある場所の全面積のうち、緑化された場所の面積が占める割合のことです。</p>
林床環境	<p>森林内の地表環境のことです。普通、落ち葉等が堆積し、薄暗く湿った環境になっています。</p>
ワンヘルス・アプローチ	<p>人の健康、動物の健康及び環境の健全性の確保はそれぞれ独立して扱うのではなく、相互に連携して統合的にとりくむべき課題であるとする考え方です。</p> <p>引用・参考：EIC ネット https://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=4730 最終閲覧日：2023年10月10日</p>